

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-①)

施策目標		1 居住の安定確保と暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る						担当部局名	住宅局			作成責任者名	住宅政策課長 坂根 工博	
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、子どもを育成する家庭等を含む全ての世帯において、居住の安定が確保されるとともに、暮らしやすい居住環境・良質な住宅ストックの形成を図る。						施策目標の評価結果	努力が必要である	政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進	政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等	初期値	実績値						評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
1 最低居住面積水準未達率	4.3%	平成20年	4.3%	-	-	-	-	B-1	早期に解消	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(早期に解消)を基に、平成27年までの数値を形式的に設定したもの。			
2-① 子育て世帯における誘導居住面積水準達成率(①全国)	40%	平成20年	40%	-	-	-	-	B-1	50%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(全国:50%(平成27年))を基に設定したもの。			
2-② (②大都市圏)	35%	平成20年	35%	-	-	-	-	B-1	43.8%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(大都市圏:50%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年までの数値を形式的に設定したもの。			
3 生活支援施設を併設している公的賃貸住宅団地(100戸以上)の割合	16%	平成21年度	-	16%	19%	24%	集計中	A-2	21%	平成27年度	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(25%(平成32年度))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。			
4 高齢者人口に対する高齢者向け住宅の割合	0.9%	平成17年	1.5%	-	-	-	-	A-2	2.3~3.7%	平成27年	住生活基本計画(全国計画)(平成23年3月15日)及び日本再興戦略(平成25年6月14日)において、この割合を2020年を目途に欧米並み(3~5%)とすることを目標として掲げている。これらを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。			
達成手段(開始年度)	25年度行政事業レビュー事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1) 公的賃貸住宅の管理等(平成18年度)	0001	15,651 (11,666)	10,638 (8,806)	9,393 -	○平成17年度以前に国及び地方公共団体からの支援を前提に公共団体の認定を受けて供給された施策住宅等に対する支援を維持するために必要な家賃低減に対する支援などを実施。 ・家賃の低廉化に係る費用に対する助成・・・補助基本額(近傍同種の住宅の家賃と入居者負担基準額との差額)に対する助成 ○なお、平成21年度まで計上されていた地域住宅交付金については、平成22年度からは社会資本整備総合交付金に移行している。				1.2	-				
(2) 住宅金融支援機構(平成19年度)	0002	100,734 (99,233)	60,712 (55,955)	46,434 -	○民間金融機関による長期固定金利の住宅ローン(フラット35)の供給を支援する証券化支援事業や民間金融機関の住宅ローンの円滑な供給を促進する住宅融資保険事業、政策上重要な融資業務などを行う。 ○なお、ローン金利の引下げのための費用は平成22年度予算から補助金で措置。				1.2	-				
(3) 東日本大震災公的賃貸住宅等復旧・復興事業(東日本大震災関連)(平成23年度)(関連:25-②、⑤)	167	147,547 (7,320)	22,475 (8,464)	4,363 -	東日本大震災関連の公的賃貸住宅等に対する下記復旧・復興事業であり、平成24年度以降は復興庁で一括計上し、国土交通省で執行。 ・公営住宅等の居住の安定確保(住まい確保の支援等)について補助 ・被災案件に係る建築確認検査手続きの円滑化を図るため、指定確認検査機関における体制整備等に要する費用について補助 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。				1	-				

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-②)

施策目標		2 住宅の取得・賃貸・管理・修繕が円滑に行われる住宅市場を整備する						担当部局名	住宅局			作成責任者名	住宅政策課長 坂根 工博			
施策目標の概要及び達成すべき目標		住宅ストックの質の向上を図る取組や、市場における適正な取引の実現に資する施策等を通じ、適切に維持管理された住宅ストックが円滑に流通する市場環境を整備する。これにより、良質な住宅ストックが将来世代へ承継されるとともに、国民が求める住宅を無理のない負担で安心して選択できる市場の実現を目指す。						施策目標の評価結果	おおむね順調である		政策体系上の位置付け	1 少子・高齢化等に対応した住生活の安定の確保及び向上の促進		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		目標年度							
5-①	住宅の利活用期間 (①減失住宅の平均築後年数)	約27年	平成20年	約27年	-	-	-	-	B-1	約35年	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(①約40年(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に目標値を設定したもの。				
5-②	(②住宅の減失率)	約7.0%	平成15～20年	約7.0%	-	-	-	-	A-1	約6.5%	平成22～27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(②約6%(平成27～32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に目標値を設定したもの。				
6	リフォーム実施戸数の住宅ストック戸数に対する割合	3.5%	平成16～20年平均値	3.5%	-	-	-	-	A-1	5.0%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(6%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
7	既存住宅の流通シェア	14%	平成20年	14%	-	-	-	-	B-1	20%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(25%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
8-①	マンションの適正な維持管理 (①25年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	37%	平成20年度	37%	-	-	-	-	A-1	56%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(70%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
8-②	(②新築で30年以上の長期修繕計画に基づく修繕積立金額を設定している管理組合の割合)	51%	平成20年度	51%	-	-	-	-	A-1	概ね80%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(概ね100%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
9	新築住宅における住宅性能表示の実施率	24%	平成22年度	19.3%	19.1%	24%	23.5%	22.7%	B-1	37%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(50%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
10	リフォーム時に瑕疵担保責任保険に加入した住宅の全リフォーム実施戸数・棟数に占める割合	0.2%	平成22年4～12月	-	-	0.2%	-	-	N-2	5.1%	平成27年	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(10%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				
11	新築住宅における認定長期優良住宅の割合	8.8%	認定長期優良住宅の供給が開始された平成21年6月～平成22年3月までの値	-	8.8%	12.7%	12.5%	12.0%	B-1	14.4%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(20%(平成32年))を基に、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したもの。				

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 住宅市場環境整備推進経費 (平成18年度)	0003	-	97	94	事業の目的を達成するため、平成25年度は4つの調査等を行う。 ①住宅市場に係る総合的な調査 ②マンションストックの適正な管理及び再生のための調査検討経費 ③既存住宅流通市場の活性化に向けた情報提供に関する調査経費 ④既存住宅に係る住宅性能表示制度等の認定・評価に関する調査検討経費	5,6,7,8	-
(2) 市街地環境整備推進経費 (平成18年度)	0004	18	30	30	近年の経済社会状況の変化を踏まえつつ、建築等を通じた良好な市街地環境の形成を図るため、建築基準法上の集団規定に関する要望等に即した検討等により、市街地環境の実態を把握し効果的な規制誘導方策のとりまとめを行い、求められる性能(周辺への影響度合い等)に基づく合理的な用途規制方策や近年の居住環境ニーズに対応した形態規制の運用方策等のあり方について具体的に検討を進める。	5	-
(3) 住宅・建築物安全安心対策推進経費 (平成15年度)	0005	115	112	102	事業の目的を達成するため、平成25年度は7つの調査等を行う。 ①建築基準に関する国際基準整合調査 ②建築関連手続きのオンライン化の推進に係る調査検討 ③民間建築物におけるアスベスト実態調査の環境整備 ④建築設備等の安全・安定性の確保に関する調査・検討 ⑤リフォーム相談ガイドライン・専門家育成プログラムの作成経費 ⑥ユネスコ事業拠出金 ⑦建築基準法の性能技術基準整備調査	5	-
(4) 民間事業者等の知見を活用した建築基準整備の推進事業 (平成20年度)	0006	905	900	900	国が住宅・建築物に係る技術基準を整備する上で必要な調査事項について、国が設定した課題に基づき、基礎的なデータ・技術的知見の収集・蓄積等の調査及び基礎資料の作成を行う民間事業者等に対して補助する。(補助率:定額補助)	-	調査項目数 各課題において設定した調査目標に対して成果の達成度を評価したものの平均値
(5) 建築物の安全確保のための体制の整備事業 (平成22年度)	0008	340	300	300	下記の建築物の安全確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①耐震化等の促進:建築確認が行われた物件から抽出した建築物の構造計算結果の検証の実施、特定行政庁の違反是正指導の技術的支援等 ②建築材料等の品質確保のための体制の整備:建築基準法における構造方法及び建築材料等に係る、市場流通品や生産体制の検証、認定仕様による試験体の作成、防耐火試験等による性能の確認等	-	防耐火構造等の性能の確認数 耐震性の検証を行った物件数 防耐火関係の構造方法等のサンプル調査において性能の確認数に対する必要な性能を有しないことが確認された件数の割合
(6) 住宅市場技術基盤強化推進事業 (平成23年度)	0009	1,473	1,957	1,956	1) 先導的な技術開発等に関する事業 ・工法、要素技術などの開発 ・リフォームなど特殊な条件下の施工技術の開発 ・廃棄物削減に資する施工技術等の開発 ・評価・検査技術の開発 ・建材・資材の流通システムや生産工程の合理化、低コスト化に関する開発 ・住宅の質等に関する新しいニーズに対応した計画技術に関する開発 ・技術開発のロードマップ作成等 2) 技術的基盤の強化等に関する事業 ・情報発信、情報提供のための講習会・シンポジウムの実施等 ・相談体制の整備等	6,7	-
(7) 住宅セーフティネット基盤強化推進事業 (平成23年度)	0010	299	700	450	○既存賃貸住宅活用に係る地域ネットワークの形成・活用促進事業 地方公共団体と宅地建物取引業者、賃貸住宅管理業者等との連携・協力により、物件情報の収集や管理面での効率化・円滑化の仕組みを構築する取組みを支援し、既存賃貸住宅の一部の借上げによる公営住宅の供給を促進する。 ○家賃債務保証業務等の適正化支援 家賃債務保証業務の適正化を図るため、事業者等に対する情報提供、当該業務のあり方等についての講習会・説明会の実施に係る取組み等を支援する。 ○賃貸住宅関連紛争に係る紛争処理円滑化支援 裁判外紛争処理手続き(ADR)の活用等による電話相談や面接相談体制の整備等を支援する。 ○居住支援協議会活動支援 住宅セーフティネット法に規定する居住支援協議会等が行う民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する活動を支援する。 ○改正高齢者住まい法の普及促進事業 サービス付き高齢者住宅について登録制度を設ける改正高齢者住まい法の円滑な施行・運用を図るため、事業者等に対する情報提供、登録情報の分析等、当該制度の周知・普及に係る取組みを支援する。	7	-

(8)	木造住宅施工能力向上・継承事業 (平成24年度)	0011	765 (733)	987 (891)	987 -	木造住宅等の施工能力向上・継承に向けた取組として、①木造住宅の省エネ施工技術に関する講習、②木造住宅の耐震診断・耐震改修に関する講習、③木造住宅の構造計画に関する講習、④既存住宅のリフォーム推進に資する診断・修繕計画策定・施工技術等に関する講習、⑤長期優良住宅の施工等に係る大工技能者等の育成に向けた技術講習及び実技指導、⑥伝統的な技術を活用した木造住宅の施工を担う大工技能者等の育成に向けた技術講習及び実技指導を実施する事業者について、事業計画の提案を公募し、学識経験者の意見を踏まえて選定された事業に対して補助を行う。(補助率:定額)	5, 6, 11	-
(9)	建築確認手続き円滑化等推進事業 (平成23年度)	0013	396 (325)	200 (158)	150 -	東日本大震災による建築被害を踏まえた制度見直し内容の設計者側・審査側への周知徹底、設計者側・審査側の技術力向上に向けた取組を行う者を助成する。(補助率:定額補助)	-	補助金の交付件数 構造計算適合性判定を要する物件に係る申請受付から確認済証交付までに要した実日数の平均
(10)	木造建築基準の高度化推進事業 (平成23年度)	0014	437 (417)	550 (522)	200 -	木造3階建ての学校や延べ面積3,000㎡を超える建築物の火災時の安全性については、規制の緩和等を行うために必要な既存の技術的知見が存在しない。このため、当該建築物の火災時の避難安全の確保、著しい延焼・危害の防止について、実大火災実験や関連する要素実験(特定の仕様による実験結果が、他の仕様にも適用できるか確認するための部材実験等)、シミュレーション等の調査分析を行う民間事業者等に対して補助を行い、技術基準整備に必要なデータの収集整理を行う。(補助率:定額補助)	-	補助金の交付件数 本事業は、木造建築関連基準等の整備のために必要な知見を3年計画で得ることが目的であるため、単年度ごとに成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない
(11)	既存住宅等に対応した住宅瑕疵担保責任保険の提供体制の整備事業 (平成24年度)	0016	- -	181 (169)	150 -	消費者が安心して既存住宅の取得やリフォーム工事を進める環境を整備するため、消費者ニーズに対応した保険商品の充実について検査技術の導入・実用化に対する支援を行う。また、住宅事業者が新築住宅を引き渡す場合に、保険又は供託による資力確保を義務付けている「住宅瑕疵担保履行法」に基づく住宅瑕疵担保責任保険の設計施工基準については、保険法人間の基準の整合を図るため国が関与する必要があることから、保険事故の発生状況を踏まえた基準見直しに係る取組に対する支援を行う。	6, 7, 10	-
(12)	既設昇降機安全確保緊急促進事業 (平成24年度)	0017	- -	49 (47)	- -	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に規定する特定建築物(病院、学校、分譲マンション等)のうち、三大都市圏等の区域内における耐火建築物等であることその他の要件を満たすものに設けられているエレベーターについて、費用・工期に関して一定以上の水準(1台当たり4,000千円以下、7日間以内)である等モデル性を有した防災対策改修に対して国が直接支援を行う。	-	防災対策改修の実施台数 防災対策改修が実施されている既設エレベーターの割合
(13)	東日本大震災公的賃貸住宅等復旧・復興事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連:25-①、②)	167	147,547 (7,320)	22,475 (8,464)	4,363 -	東日本大震災関連の公的賃貸住宅等に対する下記復旧・復興事業であり、平成24年度以降は復興庁で一括計上し、国土交通省で執行。 ・公営住宅等の居住の安定確保(住まい確保の支援等)について補助 ・被災案件に係る建築確認検査手続きの円滑化を図るため、指定確認検査機関における体制整備等に要する費用について補助 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	5, 6	-
(14)	東日本大震災災害復興住宅融資等緊急対策費補助金(東日本大震災関連)(平成23年度)	168	206,700 (206,700)	53,900 (53,900)	- -	①災害復興住宅融資の拡充等 東日本大震災により被害を受けた者に対して、災害復興住宅融資の金利引下げ(建設・購入の場合、当初5年間0%など)、元金据置期間の延長(最長3年→最長5年)、申込期間の延長(平成27年度末まで)を行う。 また、住宅には被害がなく、宅地のみ被害が生じた場合において復旧資金を貸し付ける災害復興宅地融資を行う。 ②既住貸付者に対する返済方法の変更 東日本大震災により被災した住宅金融支援機構(旧住宅金融公庫)の利用者で、一時的に今後の返済が困難となる方に対して、通常の支援措置の拡充(最長5年間の返済猶予、返済猶予期間中の金利引下げ(最大「1.5%引下げた金利又は0.5%のいずれか低い方」)、返済期間の最大5年延長)を行う。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	5-①	-
(15)	空き家管理等基盤強化推進事業 (平成25年度)	新25-01	- -	- -	200 -	住宅ストックの適切な維持管理が行われるための環境整備として、空き家等の活用・適正管理・除却について、所有者に対する相談体制の整備や関連するビジネスの育成・普及を支援する。	-	空き家等の適正管理に関する相談窓口を創設した都道府県の割合 実施事業者数
(16)	マンション管理適正化・再生推進事業 (平成25年度)	新25-03	- -	- -	151 -	(1)マンション管理組合の活動を支援する法人等が行う管理組合における合意形成をサポートする取組み等のマンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた次の事業 ①専門家の活用も含めた新たなマンション維持管理の適正化に係る事業 ②被災時のマンション生活維持のための環境整備に係る事業 ③持続可能社会に対応したマンション再生の促進に係る事業 (2)マンション管理適正化・再生推進に当たっての課題の解決に向けた成功事例の収集・分析等を行う事業	8	-
(17)	住宅ストック活用・リフォーム推進事業 (平成25年度)	新25-04	- -	- -	1,000 -	中古住宅流通市場・リフォーム市場の20兆円までの規模倍増に向けて、消費者に対する相談体制の整備等により市場環境を整備するとともに、市場の活性化に資する民間の取組を支援する。	6, 7, 10	-
(18)	住宅市場安定化体制整備事業 (平成25年度)	新25-05	- -	- -	1,000 -	一時の税負担の増加による影響を平準化し、及び緩和する観点から行うこととしている住宅取得者等に対する給付措置について、平成26年4月1日より申請受付を開始することができるよう、以下の事業を行う。 ・申請様式、記載要領の作成 ・申請受付・審査・管理システムの構築及び審査マニュアルの作成 ・住宅事業者及び住宅取得予定者等に対する説明会等を通じた周知 ・給付措置に関する問い合わせ対応を行うコールセンターの開設 等	9	-

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-③)

施策目標		3 総合的なバリアフリー化を推進する						担当部局名	総合政策局			作成責任者名	安心生活政策課長 岩月 理浩			
施策目標の概要及び達成すべき目標		高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。						施策目標の評価結果	おおむね順調である		政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
12	公共施設等のバリアフリー化率(①特定道路におけるバリアフリー化率、②段差解消をした旅客施設の割合、③視覚障害者誘導用ブロックを整備した旅客施設の割合、④障害者対応型便所を設置した旅客施設の割合⑤不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑥不特定多数の者等が利用する一定の建築物(新築)のうち誘導的なバリアフリー化の基準に適合する割合、⑦園路及び広場、駐車場、便所がバリアフリー化された都市公園の割合((i)園路及び広場、(ii)駐車場、(iii)便所)、⑧バリアフリー化された路外駐車場の割合)	①平成23年度 ②平成21年度 ③平成21年度 ④平成22年度 ⑤平成21年度 ⑥平成21年度 ⑦(i)約47% (ii)約47% (iii)約32% (iv)平成25年度 ⑧45%	①60% ②- ③- ④- ⑤46% ⑥15% ⑦(i)約45% (ii)約36% (iii)約29% ⑧37%	①67% ②70% ③89% ④67% ⑤47% ⑥14% ⑦(i)約46% (ii)約38% (iii)約31% ⑧41%	①74% ②78% ③92% ④75% ⑤48% ⑥17% ⑦(i)約47% (ii)約39% (iii)約32% ⑧45%	①77% ②81% ③93% ④78% ⑤50% ⑥18% ⑦(i)約48% (ii)約44% (iii)約33% ⑧47%	①81% ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中 ⑦集計中 ⑧集計中	①A-2 ②A-2 ③A-2 ④A-2 ⑤A-1 ⑥A-1 ⑦集計中 ⑧集計中	①約87% ②約95% ③約95% ④約88% ⑤約54% ⑥22% ⑦約54% ⑧約58%	平成27年度	①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)において、平成32年度までの目標値(約100%)を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。 ②③④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを指すこととしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする)。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。 ⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針(国土交通大臣告示)における平成32年度までの目標値(約60%)を設定している。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。 ⑥これまでの取組と平成14年(「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律(旧ハードビル法)改正)からの認定特定建築物に対する支援措置の拡充等を踏まえ、平成32年度までに2,000㎡以上の特別特定建築物のフロアのうち建築物移動等円滑化誘導基準を満たす割合の目標値(30%)を設定し、これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を案分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。 ⑦移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして、園路及び広場については約54%、駐車場については約50%、便所については約39%に設定したものの。 ⑧移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度までに路外駐車場の70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、平成32年度までの中間年である平成27年度に目標の5割以上を達成することとして約58%に設定したものの。					
13	バリアフリー化された車両等の割合(①鉄軌道車両、②ノンステップバス、③リフト付きバス等、④福祉タクシー、⑤旅客船、⑥航空機)	①平成21年度 ②平成21年度 ③平成21年度 ④平成22年度 ⑤平成22年度 ⑥平成22年度	①41.3% ②- ③- ④10,742台 ⑤16.4% ⑥64.3%	①45.7% ②- ③- ④11,165台 ⑤18.0% ⑥70.2%	①49.5% ②35.5% ③3.0% ④12,256台 ⑤18.1% ⑥81.4%	①52.8% ②38.4% ③3.3% ④13,099台 ⑤20.6% ⑥86.1%	①集計中 ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中	①A-2 ②B-2 ③B-2 ④A-2 ⑤B-2 ⑥A-2	①約60% ②約52% ③約12% ④20,000台 ⑤約34% ⑥約85%	平成27年度	移動等円滑化の促進に関する基本方針において、平成32年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、ノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、リフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約90%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約28,000台を導入することを目標としている。これを踏まえ、現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を形式的に設定したものの。					
14	高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅のバリアフリー化率(①一定のバリアフリー化、②高度のバリアフリー化)	①37% ②9.5%	平成20年 37% 9.5%	-	-	-	-	B-1	①59% ②18.5%	平成27年	高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活をおくることができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(一定:75%(H32)、高度:25%(H32))を基に、現況値とH32年の目標値との差を按分し、H27年の数値を形式的に設定したものの。					
15	共同住宅のうち、道路から各戸の玄関まで車椅子・ベビーカーで通行可能な住宅ストックの比率	16%	平成20年 16%	-	-	-	-	A-1	23%	平成27年	高齢者、障害者、子どもをはじめとする全ての居住者が安全・快適に住み続けられるよう、個人の努力のみでは達成困難な共同住宅の共用部分のユニバーサルデザイン化(バリアフリー化)について、住生活基本計画(平成23年3月15日閣議決定「住生活基本計画(全国計画)」)で設定している目標値(28%(H32))を基に、現況値とH32年までの目標値との差を按分し、H27年の数値を形式的に設定したものの。					
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要		関連する業績指標等番号		達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
(1) 総合的なバリアフリー社会の形成の推進(平成18年度)		25年度行政事業レビュー事業番号 18	23年度(百万円) 44 (33)	24年度(百万円) 39 (29)	35	建築物や公共交通機関などのバリアフリー化や、地域内における一体的・連続的なバリアフリー化を促進するなど、バリアフリー施策を総合的に展開することを目的とした「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(バリアフリー法)が平成18年12月から施行された。本法では、バリアフリー施策のスパイラルアップ及び心のバリアフリーについては、国の責務とされている。これを踏まえ、高齢者・障害者をはじめとする誰もが自立できるユニバーサルデザインの考え方に基いたバリアフリー社会を構築を実現するための施策として、1)当事者参画によるスパイラルアップのための体制の確立に向けた施策関連事業、2)地方公共団体のための基本構想作成等促進事業、3)心のバリアフリーの推進関連事業を推進する。		12								

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-④)

施策目標		4 海洋・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成、海洋廃棄物処理、海洋汚染防止を推進する						担当部局名	港湾局			作成責任者名	海洋・環境課長 津田 修一			
施策目標の概要及び達成すべき目標		海洋汚染防止対策や干潟の再生、海岸浸食対策等を実施することにより、良港な海洋・海岸・沿岸域環境や港湾空間の保全・再生・形成を図る。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	2 良好的な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
16	我が国の沿岸に重大な被害を及ぼす海洋汚染等の件数	0件	平成18年度	0件	0件	0件	0件	0件	A-2	0件	毎年度	我が国の海洋環境に過去に例を見ないほど甚大な被害を与えた「ナホトカ号油流出事故」(平成9年)と同等又はそれ以上の規模の事故を未然に防止する必要があるため。				
17	油流出事故を起こした船舶の保険未加入隻数	0隻	平成19年度	0隻	0隻	0隻	0隻	0隻	A-2	0隻	毎年度	・我が国に入港しようとする国際総トン数100トン以上の外航船舶に対しては油濁損害及び船体撤去をてん補する船主責任保険への加入義務付け等を内容とした法改正以降、船舶油濁損害賠償保障法を適切に運用しており、運用の成果を示している指標であるため。 ・船舶油濁損害賠償保障法の施行以降、我が国に入港しようとする外航船舶のうち、油流出を伴う座礁等の事故を起こしたものの保険未加入隻数は0隻であることから次年度以降も保険未加入隻数0隻とすることを目標値として設定。				
18	過去の開発等により失われた干潟のうち復元・再生した割合	約37.8%	平成23年度	-	-	-	37.76%	38.04%	B-2	約40%	平成28年度	・過去の開発等により失われた良好な自然環境である干潟の中で、回復可能な面積のうち復元・再生した割合として設定。 ・業績指標の根拠: 社会本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)				
19	廃棄物を受け入れる海面処分場の残余確保年数	約6年	平成19年度	約7年	約7年	約7年	約7年	約7年	A-2	約7年	平成24年度	・一般廃棄物に関して、内陸部における処分場の確保が困難になってきていることから、海面処分場への依存度が高くなっており、港湾において海面処分場を計画的に整備する必要があるため。 ・目標値については、通常、海面処分場の計画策定から廃棄物の受け入れ開始までに約7年の年数が必要であることから、廃棄物処分場の困難な状況を回避するため、残余年数の目標値を7年と設定。 ・業績指標の根拠: 循環型社会形成推進基本計画(平成25年5月31日 閣議決定)				
20	三大湾において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の取組により底質の改善が必要な区域のうち改善した割合	約46%	平成23年度	-	-	-	46.2%	47.0%	A-2	約50%	平成28年度	・三大湾(東京湾、大阪湾、伊勢湾)において、水質改善等を図るため、深掘跡の埋め戻しや覆砂等の底質改善が必要な区域のうち、改善した割合として設定。 ・業績指標の根拠: 社会資本整備重点計画(平成24年8月31日 閣議決定)				
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1)	国連環境計画拠出金(平成16年度)	0019	13 (13)	12 (12)	12	日本海を含む日本周辺海域の環境保全と改善に取り組む枠組みである「北西太平洋地域海行動計画(NOWPAP)」に対して、資金的な支援をすることにより、我が国が接する日本周辺海域の海洋環境を改善する。					16	-				
(2)	国連開発計画拠出金(平成18年度)	0020	11 (11)	10 (10)	10	東アジア海域における海洋の開発と海洋環境との保全の調和を目指す枠組みである「東アジア海域環境管理パートナーシップ(P-EMSEA)」に対して資金的な支援をすることにより、我が国が接する東アジア海域の海洋環境を改善する。					16	-				
(3)	海洋・沿岸域環境の保全等の推進(平成20年度)	0021	13 (12)	12 (10)	59	我が国における海洋管理及び利活用のあり方に関する調査検討、海洋・沿岸域環境の保全に資する海洋汚染防止制度の普及啓発など、海洋基本法(平成19年度成立)及び海洋基本計画(平成25年閣議決定)に基づく施策を着実に実施し、海洋・沿岸域環境の保全等の推進に資する。					16	-				
(4)	低潮線の保全に要する経費(平成23年度)	0023	55 (54)	55 (50)	55	「排他的経済水域及び大陸棚の保全及び利用の促進のための低潮線の保全及び拠点施設の整備等に関する法律(低潮線保全法)」に基づき、我が国の排他的経済水域及び大陸棚の保持を図るため、排他的経済水域及び大陸棚に係る海域の限界を画する基礎となる低潮線を保全することを目的とし、衛星画像による低潮線保全全区域及びその周辺の状況調査、防災ヘリコプターによる低潮線及びその周辺の巡視、低潮線保全全区域の周知のための看板設置を行う。					-	平成25年度の低潮線及びその周辺の状況調査(巡視等)区域数:177/177(状況調査区域数/水管理・国土保全局所管区域数)				

(5)	船舶油濁損害対策 (平成17年度)	0024	33 (14)	33 (14)	42	外国船舶に保険加入を義務付けている船舶油濁損害賠償保障法の運用のため、我が国へ入港する船舶に対して国土交通大臣(地方運輸局長等)の交付する証明書の船内備え置き義務や、入港の際の保険加入状況の事前通報義務などを規定している。又、違反が推定される船舶に対しては入港時に立入検査を実施することとしている。このような証明書の交付事務、事前通報の保険加入状況の確認のための情報管理のほか、関係官庁(海上保安部、港湾局等)との連携した立入検査等、同法の的確な運用を行っている。外国船舶から大量の油等の排出があり、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第41条の2の規定に基づく海上保安庁長官の要請を受けて地方公共団体が油等防除措置を講じた場合であって、当該費用を船主から徴収することができなかった場合等には費用を補助している。(補助率2分の1)	17	
(6)	港湾環境整備事業 (昭和48年度)	0025	3,181 (4,004)	6,841 (5,443)	6,501	港湾区域内の環境改善及び適正な港湾利用を確保するとともに、浚渫土砂や一般廃棄物の受け入れ等を目的として、廃棄物埋立護岸の整備や水質浄化、底質改善を行う。	18 19 20	
(7)	港湾環境整備事業(東日本大震災関連) (平成23年度)	0027	750 (0)	268 (649)	66	東日本大震災により発生した津波堆積物等の災害廃棄物の受け入れ等を目的として、廃棄物埋立護岸の整備を行う。	19	
(8)	海岸事業 (昭和24年度)(関連:25-⑫、⑬)	0022	9,710 (9,656)	10,057 (10,042)	9,770 -	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。また、国土保全上極めて重要である沖ノ鳥島海岸で、海岸の維持管理を実施する。 国費率・補助率 直轄事業:国10/10、2/3	-	
(9)	海岸事業(直轄・補助) (直轄:昭和47年度、補助:昭和31年度)(関連25-⑬)	0026	9,276 (11,358)	12,357 (8,879)	8,323 -	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	-	
(10)	港湾における廃棄物受入体制強化に関する検討に必要な経費 (平成24年度)	0028	-	5 (5)	-	マルポール条約附属書Vの改正に伴い、船舶から発生する廃棄物の海洋投棄が原則禁止され、陸上において受入・処理が必要となる廃棄物が増加することが見込まれる。これを踏まえ、本業務は、船内廃棄物の処理の現状及び条約改正に伴う課題等を整理し、港湾における受入体制等の対応策を検討するものである。	-	当事業は港湾における対応策を検討するものであり、数値による定量化をすることは困難である。
(11)	港湾区域における低潮線の保全に要する経費 (平成24年度)	0029	-	4 (4)	-	衛星画像による低潮線及びその周辺の状況調査、巡視船による低潮線及びその周辺の巡視並びに低潮線保全区域の周知のための看板設置を行う。	-	低潮線及びその周辺の状況調査・巡視回数

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑤)

施策目標		5 快適な道路環境等を創造する						担当部局名	道路局			作成責任者名	<small>・道路局環境安全課 (交通安全政策分析官 鹿野 正人) ・自動車局環境政策課 (課長 板崎 龍介)</small>			
施策目標の概要及び達成すべき目標		環境改善対策やゆとりの創出、景観への配慮、魅力ある地域資源の創出等を進めることで、快適な道路環境等を創造する。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度									24年度
21	市街地等の幹線道路の無電柱化率	15%	平成23年度	13.2%	13.4%	14.0%	15.0%	15.3%	A-1	18%	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、市街地等の幹線道路の無電柱化率については、平成28年度末までに18%にすることとされている。				
22	新車販売に占める次世代自動車の割合	10.5%	平成22年度	-	9.9%	10.5%	14.7%	19.7%	A-1	15%	平成27年度	日本再生戦略においても、本指標による目標を位置付けているところであり、引き続き業績指標として選定するものである。				
達成手段(開始年度)		25年度行政事業レビュー事業番号	補正後予算額(執行額)	23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1)	道路事業(直轄・無電柱化推進) (昭和61年度)	0030	29,436 (35,585)	39,464 (26,257)	26,703 -	地方公共団体、電線管理者等と連携し、地域の実情に応じた多様な手法の活用によりコスト削減を図りつつ、電線共同溝の整備等により無電柱化を実施。				21						
(2)	今後の沿道大気環境対策のための調査検討経費 (平成22年度)	0032	23 (23)	18 (18)	16	沿道大気環境は全国的に改善傾向にはあるが、未だ環境基準が非達成な箇所が点在しており、その発生源や大気中での挙動特性についての科学的知見は十分に得られていないところであり、新たな対策の必要性検討や対策立案に向けては更なる状況把握調査が必要である。このため、沿道大気質の発生・挙動特性を把握し、道路施策としての新たな大気質濃度低減対策の必要性を検証した上で、必要に応じ道路空間において実施可能な、新たな低減対策の可能性を検証するものである。				-	使途が各種沿道大気質濃度の増加要因の詳細把握調査や今後の沿道大気環境対策のあり方整理について検討するためのものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。					
(3)	道路施設における再生可能エネルギー導入への転換及び活用に関する実証実験 (平成24年度)	0035	-	35 (35)	28 -	道路分野における防災機能強化の観点から、災害時における電力供給のバックアップシステムとして、防災拠点における再生可能エネルギーの活用方策の検討を行い、ケーススタディにより検証する。併せて、その他道路施設への活用可能性の検討を実施する。				-	使途が防災拠点における再生可能エネルギーの活用方策について検討するためのものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。					
(4)	環境対応車普及促進対策 (平成14年度)	0036	27,069 (25,253)	4,021 -	871 -	トラック・バス・タクシー事業者を中心に、CNGトラック・バス等の導入に対して地方公共団体等と協働して補助を行うとともに、日本経済再生に向けた緊急経済対策における措置として、環境性能に優れた先進環境対応型ディーゼルトラックの導入についても補助する。 また、他の地域や事業者による電気自動車の集中的導入を誘発・促進するような地域・事業者間連携等による先駆的な取り組みを行う事業者等に対し、電気自動車等の導入に要する経費の一部を補助する。				22						
(5)	次世代大型車開発・実用化促進事業 (平成17年度)	0037	249 (237)	249 -	249 -	実用性の向上(技術的改良等)及び基準整備に資するため、環境性能を格段に向上させた次世代のバス・トラック等(電気・プラグインハイブリッドトラック、高効率ハイブリッドトラック、次世代バイオディーゼルエンジン及び高性能電動路線バス)を開発・試作し、実際の事業で使用する走行試験等を実施する。				22						
(6)	車両の環境対策 (平成17年度)	0038	125 (120)	143 -	183 -	自動車の排出ガス・騒音・燃費に関する環境対策に必要な技術の評価手法及び基準策定のための調査				-	平成32年度までに対策地域において二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準を達成する。(平成32年度100%)					
(7)	超小型モビリティの導入促進 (平成24年度)	0040	-	381 -	201 -	超小型モビリティの導入を誘発し、成功事例を創出するような事業者・地域等による先導・試行導入の事業計画を公募し、外部有識者による評価の上、優れた計画を策定した者に対して事業計画の実施費用に要する経費の一部を補助する。				22						
(8)	道路分野におけるヒートアイランド対策の検討調査業務	新25-06	-	-	18 -	都市域において、水と緑豊かで魅力ある良好な都市環境を整備するため、ヒートアイランド現象の緩和等の環境を改善する機能等を有する緑とオープンスペースについて、道路等の事業間連携などにより水と緑のネットワークの形成を推進することが求められている。このため、維持管理の観点も考慮して道路分野におけるヒートアイランド対策の効果的な手法の検討を行う。				-	使途が道路分野のヒートアイランド対策の効果的な手法について検討するためのものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。					

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑥)

施策目標		6 水資源の確保、水源地域活性化等を推進する						担当部局名	水管理・国土保全局 水資源部			作成責任者名	水資源政策課長 寺田 文彦		
施策目標の概要及び達成すべき目標		安全・安心な水資源の確保を図るため、安定的な水利用の確保、健全な水循環系の構築、世界的な水資源問題への対応、水資源地域の保全・活性化等の総合的な水資源政策を推進する。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
23 多様な水源(開発水、雨水、再生水等)による都市用水の供給安定度	69%	平成23年度	66%	67%	67%	69%	71%	A-2	約74%	平成28年度	近年の我が国における年間降水量の変動の幅が大きくなるとともに経年的な減少傾向がみられる。このため、国民生活や産業活動への安定した水供給を図るには、少雨の年にも安定的に利用できる多様な水源の確保等を推進していく必要がある。このような観点から本指標では数値を把握しやすく、住民の生活や産業活動への影響が大きい都市用水に焦点を当てることとし、都市用水(生活用水及び工業用水)の使用量に対して、開発水を始めとして、雨水・再生水等の管理しやすい水源によって担保された供給量の割合を「供給安定度」とする指標を設けるものである。 目標値は、H19年からの過去5年間の都市用水の開発水量や雨水・再生水の利用拡大等の傾向を基にして、目標年次であるH28年度における値を推定している。				
24 地盤沈下を抑制するための地下水採取目標量の達成割合	95%	平成21年度	96%	95%	92%	98%	調査中	A-2	100%	平成26年度	地盤沈下に伴う被害の著しい濃尾平野、筑後・佐賀平野、関東平野北部の3地域においては、濃尾平野及び筑後・佐賀平野は昭和60年4月、関東平野北部は平成3年11月の地盤沈下防止等対策関係閣僚会議で「地盤沈下防止等対策要綱」が策定された。 要綱では、対象地域における地盤沈下を防止し、併せて地下水の保全を図るため、規制区域内における遵守すべき地下水採取の年間目標量を定めており、平成22年3月の「地盤沈下防止等対策要綱」に関する関係府省連絡会議でも地下水の年間採取量を達成又は遵守する目標として継続することが申し合わせられた。 地下水採取目標量は、気候変動等の影響も見据え、継続的に遵守し採取量の抑制を図っていくべきものであり、毎年採取量の実績を把握するとともに、水源の表流水への転換を促すなど、継続的に採取量の抑制が図られるよう施策を講じている。 本指標は、要綱の対象地域ごとに定められている地下水採取の年間目標量(濃尾平野は2.7億m <sup>3</sup> 、筑後・佐賀平野は0.09億m <sup>3</sup> 、関東平野北部は4.8億m <sup>3</sup> )に対して採取量が目標値以下に抑制された場合の達成割合を100%とし、各対象地域の面積を考慮して全体の達成割合を示したものである。 平成21年度の実績値を初期値とし、目標年次の平成26年度における達成割合を100%とすることを旨とする。				
25 貯水池の建設に伴う水源地域における社会基盤整備事業の完了割合	58%	平成23年度	49%	51%	54%	58%	63%	A-2	約78%	平成28年度	水資源を安定的に確保するためには、水源施設の整備を促進するほか、水源地域における関係住民の生活の安定と地域社会の活性化を図り、水源地域の機能が適切に保全されることが必要である。 このため、貯水池の建設により著しい影響を受ける水源地域では、水源地域整備計画に基づいて道路整備等の社会基盤整備を行うものであり、その着実な進捗を示す指標として整備事業の完了割合を設定する。 水源地域整備計画に定められている整備事業の数を分母、そのうち完了した整備事業の数を分子とした割合を業績指標に設定する。 平成23年度末において整備事業が進捗中の30ダムにおける完了事業数の割合(58%)を初期値とし、平成19年度から平成23年度まで5年間のトレンドから平成28年度の数値を推定して目標値としている。				
関-1 国際会議等において水に関するプレゼンテーション等を行った日本企業等の団体数	22団体	平成23年度	-	-	-	22団体	30団体		81団体	平成28年度	気候変動や人口の増加等により世界的な渇水や水需給の逼迫が懸念され、今後の我が国への社会経済や国民生活にも大きな影響を与えるおそれがある。このため、我が国の水資源開発における施設整備と維持管理に関する高い技術、経験、知見等を活かし、積極的に世界の水資源問題の解決に貢献していく必要がある。また、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)においては、日本の経験・技術をアジアの持続可能なエンジンとして活用し、水インフラの整備支援を官民あげて取り組むことが謳われている。また、こうした支援は相手国が必要とする技術等を的確に提供することにつながり、良好な国際関係の構築にも資するものである。 これらを踏まえ、水に関する二国間会議やワークショップの開催、3年ごとに開催される世界水フォーラムでのパビリオンの設置等により、日本の企業や団体に水に関するプレゼンテーションや技術紹介の機会をより多く提供することを旨とする。これらの機会等において水に関するプレゼンテーションを行うことにより、アジアを中心とした相手国政府への理解を深め、水インフラ関連企業と団体の海外展開を支援しつつ、官民連携して世界的な水資源問題の解決に貢献していく。 目標値は、これまでの二国間会議やワークショップ、世界水フォーラムでの実績と今後の実施予定を踏まえ、平成23年度から平成28年度までの間に、これらの機会において水に関するプレゼンテーション等を行う企業等の団体の数(累積値)とする。なお、本指標の実績値は年度毎に集計して累積値を公表していくこととするが、対象となる団体が1つの国際会議において複数回のプレゼンテーション等を行った場合でも1団体として取り扱う(当該団体が同一年度内に別の会議でプレゼンテーション等を行った場合には、それぞれ1団体として取り扱う。)				

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費(昭和49年)	0041	15 (15)	15 (12)	8 -	全国の一級河川沿川の地下水調査を昭和49年より実施するとともに、河川水と一体となった地下水の挙動を把握し、適正な管理手法や地下水観測所及び観測項目の重点化の可能性についての検討を行う。検討成果は、河川における流水の正常な機能の維持に資する基本データや、各地域で策定されている地盤沈下防止等対策要綱の地下水採取に係る目標値などの検証に活用していく。なお、地下水調査の結果については国土交通省のホームページにおいて公表している。	24	- -
(2) 水資源開発事業(昭和37年度 水資源開発基本計画) (昭和40年度 水資源機構) (昭和62年度 水源地域活性化)	0042	40,463 (33,095)	27,120 (26,848)	27,184 -	水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る。 水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策について調査・検討を行い、水資源の総合的な開発と利用の合理化を促進する。	-	管理施設数 【多様な水源による都市用水の供給安定度】 (水資源の多様性を、都市用水使用量に対する、管理しやすい水源(開発水、雨水・再生水等)によって担保された供給量の割合で表したものの)
(3) 水資源開発事業(復興関連)(平成24年度)	0042-2	83 (83)	1,223 (1,223)	- -	水資源の開発又は利用のための施設の改築等及び水資源開発施設等の管理等を行うことにより、産業の発展及び人口の集中に伴い用水を必要とする地域(三大都市圏、四国及び北部九州)に対する水の安定的な供給の確保を図る。 水資源開発基本計画に位置づけられた水資源開発施設の建設や既存施設の有効活用等の多様な施策について調査・検討を行い、水資源の総合的な開発と利用の合理化を促進する。	-	管理施設数 【多様な水源による都市用水の供給安定度】 (水資源の多様性を、都市用水使用量に対する、管理しやすい水源(開発水、雨水・再生水等)によって担保された供給量の割合で表したものの)
(4) 気候変動に対応した水量・水質一体管理のあり方に関する調査経費(平成22年度)	0044	21 (14)	19 (16)	11 -	気候変動の要因による水量・水質への影響を定量的に把握するため、利根川、筑後川、吉野川流域をモデルに、既存の気候変動予測結果等をもとに、気候変動による将来の深刻な渇水の再現及び影響の検証・評価を行い、気候変動の影響を踏まえた水運用、適応策の検討を行った。	23	- -
(5) 世界的な水資源問題を踏まえた我が国の対応方策検討調査経費(昭和60年度)	0045	51 (45)	46 (41)	34 -	・世界の水問題解決や我が国の国際展開に向け、国際会議を通じた情報発信及び情報収集を行った。 ・アジアの水問題解決や我が国の国際展開に向け、ワークショップ等を通じた具体的な政策対話や、アジアにおける総合水資源管理(IWRM)の推進に関する検討調査を行った。	関-1	- -
(6) 地下水対策及び地下水保全管理調査等に要する経費(昭和61年度)	0046	22 (20)	31 (31)	31 -	地盤沈下防止等対策要綱に基づく施策を進める上で、関係省庁及び関係地方公共団体の協力を得て、毎年、要綱の実施状況の把握と地下水・地盤沈下データの収集・整理・分析を行うとともに、要綱に定められた地下水採取目標値や地盤沈下対策事業等の評価を行う。 また、局所的な地盤沈下の継続や渇水時の短期的な地下水採取量の増大に伴う地盤沈下発生防止や、地下水の枯渇、塩水化等による地下水の水質悪化を防止し、持続可能な水資源として地下水の利用・保全を図るために、地下水の流動や地盤沈下のメカニズムの解明、地下水保全のための基準の策定について検討し、併せて国・自治体との連携による適正な規制・連携の枠組みを構築する。	24	- -
(7) 水源地域対策基本問題調査費(平成4年度)	0048	6 (6)	5 (4)	8 -	本事業は、安定的な水資源の確保に資するため、水源地域における急激な過疎化、高齢化に伴う担い手不足等の現状を踏まえ、水源地域の自立的な活性化・保全の活動に必要な人や資金を継続的に確保する手法について、調査・検討を実施するものである。また、全国の水源地域(水の里)において行われている地域活性化の取り組みを推進していくため、水源地域の特産品や観光に関するプロモーション等を行う「水の里応援プロジェクト」を平成22年度から実施しており、流通事業者と連携して全国のバイヤー等を対象にした物産展に水源地域の特産品を出展するほか、着地型旅行企画を対象とした「水のめぐみ」とふれあう水の里の旅コンテストを主催するとともに、観光業界の協力により受賞企画等のプロモーションの支援活動を実施する。	25	- -
(8) 水資源の現状把握等に要する経費(昭和50年度)	0049	27 (19)	24 (17)	24 -	全国の水需給動態を把握するため、都市用水(生活用水、工業用水)の水源別使用量、ダム等水資源開発施設、河川水供給可能量、渇水・災害・事故等による影響等について調査し、整理・分析を行った。調査結果は、その動向が把握できるよう、用途別、地域別に取りまとめた。	23	- -
(9) 広域的な水循環健全化推進調査経費(平成13年度)	0050	10 (9)	9 (8)	9 -	総合的な水資源管理の考え方をもとに低炭素・省エネルギーの観点の取組みを導入した場合における、CO2排出量の削減効果やエネルギー使用量の低減効果について、モデル流域において試算を行った。	23	- -
(10) 水循環可視化システムの活用等による多様な水源確保の検討調査経費(平成25年度)	新25-07	- -	- -	27 -	全国各地域(流域)での既設渇水時における水資源施設の運用実態、各水利用者の取水・供給状況、課題等の把握及びデータ等基礎資料の収集整理を行うとともに、近年渇水が顕発している代表的な流域において、既往の渇水時の水循環の再現を行い水循環可視化のモデルを構築する。	23	- -

(11) 水資源に関わる中長期計画 (ウォータープラン)改定に向けた調査経費 (平成25年度)	新25-08	-	-	10	現行のWP21で示された、水の需要量や供給量、水資源に関する施策の目標及び指針等についてレビューし、少子・高齢化と将来の人口減少、水インフラの老朽化、東日本大震災を踏まえた危機管理など水資源を取り巻く社会情勢の変化や今後の気候変動による水資源への影響など、現在及び将来の水資源の現状と課題を把握する。また、今後の水需給算定のために最新の知見や既往検討資料を収集する。	23	-
(12) 水資源の有効利用等の推進に関する調査経費 (平成12年度)	0051	11	11	18	雨水・再生水利用の普及促進のため、全国における雨水・再生水利用施設の実態調査を行い、利用が有効な地域や利用施設の形態、運用の課題等について分析するとともに、雨水・再生水利用の効果を定量的に評価して普及目標を設定する手法を確立し、自治体が策定する水需給計画に反映させるものである。また、節水を促進するため、節水機器の現況把握、節水効果算定手法の検討等を行うとともに、その削減した水をCO2削減や環境改善等の新たな用途等へ利用(弾力的水利用)することについて検討を行い、潤いある水の恵みを受用するものである。	23	-
		(10)	(9)	-			-

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-7)

施策目標		7 良好で緑豊かな都市空間の形成、歴史的風土の再生等を推進する						担当部局名	都市局			作成責任者名	公園緑地・景観課長 舟引 敏明			
施策目標の概要及び達成すべき目標		都市における緑とオープンスペースの確保を図るため、道路・河川等との事業間連携、官民協働により、効率的・効果的に都市公園の整備、緑地保全等を推進する。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		目標値	目標年度						
26	歩いていける身近なみどりのネットワークが体系的に整備されている割合	約69%	平成22年度	約67%	約67%	約69%	約69%	集計中	A-2	約75%	平成28年度	少子高齢化社会に対応するため、長期的に100%となることをめざしており、現況値との勘案により平成28年度の目標値約75%を設定している。				
27	1人あたり都市公園等面積	9.8㎡/人	平成22年度	9.6㎡/人	9.7㎡/人	9.8㎡/人	9.9㎡/人	集計中	A-2	10.5㎡/人	平成28年度	緑豊かな生活環境の形成を図るため、第二次新・生物多様性国家戦略(H14)において、長期的に住民一人当たりの都市公園等面積を20㎡に高めることが目標とされているところであり、都市公園等の現況値のトレンドから目標値を設定。				
28	都市域における水と緑の公的空間(制度等により持続性が担保されている自然的環境)確保量	12.6㎡/人	平成22年度	12.3㎡/人	12.5㎡/人	12.6㎡/人	12.7㎡/人	集計中	A-2	13.5㎡/人	平成28年度	水と緑豊かで良好な都市環境を着実に形成していく必要があり、都市公園、特別緑地保全地区等の現況値のトレンドを踏まえ目標値を設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「都市域における水と緑の公的空間確保量」と同一定義)】				
29	地方公共団体における公園施設の長寿命化計画策定率	16%	平成23年度	-	-	-	16%	25%	A-2	60%	平成28年度	平成23年度に行った計画策定意向アンケート結果を踏まえ、都市基幹公園・大規模公園を有する地方公共団体のうち、計画策定済み団体の割合を平成23年度16%から平成28年度60%まで向上させる目標を設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「公園施設の計画的維持管理の推進」と同一定義)】				
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		23年度(百万円)	24年度(百万円)													
(1)	国営公園等事業(昭和47年度)(関連:25-⑧、⑩、⑭)	24,294 (23,550)	24,448 (23,512)	25,794 -		公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。					26、27、28、29、30、51	-				
(2)	明日香村歴史的風土活用事業交付金(平成12年度)	150 (150)	150 (150)	150 -		国民共有の財産である明日香村の歴史的風土の保存を図るため、明日香法に基づき全国でも唯一村内全域に厳しい土地利用規制を課していることを背景とした人口減少、高齢化、観光客の減少、農林業の衰退等の課題に対応し、歴史的風土の創造的活用の推進を図る。					-	建築物等の修景件数: 50件 主要観光施設の入場者数: 1,300千人				
(3)	世界遺産に対応した歴史的風土保存計画の見直し検討調査(平成24年度)	-	10 (10)	10 -		世界遺産に相応しいきめ細かい維持管理の方向性を含め、古都保存法に基づいた鎌倉の歴史的風土保存計画を示すことにより、鎌倉の世界文化遺産登録を支援するとともに、鎌倉以外の歴史的風土保存計画についても見直しを行うことにより、国際的な観光地となっている各古都の魅力向上を図る。					-	見直し対象とする歴史的風土保存計画の数: 7計画 京都市、奈良市、鎌倉市の合計入込観光客数: 90,000千人				

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑧)

施策目標	8 良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適正な汚水処理の確保、下水道資源の循環を推進する							担当部局名	水管理・国土保全局			作成責任者名	河川環境課長 瀧美 雅裕		
施策目標の概要及び達成すべき目標	自然再生事業、水と緑のネットワーク整備事業、下水道事業、都市水環境整備事業等を実施することにより、良好な水環境・水辺空間の形成・水と緑のネットワークの形成、適切な汚水処理の実施、下水道資源の循環を推進する。							施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現		政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
30 生物多様性の確保に配慮した緑の基本計画の策定割合	約33%	平成22年度	-	-	約33%	約35%	集計中	A-2	約50%	平成28年度	【指標の定義】 政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画について、緑地の保全及び緑化の目標、緑地の配置方針、緑地の保全及び緑化の推進のための施策に関する事項のいずれかに、生物多様性の確保に関する項目が設定されている計画割合 分子：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画のうち、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている計画の策定数 分母：政令指定都市・中核市・東京都特別区が策定する緑の基本計画策定数 【目標設定の考え方・根拠】 緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画(緑の基本計画)は、都市緑地法に基づき市町村が定める総合的な都市における緑に関するマスタープランであり、都市の生物多様性を確保するために必要なエコロジカルネットワークの形成を図るためには緑の基本計画の活用が効果的である。このため、都市における生物多様性の確保に関する指標として、生物多様性の確保に関する配慮事項が記載されている緑の基本計画の策定数を把握する。対象都市における緑の基本計画の改定時期のトレンド等を踏まえ、改訂時には生物多様性の確保に関する配慮事項が追加されることを見込んで、平成28年度末までには50%が達成されることを目標とする。				
31 下水汚泥エネルギー化率(下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合)	約13%	平成22年度	-	-	約13%	約13%	集計中	B-1	約29%	平成28年度	【指標の定義】 ・下水汚泥中の有機物のうち、消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用されたものの割合 (分母)下水汚泥中の有機物 (分子)消化ガス発電や固形燃料化等としてエネルギー利用された下水汚泥中の有機物 【目標設定の考え方・根拠】 ・現在約3割が未利用の消化ガスの有効利用及び焼却炉の更新時における固形燃料化施設への転換等により、下水汚泥のエネルギー化率が平成28年度に約29%まで進展することを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
32 汚水処理人口普及率(総人口に占める汚水処理施設を利用できる人口の割合)	約87%	平成22年度	-	約86%	約87%	約88%	集計中	A-2	約95%	平成28年度	【指標の定義】 汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口の割合 (分母)総人口 (分子)汚水処理施設(下水道、農業集落排水施設、浄化槽等)が普及している人口 【目標設定の考え方・根拠】 将来的には、全人口が汚水処理施設を利用できるようにする必要があるが、これまでの下水道、農業集落排水施設、浄化槽等各汚水処理施設の整備の進捗状況等を踏まえて、当面の目標として、平成28年度までに約95%達成させることを目標として設定 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
33 特に重要な水系における湿地の再生の割合	約3割	平成23年度	-	-	-	約3割	約39%	A-2	約5割	平成28年度	【指標の定義】 生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地の面積約900haのうち、河川整備により再生された割合。 再生された湿地の面積の割合=①/② ①:再生された湿地の面積 ②:特に重要な水系において過去に開発等で失われた湿地の中で回復可能な面積 【目標設定の考え方・根拠】 生態系の保全・再生の観点等から特に重要な水系において、過去に開発等で失われた湿地を平成23年度までに 300ha(約3割)再生。 予算の推移や現場状況等を踏まえて、平成28年度までに約5割の湿地を再生することを目標。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
34 良好な水環境創出のための高度処理実施率(高度処理が必要な区域内の人口に対する高度処理が実施されている人口の割合)	約33%	平成23年度	-	約29%	約31%	約33%	集計中	A-2	約43%	平成28年度	【指標の定義】 富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域を対象区域として、対象区域内における当該年度の居住人口に対する、必要な高度処理が実施されている区域内の人口の割合をいう。 (分子)必要な高度処理が実施されている区域内の人口 (分母)富栄養化の防止、水道水源の水質改善、水質環境基準の達成等、公共用水域の水質改善による良好な水環境創出に必要な高度処理を導入すべき処理場に係る下水道計画区域内における当該年度の居住人口 【目標設定の考え方・根拠】 高度処理が必要であると位置付けられている処理場において、現在予定されている新設・増設・改築時に、高度処理を着実に推進するとともに、水道水源となっている指定湖沼、三大湾の代表的なベイエリア等において、高度処理を重点的に推進するとの考えに基づいて、平成28年度までに約43%を達成することを目標として設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度 (補助))(関連25-⑫)	0055	289,224 (287,955)	278,547 (277,005)	281,475 -	○築堤、河床掘削、遊水地整備等の手法を適切に組み合わせ、計画的に河川改修を行うことで、治水安全度の向上を図る。また、この際、各河川の特性を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら整備を行う。 ○河川改修を推進するにあたっては、以下に重点をおいて実施。 ・近年水害が発生しているなど、災害の頻発している箇所における浸水被害を速やかに解消する。 ・背後地の資産の状況も踏まえ、災害の発生危険性の高い箇所の安全度を向上させる。 ○水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	33	- -
(2) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:25-⑪、 ⑫)	0056	18,784 (18,564)	5,190 (4,993)	5,248 -	○地方公共団体等が実施する下記事業に対する補助金。※( )は補助率 以下、H25年度までの事業 ①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための 汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等 (1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた 汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 以下、H26年度の事業 ①民間活力イノベーション推進下水道事業…PPP/PFI事業などの官民連携事業や下水道革新的技術実証事業(B-DASH プロジェクト)で検証を行った先導的・革新的な技術の普及促進事業について支援(1/2、5.5/10等)。 ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究。	31,32,34	- -
(3) 下水道リスク管理システムの運用 経費(平成13年度)	0057	6 (5)	6 (5)	6 -	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計・管理、化学物質管理計画策定状況等に係る調査、化学物質管理計画策定の促進方 案の検討を行う。	-	化管法に基づく届出化学物質データ等の集計結果 (法律で定められた集計を毎年実施) -
(4) 下水道分野の水ビジネス国際 展開経費 (平成21年度)	0058	79 (79)	92 (91)	92 -	①国、地方公共団体、民間企業が一体となり、我が国が有する下水道に関する経験、知識、ノウハウ、技術を活かして、「プロジェクトの上流部分である下水道政策」と「政策を実現するための日本優位技術」を組み合わせたプロジェクトを形成するため、政策対話、 プロジェクトセールスを推進する。 ②本邦企業が世界的に優位性を有している下水道技術の国際社会における位置づけを確固とするものとするために、その評価等を 目的とした国際標準化を推進する。 ③国と地方公共団体の連携強化により、政策・技術をパッケージインフラとした水・環境関連のトータルソリューションの発信拠点とし て日本版ハブ構想を推進する。	-	国内外で開催したセミナー、政府間対話の数  官民連携した国際展開に関しては、活動が成果として結実す るまでに時間がかかるため、期間内の成果を測ることが困難。
(5) 日本下水道事業団補助に必要な 経費(昭和47年度)	0059	279 (279)	220 (220)	127 -	・下水道整備の促進等に必要となる下水道技術者の確保及び個々の技術者の業務遂行能力の向上を図るため、地方公共団体等の下 水道担当職員の養成を目的とする研修に要する費用を補助する。 ・下水道の効率的な整備、維持管理を図るため、全国的観点から地方公共団体が広く活用できる技術の開発及び実用化のための 試験研究に要する費用を補助する。	-	①研修業務:研修実績数 ②試験研究業務:研究テーマ数  ①下水道処理人口普及率 ②下水道バイオマスリサイクル率
(6) 汚水処理施設整備構想のガイ ドラインの策定経費 (平成25年度)	新25-09	- -	- -	10 -	適正かつ効率的な汚水処理施設整備の促進のみならず、汚水処理事業の経営やエネルギー利用促進等の観点を含めた効率的な 汚水処理施設整備の考え方について検討し、汚水処理施設整備構想のガイドラインとしてとりまとめる。	32	- -
(7) 小水力発電の設置に伴う河川 環境調査等手法検討経費 (平成24年度)	0060	- -	12 (11)	8 -	国内、海外の水力発電を行う際の河川環境調査内容について、河川の規模、減水区間の距離、取水量の規模、発電規模等から調 査・整理する。これを踏まえ、小水力発電が河川環境に与える影響度を合理的な根拠に基づいて判断できるよう、シミュレーション等 を行い、「小水力発電設置における河川環境調査方法(原案)」を作成する。	33	- -
(8) 次世代型流域マネジメント方策 に関する検討経費 (平成25年度)	新25-10	- -	- -	15 -	今後の流域管理に求められている観点を踏まえ、①栄養塩類の循環バランスに配慮した運転管理手法、②水循環の健全化に向け た雨水利用の推進について技術資料を作成し、それぞれの取り組みを推進するとともに、③事故時の措置への対応等について下水 道として必要な対応策の検討を行う。	-	栄養塩類の循環バランスを回復させる方策、雨水利用の推進 に関する技術資料の作成 栄養塩類の循環バランスに配慮した運転管理手法等の実施 箇所数
(9) 国営公園等事業 (昭和47年度)(関連:25-⑦、 ⑪、⑫)	0052	24,294 (23,550)	24,448 (23,512)	25,794 -	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応 を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園 の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備等を推進する。	26、27、 28、29、 30、51	- -

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-9)

施策目標		9 地球温暖化防止等の環境の保全を行う						担当部局名	総合政策局			作成責任者名	環境政策課長 山本 博之		
施策目標の概要及び達成すべき目標		地球温暖化対策を初めとする環境政策・省エネルギー政策を推進することで、国土交通分野における環境負荷の低減を図る。						施策目標の評価結果	おおむね順調である		政策体系上の位置付け	3 地球環境の保全		政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
35-① 特定輸送事業者の省エネ改善率 ①特定貨物輸送事業者	-	-	-2.43%	-2.41%	-1.30%	-1.33%	集計中	A-2	前年度比 -1%	毎年度	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。				
35-② ②特定旅客輸送事業者	-	-	-0.48%	-0.79%	+0.04%	-0.25%	集計中	B-2	前年度比 -1%	毎年度	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。				
35-③ ③特定航空輸送事業者	-	-	-2.40%	-2.10%	-0.39%	+3.47%	集計中	B-2	前年度比 -1%	毎年度	エネルギーの使用の合理化等に関する法律に基づき、特定輸送事業者におけるエネルギー使用に係る原単位を年平均1%以上低減させることが目標規定となっているため。				
36-① 建設工事用機械機器による環境の保全 ①建設機械から排出されるPMの削減量	1.9千t	平成21年度	-	1.9千t	集計中	集計中	集計中	A-2	8.1千t	平成28年度	・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第九次答申)」において、PM削減の提言がなされているため。 ・①及び② 各排出ガス基準の建設機械(排出ガス対策型建設機械指定制の第1次・第2次・第3次排出ガス基準対応建設機械及びオフロード建設機械)の増加台数・減少台数(a)と、1台及び年間あたりの排出ガス排出量(b)の積により計算。 (a)各排出ガス基準の建設機械について、建設機械動向調査により、過去4年間(平成17～21年度)における増加台数・減少台数の平均値(第2次建設機械は減少に転じた平成19年～21年度の平均値)が、今後も増加・減少すると仮定した。 (b)建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス排出量を算定した。				
36-② ②建設機械から排出されるNOxの削減量	39.1千t	平成21年度	-	39.1千t	集計中	集計中	集計中	A-2	153.0千t	平成28年度	・中央環境審議会「今後の自動車排出ガス低減対策のあり方について(第九次答申)」において、NOx削減の提言がなされているため。 ・①及び② 各排出ガス基準の建設機械(排出ガス対策型建設機械指定制の第1次・第2次・第3次排出ガス基準対応建設機械及びオフロード建設機械)の増加台数・減少台数(a)と、1台及び年間あたりの排出ガス排出量(b)の積により計算。 (a)各排出ガス基準の建設機械について、建設機械動向調査により、過去4年間(平成17～21年度)における増加台数・減少台数の平均値(第2次建設機械は減少に転じた平成19年～21年度の平均値)が、今後も増加・減少すると仮定した。 (b)建設機械等損料調査結果を用いて1台及び年間あたりの排出ガス排出量を算定した。				
36-③ ③ハイブリッド建設機械の普及台数	200台	平成21年度	-	200台	470台	960台	1,560台	A-2	1,200台	平成26年度	・CO2排出量削減に資するため、CO2排出量低減が相当程度図られたものとして「低炭素型建設機械の認定に関する規定(平成22年4月1日付け建設施工企画課長通達、国総施環第321号)」に基づき認定された、ハイブリッド機構を有した建設機械を普及促進する必要があるため。 ・メーカーヒアリングに基づくハイブリッド建設機械の目標出荷台数を目標値に設定した。				
36-④ ④建設機械等で使用されるバイオディーゼル燃料の使用量	692kL	平成22年度	-	-	692kL	713kL	集計中	B-1	1,172kL	平成28年度	・CO2排出量削減に資するため、カーボンニュートラルであるバイオディーゼル燃料の適正使用を促進する必要があるため。 ・バイオディーゼル燃料取組実態調査(全国バイオディーゼル燃料利用推進協議会)に基づくバイオディーゼル燃料の製造量と、建設機械が含まれる項目の使用割合の積により算出した平成18年～22年度の平均増加量を元に目標値に設定した。				
37-① 建設廃棄物の再資源化率・再資源化等率及び建設発生土の有効利用率 ①アスファルト・コンクリート塊	98.6%	平成17年度	98.4%	-	-	-	集計中	A-2	98%以上	平成24年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度で設定されている数値目標を設定している。				
37-② ②コンクリート塊	98.1%	平成17年度	97.3%	-	-	-	集計中	B-2	98%以上	平成24年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度で設定されている数値目標を設定している。				
37-③ ③建設発生木材(再資源化等率)	68.2% (90.7%)	平成17年度	80.3% (89.4%)	-	-	-	集計中	A-2	77% (95%以上)	平成24年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度で設定されている数値目標を設定している。				
37-④ ④建設汚泥	74.5%	平成17年度	85.1%	-	-	-	集計中	A-2	82%	平成24年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度で設定されている数値目標を設定している。				

37-⑤	⑤建設混合廃棄物	0% (292.8万t)	平成17年度	9%	-	-	-	集計中	B-2	平成17年度排出量に対して30%削減	平成24年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度で設定されている数値目標を設定している。
37-⑥	⑥建設発生土	80.1%	平成17年度	78.6%	-	-	-	集計中	B-2	87%	平成24年度	平成20年4月に策定した「建設リサイクル推進計画2008」において対象品目として設定されている建設副産物の再資源化等率を業績指標とし、目標値についても「建設リサイクル推進計画2008」において平成24年度で設定されている数値目標を設定している。
38-①	住宅、建築物の省エネルギー化 ①エネルギーの使用の合理化に関する法律に基づく届出がなされた新築住宅における省エネ基準(平成11年基準)達成率	42%	平成22年度	-	-	42%	45%	49%	B-1	70%	平成27年度	「住生活基本計画(全国計画)」(平成23年3月15日閣議決定)で設定している目標値(100%(平成32年度))を基に、省エネ基準の適合義務化によって平成32年度に100%に達成することを見据え、適合義務化するための前提条件として①70%を目標として設定したものの。
38-②	②一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率	71%	平成22年度	-	-	71%	73%	79%	A-1	85%	平成27年度	一定の新築建築物における次世代省エネ基準(平成11年基準)達成率(②)に関しては、住宅(①)に準じて、省エネ基準の適合義務化によって平成32年度に100%に達成することを見据え、適合義務化するための前提条件として②85%を目標として設定したものの。
39	重量車の平均燃費向上率(平成14年度比)	0%	平成14年度	6.7%	8.1%	9.2%	13.1%	集計中	A-2	12%	平成27年度	総合資源エネルギー調査会省エネルギー基準部会重量車判断基準小委員会・重量車燃費基準検討会において、省エネ法に基づくトランポナー方式による重量車の燃費基準は、平成27年度を目標年度とし、基準年度である平成14年度から12%の燃費が向上すると設定されたことによる。(出荷台数比率は基準年度と同じであると仮定)
40-①	モーダルシフトに関する指標 ①トラックから鉄道コンテナ輸送にシフトすることで増加する鉄道コンテナ輸送量	21億トンキロ増	平成18年度	16億トンキロ増	0.2億トンキロ増	0.7億トンキロ減	5億トンキロ減	集計中	B-1	36億トンキロ増	平成24年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成24年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して専用列車の設定、輸送力増強事業等により36億トンキロ増加させるという目標値を設定。
40-②	②トラックから海上輸送へシフトすることで増加する海上輸送量(自動車での輸送が容易な貨物(雑貨)量)	301億トンキロ	平成18年度	287億トンキロ	267億トンキロ	315億トンキロ	305億トンキロ	集計中	B-2	320億トンキロ	平成24年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない海運へのモーダルシフトを推進し、京都議定書の公約を達成するため、「京都議定書目標達成計画」において、平成24年度における海上輸送量を、施策を実施することによって320億トンキロにするという目標値を設定。
41	地区・街区レベルにおける包括的な都市環境対策に取り組んでいる都市数	3都市	平成19年度	15都市	18都市	25都市	29都市	32都市	A-2	30都市	平成24年度	先導的都市環境形成促進事業等を活用し、包括的な都市環境対策に取り組むことが予想される都市数を設定。
42	年度評価における採択案件の採点の平均値(革新的な船舶の省エネルギー技術の研究開発に係る指標)	-	-	-	-	-	4	4	A-3-①	3	平成24年度	船舶の省エネルギー技術開発の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、年度計画を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進するとともに、進捗状況を的確に評価・管理することが重要である。この観点から当該年度に実施された技術研究開発課題のうち、年度評価における採点結果の平均値を業績指標として設定し、事業の必要性、効率性、有効性の観点から、5段階評価で3以上達成することを目標とした。
43	都市公園の整備、公共施設等の緑化等による温室効果ガス吸収量	105万t-CO <sub>2</sub> /年	平成22年度	100万t-CO <sub>2</sub> /年	103万t-CO <sub>2</sub> /年	105万t-CO <sub>2</sub> /年	106万t-CO <sub>2</sub> /年	集計中	A-2	107万t-CO <sub>2</sub> /年	平成28年度	吸収源となる都市公園、道路、河川・砂防、港湾、下水処理施設、公的賃貸住宅、官公庁施設等の緑地などの都市緑地の、平成2年から平成22年までの整備面積のトレンドを踏まえ、目標値を設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「都市緑化等による温室効果ガス吸収量」と同一定義)】
44	下水道に係る温室効果ガス排出削減(省エネ・創エネ対策及び下水汚泥焼却の高度化による温室効果ガス排出削減目標量)	約129万t-CO <sub>2</sub>	平成21年度	約125万t-CO <sub>2</sub>	約129万t-CO <sub>2</sub>	約143万t-CO <sub>2</sub>	集計中	集計中	N-2	約246万t-CO <sub>2</sub>	平成28年度	消化ガス発電や固形燃料化等によって下水汚泥エネルギー化率が約29%まで進展するとともに、焼却炉の高温焼却化率100%が達成されることを目標とする。
関2	環境ポータルサイトへのアクセス件数	平均約3,266件/月(年度平均)	平成23年度	平均約1,529件/月(年度平均)	平均約2,647件/月(年度平均)	平均約3,425件/月(年度平均)	平均約3,266件/月(年度平均)	平均約18,287件/月(年度平均)(P)	-	1万件/月(年度平均)	平成28年度	環境に関する国民の意識を高めるため、ポータルサイトへのアクセス数を月平均1万件以上にすることを目標とする。
達成手段(開始年度)		25年度行政事業レビュー事業番号	補正後予算額(執行額)	23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)
(1)	社会資本分野における環境対策の推進(平成14年度)	0062	15 (13.6)	92 (90.1)	59	-	地球環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等を図るため、①生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)で採択された「愛知目標」や生物多様性保全活動促進法に対応し、社会資本整備分野における取組の調査を行い、その普及のためのパンフレット作成やセミナーを実施するとともに、生物多様性保全の取組を社会資本整備関係者間で普及する仕組みを構築する(平成23年度～平成25年度)。②低炭素・循環型の新しい社会システムを構築するための調査を行う(平成24年度)。③国土交通省関連の再生可能エネルギー施策について、海外の事例や関係業界からの要望に基づきながら、規制・制度改革や優遇措置を導入した場合の地球温暖化対策としての効果を検証する(平成24年度～平成26年度(予定))。				35 関2	- -
(2)	地球温暖化防止等の環境の保全(平成12年度)	0064	18 (14)	10 (8.4)	9	-	地球環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築等を図るため、平成19年度から本格施行された改正省エネ法に基づき輸送事業者への省エネ対策に係る情報提供や省エネ対策責任者の育成等を通じて、輸送部門における省エネ対策の普及・促進を図る。				35 関2	- -
(3)	建設機械施工における環境対策の推進	0061	16 (14)	10 (9)	8	-	地球温暖化対策のため建設機械から排出される二酸化炭素の大幅な削減を目指して、カーボンニュートラルであるバイオディーゼル燃料の建設機械への使用を促進するための検討を実施する。				36	- -

(4) 建設分野における循環型社会構築の推進 (平成21年度)	0063	21 (20)	17 (16)	20	建設副産物の排出量抑制や再資源化等率の向上を図るために、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年5月31日法律第104号)」の遵守の徹底、「建設リサイクル推進計画2008」に掲げられている施策等を実施。	37	- -
(5) 住宅・建築物環境対策検討経費 (平成19年度)	0071	54 (46)	53 (52)	57 -	事業の目的を達成するため、平成25年度は以下の調査等を行っている。 ①省エネ設備等に係る技術レベル等の把握、住宅・建築物の省エネ性能、実務者の技術レベルの把握 ②省エネ基準の適合義務化に向けた基準及び評価方法等の検討 ③エネルギー自立型住宅・建築物の整備方針に関する検討	38	- -
(6) 環境・ストック活用推進事業 (平成23年度)	0072	10,629 (10,342)	10,789 (8,969)	17,144 -	住宅・建築物の省CO2化に関する先導的な技術導入を行うリーディングプロジェクト等を募集し、学識経験者による評価委員会の評価を踏まえ、事業を採択する。 (1)住宅・建築物省CO2先導事業 省CO2技術の普及啓発に寄与する住宅・建築物プロジェクトに対する支援 (2)建築物省エネ改修等推進事業 建築物の省エネ性能等の向上に資するリフォームに対する支援 (3)ゼロ・エネルギー住宅推進事業 中小工務店におけるゼロ・エネルギー住宅の取組に対する支援 (4)長期優良住宅先導事業 長期優良住宅の普及啓発に寄与する住宅プロジェクトに対する支援	38	- -
(7) 車両の環境対策	0038	125 (120)	143 集計中	183 -	環境保全や地球温暖化防止の観点から、自動車の環境対策に必要な技術の評価手法及び基準策定を行う。	39	- -
(8) モーダルシフト等推進事業	0065	107 (88)	93 (55.3)	74 -	荷主企業、物流事業者等物流に係る関係者で構成された協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく事業に対して一定の支援を行うことにより、二酸化炭素排出原単位の小さい輸送手段への転換を図るモーダルシフトを推進するとともに、温室効果ガスの削減による地球温暖化の防止並びに低炭素型の物流体系の構築を図る。	40	- -
(9) 先導的都市環境形成促進事業 (平成20年度)	0068	673 (623)	770 (357)	664 -	逼迫した地球環境問題へ対応した省CO2型の都市の構築を実現するため、集約型都市構造の実現に資する拠点市街地等において地区・街区レベルにおける先導的な環境負荷削減対策を推進するために必要な補助を行うことにより、良好な都市環境の形成を図り、もって公共の福祉に寄与することを目的とする。 ・先導型都市構造の実現に資する拠点市街地等において、地区・街区レベルにおける先導的な都市環境対策を強力に進めるため、計画策定、コーディネート及びモデル事業支援に対する支援を行う。(地方公共団体及び都市再生機構等1/2、民間事業者(間接補助)1/3) ・拠点市街地等における都市環境対策をより効果的に推進するため、低炭素型都市の実現に資する都市環境形成促進調査を実施する。	41	- -
(10) 都市局地球環境問題等総合調査等経費(平成19年度)	0067	26 (25)	21 (21)	25 -	我が国の温室効果ガス6%削減達成のための京都議定書目標達成計画において、都市緑化等による吸収源対策として74万トン-CO2を目標としている。このため、日本国政府として国連気候変動枠組条約事務局に提出する吸収量算出データの作成及びその精度向上、2013年以降の吸収源対策の新たな枠組に対応するための各種調査等を行い、吸収量を適切に把握・算出する。このような都市緑化等による地球温暖化対策等都市における地球環境問題への対策を促進する。	43	- -
(11) 下水熱利用によるまちづくりの推進調査経費 (平成23年度)	0070	18 (18)	16 (16)	16 -	下水熱の有効利用を推進するため、モデル候補地区における下水熱の面的利用についてのFSの実施、下水熱の事業化に向けた手続きの検討、民間活力を導入するための環境整備の推進等を実施する。	44	- -

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑩)

施策目標		10 自然災害による被害を軽減するため、気象情報等の提供及び観測・通信体制を充実する					担当部局名	気象庁		作成責任者名	総務部総務課業務評価室長 里田弘志	
施策目標の概要及び達成すべき目標		自然災害による国民の生命・財産・生活に係る被害の軽減を図るため、防災情報等の精度向上及び情報伝達体制を充実する。					施策目標の評価結果	おおむね順調である	政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
45	緊急地震速報の精度向上	28%	平成22年度	82%	76%	28%	56%	79%	A-2	85%以上	平成27年度	平成19年度の指標の実績値が77%、その後も同程度の精度で推移し、平成23年(2011年)東北地方太平洋沖地震発生後、活発な余震活動に伴い、同時に発生した地震を分離して処理できずに適切に緊急地震速報が発表できない事例が多発し、指標の値が大幅に低下。このため、緊急地震速報の精度改善を行うことにより、余震活動が長引いており、かつ、余震活動地域の外側でも地震活動が高まっている状況においても予想精度の向上を図り、低下した指標を回復させることを目標とする。
46	一定水準の防災情報伝達が可能な事務所等の数	32%	平成23年度	17%	22%	31%	32%	33%	A-2	41%	平成28年度	防災情報等や情報伝達体制は、災害対応を行っている国土交通省の事務所及び各都道府県において収集、提供されるものであることから、当該指標を用いて測定することが妥当である。危機管理を行っている国土交通省の河川及び道路関係事務所・都道府県について、予算の制約の中、国土交通省内を結ぶ統合通信網における通信の信頼性を確保する上で必要重要な拠点の整備を順次進めており、平成28年度末までに整備を完了すべき拠点として、全体の41%を目標値として設定した。
47	台風中心位置予報の精度	302km	平成22年	298km	289km	302km	305km	314km	B-2	260km	平成27年	台風による被害の軽減を図るため、台風中心位置の72時間先の予報誤差(過去5年間の平均)を指標としている。予報誤差は年々の変動が大きいため、5年平均を指標とした。過去5年分(平成18年～22年)の予報誤差の減少傾向をふまえ、その傾向を平成23年以降5年分延長し、平成27年の目標値として260kmを設定した。
48	津波シミュレーション技術を用いた津波警報更新に活用できる沖合津波観測点の数	0観測点	平成23年度	—	—	—	0観測点	0観測点	N-2	35観測点	平成26年度	津波警報は、地震発生後直ちに発表する必要があるが、東北地方太平洋沖地震のような巨大地震については、地震発生後直ちに求まる地震の規模が過小評価となるため、各海域で予め最大地震を想定した津波予測をしており、それを採用して津波警報第一報を発表することとした。 津波警報第一報発表後、できるだけ早く警報内容を更新していく必要がある。津波警報を更新する上で、GPS波浪計や海底水圧計など沖合の津波観測データは重要であるが、GPS波浪計については既に警報の更新に活用している一方、より沖合にある海底水圧計については、津波警報の更新に適切に反映する技術の確立には至っていない。この活用のため、沖合津波観測データ等に基づく津波初期波源域の推定をもとに津波シミュレーションを実施して得られた津波の高さと、実際に観測された津波の高さとを比較した結果を、津波警報の更新に活用する取組を進める。
49	防災地理情報の整備率	56%	平成23年度	—	—	—	56%	59%	A-2	70%	平成28年度	想定される災害に対する危険箇所の把握や国民の防災意識の向上等に役立つ防災地理情報の提供を推進するため、国土地理院が整備する防災地理情報のうち都市圏活断層図の整備を更に図っていくこととし、未整備の44断層帯のうち、特に人口の多い都市圏周辺部の14断層帯の整備完了を目指し、平成28年度までの都市圏活断層図の整備予定を踏まえた目標値である。
関3	異常天候早期警戒情報の精度向上	0%	平成23年	—	—	—	0%	0%	—	25%	平成28年	数値予報技術の向上やその翻訳技術の改善を考慮し、平成23年のプライアスキルスコア0.21を、平成28年に25%改善する(プライアスキルスコア0.26)ことが適切と判断。
関4	天気予報の精度(明日予報が大きはずれた年間日数) ①降水確率 ②最高気温 ③最低気温	①:26日 ②:38日 ③:24日	平成23年	①:27日 ②:45日 ③:27日	①:24日 ②:40日 ③:26日	①:25日 ②:39日 ③:25日	①:26日 ②:38日 ③:24日	①:27日 ②:37日 ③:23日	—	①:23日以下 ②:34日以下 ③:22日以下	平成28年	天気予報における降水や気温の予報は、その平均的な精度のみならず予報のはずれによる影響の程度にも注目されている。一般的利用においても関心が高い「降水確率」、「最高気温」、「最低気温」が大きはずれた年間日数を減らすこととし、これらのそれぞれについて、平成28年までに平成23年実績から1割程度減らすことを目標とする。 「降水確率」では、たとえば降水確率40%で雨なしと予報し降水があった場合よりも、降水確率0%で雨なしと予報して降水があった場合の影響の方が大きいことから、降水確率が50%以上はずれた日数とする。また、「最高気温」、「最低気温」では、平均的な予報誤差の約2倍程度(例えば春や秋では半月程度の季節のずれに相当)にあたる3℃以上はずれた日数とする。これらのそれぞれについて、近年の改善傾向を維持させ、平成28年までに平成23年実績から1割程度減らすことを目標とする。
達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)									
(1)	国土管理情報通信基盤の整備 計画策定経費(平成19年度)	10 (10)	9 (9)	9 -	国土交通省では、本省と地方整備局、事務所、出張所、都道府県庁、政令市、内閣府等を防災情報通信ネットワークとして無線網と有線網でネットワーク化している。本通信ネットワークは、平常時における河川・道路管理等の国土管理のみならず、災害時においても情報収集や情報配信を迅速・確実に行うことを目的としている。	46	—					
(2)	地殻変動等調査経費 (昭和42年度)	338 (321)	310 (299)	310 -	災害対策基本法に基づく政府の指定行政機関として、科学技術・学術審議会の「地震及び火山噴火予知のための観測研究計画の推進について」(平成20年7月17日建議)等の趣旨に沿い、地殻活動の活発な地域等において最新の測量技術を用いた繰り返し観測、地殻活動の予測分析を行うための調査等を実施することにより、地震調査研究、火山噴火予知研究の推進に資する。	49	—					

(3)	防災地理調査経費 (平成20年度)	0078	70 (66)	77 (76)	50 -	全国の主要な平野とその周辺及び活動的な火山等を対象に、各種ハザードマップ作成のための基礎情報となる地形分類、火山防災地形分類、全国活断層帯情報等を整備し、水害危険地域予測、土砂災害による危険地域の分布や火山災害予測など、地域に即した防災対策・危機管理施策に寄与する。	49	-
(4)	測量用航空機運航経費 (平成22年度)	0079	94 (89)	103 (98)	98 -	地震、火山噴火、水害等の災害時には、発災後速やかに被災地域の画像情報を関係機関に提供し、応急対策やその後の復旧・復興対策に活用することが重要であることから、国土地理院が所有する測量用航空機「くまげIII」による空中写真の緊急撮影を実施し、撮影した空中写真画像及びそれら空中写真を用いて作成した正射画像等を、政府や関係自治体等へ速やかに提供する。また、平成22年度から防災・測量用航空機「くまげIII」に合成開口レーダー（SAR）を搭載して観測が可能となったことに伴い、火山の地形変化の推移を明らかにし、火山活動状況の把握に活用する。	49	-
(5)	予報業務 (昭和31年度)	0080	911 (885)	687 (650)	534 -	地上・高層・衛星観測等を含む各種観測資料や数値予報結果等をもとに、大雨や暴風等の気象の監視・予測に不可欠な天気図や、警報・予報、台風情報等の作成・発表、豪雨時等における指定河川洪水警報や土砂災害に関する情報の作成・発表、航行中の船舶の安全のための海上予報・警報等の作成・発表等を行う。これらの情報は、防災関係機関に伝達されるとともに、報道機関等を通じて国民に周知されるほか、民間気象事業者に提供され個別のニーズに応じたサービスなどに利用される。	47	-
(6)	気象データ交換業務 (昭和31年度)	0081	1,373 (1,338)	1,884 (1,855)	1,757 -	防災気象情報等の作成に不可欠な各種観測資料や数値予報資料をはじめとする、気象業務に関する国内・国外の各種資料を収集配信するため、気象情報伝送処理システムを通じて、24時間休止することなく迅速・効率的に運用する。	47	-
(7)	数値予報業務 (昭和34年度)	0082	920 (809)	753 (753)	716 -	観測データ等を基にして物理法則に基づく数値計算を行い、予報や警報等の基礎資料となる数値予報資料を作成する。精度の高い数値予報を行うには、最新の気象学の知見を基に大気現象を精緻に表現できる数値予報モデルによる計算が必要であるが、その計算には膨大な計算機資源が必要となる。このため、数値解析予報システム（スーパーコンピュータ）を導入して数値予報モデル計算の運用を行い、数値予報資料を作成している。	47	-
(8)	アメダス観測 (昭和31年度)	0083	969 (949)	900 (874)	972 -	気象災害の防止・軽減を図るための気象監視に必要な地上での気象状況に関する観測データを得るため、全国のアメダス観測所、気象官署において観測装置により常時観測を行うと共に、部外機関の観測した気象観測結果を収集して品質管理を行う。観測成果は防災関係機関等に提供するとともに蓄積・統計処理を行う。	47	-
(9)	気象レーダー観測 (昭和31年度)	0084	865 (834)	451 (444)	628 -	気象災害の防止・軽減を図るための気象監視に必要な降雨に関する観測データを得るため、日本全体をカバーする全国の20箇所の気象レーダーにより、降水の強さの分布や雨雲内の風を立体的に観測する。また、雨雲内の風を解析することにより降水域内の風の立体的分布を求め、竜巻等の激しい気象現象に注意を呼びかける「竜巻注意情報」の発表に必要な、局所的な渦（メソサイクロン）を検出する。	47	-
(10)	地磁気観測 (昭和31年度)	0085	37 (35)	31 (31)	28 -	地磁気観測所（茨城県石岡市）、女満別観測施設（北海道大空町）、鹿屋観測施設（鹿児島県鹿屋市）等の人工ノイズの少ない環境で、太陽起源、地球内部起源の磁場・電場変動を常時監視し、地磁気観測所において観測データ解析することにより、火山活動の評価に係る研究を行うとともに、無線通信障害の警報や国土の測量等のための基礎資料として国内外の機関へ観測データの提供を行う。	-	地磁気絶対観測点数6か所、地電流観測地点数3か所での観測を継続。 火山活動の評価に係る研究成果の火山監視・噴火警報発表への活用を通じ、火山噴火等による災害の防止・軽減に資する。
(11)	気象測器検定 (昭和31年度)	0086	16 (16)	11 (11)	12 -	気象観測データの精度維持を図るため、以下の業務を実施している。 気象庁が自ら観測を行う全国の気象測器について、定期的に測器検定装置により検査を実施し、観測誤差が許容の範囲内にあることを確認する。また、気象観測を行う部外機関が使用する気象測器について、気象業務法に基づき、申請された気象測器の構造が基準に適合するかどうかを検査し、型式証明を行う。さらに部外機関が行うべき気象測器の検定業務について受託により実施する。	47	-
(12)	防災情報提供センター (平成15年度)	0087	73 (65)	66 (66)	121 -	国土交通省関係局が保有する防災情報を一元的に国民に提供するため、リアルタイム雨量（広域版）やリアルタイムレーダー、気象庁が保有する各種情報（天気予報、気象警報、地震情報、津波情報、台風情報、火山情報、アメダス、気象衛星画像、雨雲の動き等）を集約し、インターネットを通じて国民に提供する防災情報提供センターを引き続き運営する。	47	-
(13)	高層気象観測 (昭和31年度)	0088	512 (511)	511 (511)	484 -	全国14ヶ所において、世界気象機関(WMO)の基準に従い1日2回(9時及び21時)、観測測器(ラジオゾンデ)を取り付けた気球を上空に飛ばせることにより、上空30kmまでの大気気温、湿度、気圧、風向風速を観測する。観測成果は、気象予報・警報等の作成に利用されるとともに、世界気象機関(WMO)の定める形式に基づき世界各国に通報する。また、全国33ヶ所において、ウィンドプロファイラにより、電波を利用して10分ごとに300mの高度間隔で上空5km程度までの風向風速を観測する。観測成果は、気象予報・警報等の作成に利用される。	47	-
(14)	地震津波観測 (昭和31年度)	0089	1,799 (1,747)	1,321 (1,272)	1,379 -	地震や津波による災害の防止軽減のため、気象庁や関係機関が整備した地震計や震度計を活用して国内外の地震活動を観測・監視し、最新の地震学的知見に基づく解析を行い、適時的確に緊急地震速報、津波警報や震度情報等の防災情報を発表する。	45,48	-
(15)	地殻観測 (昭和31年度)	0090	40 (39)	40 (39)	43 -	適時適切に東海地震に関連する防災情報等を発表するため、東海地域とその周辺に展開された地殻変動観測施設で地震の前兆現象を観測・監視し、最新の地震学的知見に基づく解析を行う。	-	東海地域とその周辺における地殻変動観測機器が適正な状態で動作し、気象庁の監視に用いられる。(40箇所) 東海地震に関連する防災情報を適時適切に発表し、東海地震による災害の防止・軽減に資する。
(16)	火山観測 (昭和31年度)	0091	635 (618)	519 (510)	654 -	火山噴火等による災害の防止軽減のため、全国の活火山の活動状況に応じて常時観測(地震計、傾斜計、空振計、GPS、遠望カメラ等)及び機動観測を組み合わせた観測体制により活動を観測・監視し、最新の火山学的知見に基づく解析を行い、適時的確に噴火警報等の防災情報を発表する。	-	噴火警戒レベルを発表する対象火山の数を平成27年度までに39火山とする(平成24年現在29火山に導入済)。 噴火の危険性に応じた対応を迅速かつ円滑に実施することが可能となり、火山噴火等による災害の防止・軽減に資する。
(17)	海洋環境観測 (昭和31年度)	0092	677 (656)	714 (710)	720 -	地球温暖化や海洋汚染等の地球環境問題に対処するため、海洋気象観測船により、陸上に比べて観測データの乏しい海洋における温室効果ガスや汚染物質等の実態を高精度の海洋観測により把握することにより、二酸化炭素の海洋への吸収量・蓄積量及び世界の気候に影響を与える海洋深層循環の変動を把握する。また、海上の気象観測や、水温、塩分、海流、化学成分等の実況把握を通じ、北西太平洋の海洋の循環を把握し、海洋が気候変動に与える影響について解明を図る。	-	観測船による海洋観測点数(各層観測、表層水温観測等): 790点以上 海洋の二酸化炭素に関する情報について改善または新規に提供される情報の数:1以上
(18)	波浪観測 (昭和31年度)	0093	347 (347)	197 (197)	61 -	適時的確な波浪情報を提供するために、沿岸域及びわが国周辺海域で沿岸波浪計や漂流ブイにより波浪観測を行うとともに、Jason(米NASA/仏CNES)などの観測衛星、船舶からの観測データを収集し、波浪実況解析及び波浪予報を行う。	-	波浪実況・予想図発表回数:2,190以上 内海・内湾における波浪予測情報を提供する海域数:13海域以上

(19)	高潮高波対策業務 (昭和31年度)	0094	52 (51)	55 (54)	71 -	全国69箇所の潮位観測施設における観測データを即時的に収集し、高潮や津波の監視を行うとともに、東南海・南海地震防災のための地殻変動の検知や地球温暖化による海面水位変動の監視に資するデータを取得する。また、海面水位の上昇による沿岸域の浸水等被害の軽減に資する情報を発表するとともに、地球温暖化に伴う海面水位変動を監視し、海面水位変動監視の国際的な枠組みであるGLOSS(全球海面水位観測システム)にデータを提供する。	-	観測地点数:70箇所 高潮や津波の監視、東南海・南海地震防災のための地殻変動の検知、地球温暖化による海面水位変動の監視に貢献
(20)	小笠原諸島気象業務 (昭和43年度)	0095	158 (158)	156 (155)	144 -	太平洋上の気象観測空白域を埋める数少ない観測地点である小笠原諸島(父島、南鳥島)において気象観測を実施し、台風や地震津波等の自然災害による被害の防止・軽減を図る。	47	-
(21)	大気バックグラウンド汚染観測 (昭和50年度)	0096	103 (103)	85 (85)	85 -	地球温暖化を監視するとともに地球温暖化予測の不確実性を低減するため、二酸化炭素、メタンなどの温室効果ガスの観測や地球温暖化に影響を及ぼす大気中の微粒子(エアロゾル)の観測を継続実施し、観測データをWMO(世界気象機関)の資料センターに提供するとともに、HP等で公開する。また、黄砂に関する実況、予測情報を提供している。	-	情報の発表回数(温室効果ガス・黄砂等):3,300回以上 地球環境に関する気象情報の改善:2件以上
(22)	オゾン層・紫外線観測 (昭和42年度)	0097	31 (31)	31 (31)	29 -	札幌・つくば・那覇・南鳥島の国内4か所において、地上に到達する紫外線の強さをオゾン分光光度計によって測定して上空のオゾン全量を知るオゾン全量観測や、気球に吊るした測器を飛揚することによりオゾンの高度分布を知るオゾンゾンデ観測、地上に到達する有害紫外線の強さを波長ごとに観測する波長別紫外線日射観測等を実施する。	-	情報の発表回数(紫外線観測・解析情報等):5,100以上 地球環境に関する気象情報の改善:2件以上
(23)	日射観測 (昭和31年度)	0098	3 (3)	3 (3)	3 -	全国5官署(札幌、つくば、福岡、石垣島、南鳥島)において、日射放射観測(直達日射照度、散乱日射照度、下向き赤外放射照度)を実施し、観測データは、品質管理した後に統計処理を行い公表する。また、世界気象機関(WMO)の第II地区(アジア)放射センターとして日射計地区基準器の維持・管理を行い、アジア地区内各国及び日本国内の日射計基準器の校正を実施する。	-	情報数:50以上 地球環境に関する気象情報の改善:2件以上
(24)	温室効果ガスデータ管理業務 (平成2年度)	0099	45 (44)	49 (48)	41 -	全球規模での温室効果ガスの分布等の把握と公表のため、過去から現在までの温室効果ガス等の世界各地の観測データの収集・データベース化による一元管理・処理・解析・品質の評価を行い、全球規模の温室効果ガスの現状を気象庁や気象庁が運営・管理する世界気象機関(WMO)温室効果ガス世界資料センターのホームページで発表している。収集データに関する印刷物と磁気媒体を国内外の関係機関へ配布している。また、観測所及び観測の品質評価等を含めた関係機関との情報交換や観測に関する連携の推進を行う。	-	観測データ収集地点数:320以上、ダウンロードされたデータファイル数:370,000以上 気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の活動や国際的な科学コミュニティに貢献
(25)	気候・海洋情報処理業務 (平成4年度)	0100	55 (54)	55 (55)	55 -	精度の高いエルニーニョ等の海洋予測情報および季節予報の作成・提供等を行うため、日本の周辺海域に自動昇降式フロートを投入し、深さ2000mまでの水温・塩分分布を観測・通報する。また、大気と海洋の相互作用を考慮した新しい予測モデルを導入するとともに、衛星やブイなどの海洋観測データを活用する。	関3	-
(26)	アジア太平洋気候センター (平成14年度)	0101	16 (15)	11 (11)	23 -	世界気象機関(WMO)下の地域気候センターとして、アジア地域の気象機関の気候情報作成能力の向上を目指し、気候に関する様々な監視情報やデータを提供するとともに、季節予報モデルによる予測データを提供している。また、各国向けにカスタマイズされた資料の作成を支援するためのソフトウェアを整備するとともに、各国が適切な気候情報を作成するのに必要な技術支援や人材育成を行うために、トレーニングセミナー等を開催している。	-	アジア太平洋気候センターウェブへのアクセス回数:200万回 各国気象機関の気候情報作成能力向上及びそれによる気候リスクの軽減への貢献
(27)	気候変動対策業務 (昭和56年度)	0102	99 (97)	74 (72)	63 -	地球温暖化対策に資するため地球温暖化予測モデルにより「地球温暖化予測情報」の公表、都市の気温上昇の原因となっているヒートアイランドの監視結果を報告する。さらに、異常気象の要因と見通しについて官学連携の異常気象分析検討会を開催し、その結果を公表するとともに、翌週の顕著な高温を対象とした異常天候早期警戒情報を週2回発表する。これらに関する科学的知見の普及・啓発を各地で実施するほか、データ提供による高度な利用を推進する。	-	異常気象分析検討会の開催:2回 気候講演会の開催:全国で11回
(28)	次期静止気象衛星整備 (平成17年度)	0103	7,360 (7,360)	3,826 (3,826)	7,029 -	国民の安心・安全に寄与する防災情報の作成及び地球環境の監視に欠かせない静止地球環境観測衛星を平成26・28年度に打ち上げるため、平成21年度に開始した次期衛星の製造を引き続き実施する。	-	H21年度からの進捗率:5/8箇年度 ひまわり8号・9号の平成27・28年度運用開始
(29)	静止気象衛星運用業務 (昭和52年度)	0104	893 (893)	878 (876)	895 -	台風や集中豪雨等の自然災害による被害の防止や軽減を図るため、静止気象衛星により地球上の広範囲を365日24時間常に監視する。	47	-
(30)	衛星施設維持 (昭和52年度)	0105	439 (361)	466 (459)	382 -	台風や集中豪雨等の自然災害による被害の防止や軽減を図るため、静止気象衛星により地球上の広範囲を365日24時間常に監視するために必要な施設・設備を維持管理を行う。	47	-
(31)	国際機関への分担金・拠出金 (昭和31年度)	0106	688 (688)	759 (759)	743 -	気象業務の遂行には国際協力が不可欠であり、これを担当している国際機関への分担金・拠出金。	-	使途が国際機関の組織の運営費の分担であり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(32)	観測予報業務共通 (昭和31年度)	0107	2,765 (2,727)	2,846 (2,825)	2,660 -	予報・観測・地震火山・気候変動観測等の各種業務を円滑に実施するために必要な消耗品、光熱水料、通信回線等の契約を実施する。	-	使途が予報・観測・地震火山・気候変動観測等の各種業務に共通して使用する消耗品等であり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑪)

施策目標		11 住宅・市街地の防災性を向上する						担当部局名	都市局			作成責任者名	都市安全課長 笠原 勤			
施策目標の概要及び達成すべき目標		防災性の高い施設及び環境を整備することにより、住宅・市街地における安全・安心度を高める。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
50	防災性の向上を目的としたまちづくりのための事業が行われた市街地等の面積	6,466ha	平成23年度	3,234ha	3,573ha	6,158ha	6,466ha	8,016ha	A-2	13,000ha	平成28年度	・市街地の防災性の向上を図り都市の防災構造化を推進する都市防災総合推進事業や公園整備に伴う周辺市街地の防災性の向上を推進する防災公園街区整備事業等の完了地区の面積は、市街地の防災性の向上に対する取組を反映した指標であるため。 ・目標値については、過去の実勢および予算の伸び率、現在の事業計画等を考慮して設定。				
51	一定水準の防災機能を備えるオープンスペースが一箇所以上確保された大都市の割合	約73%	平成22年度	約63%	約67%	約73%	約78%	集計中	A-2	約84%	平成28年度	都市の防災機能の向上を図るため、長期的には100%を目指している。これまでの実績を踏まえ、平成28年度の目標値約84%を設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標】				
52	下水道による都市浸水対策達成率(都市浸水対策を実施すべき区域のうち、下水道(雨水)整備による浸水対策が完了している区域の面積の割合)	約53%	平成23年度	-	-	-	約53%	約55%	A-2	約60%	平成28年度	【指標の定義】 都市浸水対策を実施すべき区域のうち、5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道整備が完了した区域の面積の割合(=①/②) ①:5年に1回程度発生する規模の降雨に対応する下水道(雨水)整備が完了した区域の面積 ②:都市浸水対策を実施すべき区域の面積 【目標設定の考え方・根拠】 地方公共団体における浸水対策の実施予定より、目標値を設定 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
53	地震時等に著しく危険な密集市街地の面積	約6,000ha(100%)	平成22年度	-	-	約6,000ha(100%)	5,745ha(96%)	-	B-1	約3,000ha(50%)	平成27年度	・住生活基本計画(全国計画)の全部変更(平成23年3月15閣議決定)において、従来の延焼危険性の指標に加え、新たに避難困難性の指標や地域特性等を考慮した「地震時等に著しく危険な密集市街地」を平成32年度末までに概ね解消することが位置づけられており、「地震時等に著しく危険な密集市街地」の面積は、住宅・市街地の防災性の向上に対する取組を反映した指標であるため。 ・目標値については、これらの決定を踏まえて最終的な目標を平成32年度末までに概ね解消とし、5年以内の目標値として現況値と平成32年度末までの目標値との差を按分し、平成27年度末までの数値を設定。				
54	地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害が生じる可能性を示す大規模盛土造成地マップを作成・公表すること等により、住民に対して情報提供を実施した地方公共団体の割合	約5%	平成23年度	-	-	-	約5%	約9%	A-1	約50%	平成28年度	・大規模盛土造成地マップを作成・公表し住民等に対して情報提供を行うことにより、滑動崩落対策工事を促進し、地震に強い宅地の確保が図られることから、「大規模盛土造成地マップ公表率」は、宅地の耐震性の向上に対する取組を反映した指標であるため。 ・目標値については、地震時に地すべりや崩壊により甚大な被害を生じる可能性のある盛土造成地が存在する地方公共団体においての現在までの事業実績及び進捗状況を踏まえ、東日本大震災の教訓を踏まえた今後の事業計画を考慮して設定。 【社旗資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「大規模盛土造成地マップ公表率」と同一定義)】				
55	地震対策上重要な下水管渠における地震対策実施率(地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち耐震化が行われている割合)	約34%	平成23年度	-	-	-	約34%	約41%	A-2	約70%	平成28年度	【指標の定義】 地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠のうち、耐震化が行われている割合。 (分母)地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠延長 (分子)耐震化が行われている下水管渠の延長 【目標設定の考え方・根拠】 地方公共団体が定める地震対策上重要な下水管渠延長のうち、実施予定から目標値を70%と設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				
56	内水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	約15%	平成23年度	-	-	-	約15%	約31%	A-2	約100%	平成28年度	【指標の定義】 概ね過去10年間に床上浸水被害が発生した地区等を有する市町村のうち、内水ハザードマップを作成・公表し防災訓練等を実施した市町村の割合 分子:内水ハザードマップを作成・公表し防災訓練等を実施した市町村 分母:概ね過去10年間に床上浸水被害が発生した地区等を有する市町村 【目標設定の考え方・根拠】 地下空間が高度に発達し浸水の恐れのある地区を有する市町村、床上浸水被害が発生した地区等を有する市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村全てで平成28年度までに内水ハザードマップを作成・公表し、防災意識の高揚を図ることとして設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)				

57	下水道施設の長寿命化計画策定率(地方公共団体)	約51%	平成23年度	-	-	-	約51%	約71%	A-2	約100%	平成28年度	【指標の定義】 供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体における長寿命化計画を策定した割合。 (分母)供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体数 (分子)長寿命化計画を策定した自治体数 【目標設定の考え方・根拠】 供用開始後30年を経過した下水道施設を管理している自治体全てにおいて、長寿命化計画を策定するとして設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
58	多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震率(①建築物、②住宅)	①80% ②79%	①平成20年度 ②平成20年度	①80% ②79%	-	-	-	-	①A-1 ②A-1	①90% ②90%	①平成27年度 ②平成27年度	①総計データ等から推計される特定建築物の総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。 ②住宅・土地統計調査のデータベースによる住宅総数に対し、過去の耐震改修データに基づく耐震化の動向を踏まえ、実現性を勘案して目標を設定した。 (関連する閣議決定等) ・中央防災会議で策定された「地震防災戦略」において、平成27年までに大規模地震による死者を半減するため、耐震化率を9割にする目標が掲げられている。 ・平成22年6月18日に閣議決定された「新成長戦略(基本方針)」において、2020年までに耐震性が不十分な住宅の割合を5%に下げ、安全・安心な住宅ストックの形成を図ることとされている。 ・平成23年3月15日に閣議決定された「住生活基本計画(全国計画)」において、平成32年度までに住宅の耐震化率を95%まで引き上げることとされている。 ・平成24年7月31日に閣議決定された「日本再生戦略」において、2020年までに耐震ストック比率を95%とする目標が掲げられている。

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 国営公園等事業 (昭和47年度)(関連:25-⑦、 ⑧、⑩)	52	24,294 (23,550)	24,448 (23,512)	25,794 -	公園緑地の保全・創出により、地球温暖化の防止、ヒートアイランド現象の緩和、生物多様性の保全等の地球環境問題等への対応を図るほか、歴史的風致維持向上による地域活性化等を推進する。また、地震災害時に復旧・復興の拠点や避難地となる防災公園の整備、子どもや高齢者をはじめ誰もが安全で安心して利用できる都市公園の整備を推進する。	26、27、28、 29、30、51	
(2) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:25-⑧、 ⑫)	56	18,784 (18,564)	5,190 (4,993)	5,248 -	○地方公共団体等が実施する下記事業に対する補助金。※( )は補助率 以下、H25年度までの事業 ①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための污水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等)以下、H26年度の事業 ①民間活力イノベーション推進下水道事業…PPP/PFI事業などの官民連携事業や下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)で検証を行った先導的・革新的な技術の普及促進事業について支援(1/2、5.5/10等)。 ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究。	52、55、56、 57	-
(3) 住宅市街地総合整備促進事業 (平成6年度)	113	27,575 (26,393)	26,989 (26,857)	43,859 -	①既存市街地における老朽建築物除却、住宅・地区公共施設整備等により住宅市街地の整備を背負合的に行う事業(住宅市街地総合整備事業) ②住宅宅地事業及び住宅ストック改善事業に関連して必要となる道路、公園、下水道、河川等の公共施設等の整備を総合的に行う事業(住宅市街地基盤整備事業)等 (補助率:1/2、1/3 等)	53	
(4) 民間活用のための下水道先端的 管理手法実証事業に関する 調査経費(平成24年度)	112	- -	20 (20)	24 -	下水道施設の老朽化に伴う課題に対応するため、効率的な新技術の有効性・経済性の検証等を実施し、管路における点検調査・診断、修繕を組み合わせた効率的・先端的な管理手法を確立することにより民間活用の促進を図る。	57	-
(5) 防災のための下水道管理手法 調査経費(平成25年度)	新25-14	- -	- -	50 -	自治体が保有する下水道施設情報の収集・共有のあり方を検討し、既存の電子情報のうち必要な情報を国が一括して収集し、防災・減災に資する施策等に活用するためのシステムを構築する。あわせて、自治体データの電子化促進のため、仕様やデータ形式の規格化等について検討する。	-	下水道施設情報の収集・共有のためのシステムの構築
(6) 住宅・建築物市場環境整備促進 事業 (平成21年度)	115	42,003 (33,805)	44,509 (37,032)	53,000 -	①先導的な高齢者・障害者・子育て世帯向けのすまいづくり・まちづくりを提案により行う事業や、サービス付き高齢者向け住宅の整備を行う事業者に対し、国がその費用の一部を補助する。(補助率:1/10、1/3等、限度額:100万円/戸等) ②先導的な設計・施工技術を導入する大規模木造建築物や、地域材等を活用した木造の長期優良住宅の整備等を行おうとする者に対し、国がその費用の一部を補助する。(補助率:1/2、2/3、定額等) ③子育て世帯や高齢者世帯等に賃貸すること等を条件として、既存住宅の空き家のリフォームに対して国がその工事費用の一部を補助する。(補助率:1/3、限度額:100万円/戸)	58	-

(7)	都市安全確保促進事業 (平成24年度)	110	-	340	430	大規模な地震が発生した場合における都市再生緊急整備地域内の滞り者等の安全の確保と都市機能の継続を図るため、災害発生時の円滑な退避や物資の提供等のソフト・ハード両面の対策を総合的に支援し、大都市の安全・安心の確保と国際競争力の強化を図ることを目的とする。 都市再生緊急整備地域において、国が策定する地域整備方針に則して、国、地方公共団体、鉄道事業者、大規模ビル所有者等を構成員とする都市再生緊急整備協議会が全員合意の下で作成する都市再生安全確保計画の作成、及び都市再生安全確保計画に基づくソフト・ハード両面の事業に対して、国が補助を行う。	-	支援を行う都市再生緊急整備協議会の数:10  都市再生緊急整備協議会が全員合意の下で作成する都市再生安全確保計画の数:5計画
(8)	既存建築物安全性確保推進事業 (平成25年度)	新25-02	-	-	250	下記の既存建築物の安全性確保のための体制整備を行う民間事業者等に対する補助。(補助率:定額補助) ①地方公共団体における体制整備支援:耐震診断等に係る行政指導のための行政職員向け研修会等の実施、耐震診断義務化対象建築物等について、耐震診断・耐震改修等の実施状況の台帳整備等、耐震性の表示制度の実施に向けた行政・事業者・建物所有者で構成する協議会の設立・運営等 ②建築主・事業者の体制整備支援:耐震診断・耐震改修に関する具体的な診断・施工技術や施工方法の事業者向け講習会等の実施、新たな法制上の枠組み等の啓発・周知のための建築主等向け情報提供等の実施 等	-	既存建築物の安全性確保のための体制の整備箇所数  多数の者が利用する一定の建築物及び住宅の耐震化率(①建築物、②住宅)
(9)	減災・防災まちづくり推進方策 検討調査経費 (平成25年度)	新25-12	-	-	16	宅地の盛土や擁壁に関する従来の技術基準を東日本大震災の被災状況から検証し、宅地の安全性を確保するために必要な技術基準を検討することにより、今後発生が予想される大地震に対する宅地の安全性の確保を図る。	54	
(10)	地下街の避難対策調査経費 (平成25年度)	新25-13	-	-	95	地下街は、全国のターミナル駅等を中心に78か所存在し、都市内の重要な歩行者ネットワークとしての公共的な空間を提供している。 利用者が10万人/日以上となる地下街も多数存在し、災害に備えた通路空間の安全確保が必要。 大規模地震発生時には、地上への出入口や階段等に人々が殺到することによる混乱、転倒・負傷等の事態が生じる懸念があるため、地下街の安全点検を実施するとともに、安心して避難できるよう避難対策を検討し、ガイドラインを策定する。	-	本調査は、地下街の安全点検・安全性評価を行うとともに、避難シミュレーションにより想定された被害の軽減対策を検討し、「安心避難対策ガイドライン」を策定するものであり、活動指標を定めて実施するという性質のものではない。  本調査は、地下街の安全点検・安全性評価を行うとともに、避難シミュレーションにより想定された被害の軽減対策を検討し、「安心避難対策ガイドライン」を策定するものであり、成果指標を定めて実施するという性質のものではない。

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑫)

施策目標		12 水害・土砂災害の防止・減災を推進する						担当部局名	水管理・国土保全局		作成責任者名	河川計画課長 金尾 健司	
施策目標の概要及び達成すべき目標		洪水・土石流等による国民の生命・財産に係る被害の防止・軽減を図るため、河川事業や砂防事業等のハード整備を実施するとともに、ハザードマップの周知などのソフト対策を一体として実施することにより水害・土砂災害の防止・減災を推進する。						施策目標の評価結果	順調である	政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減	政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等		
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度						
59	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(①河川堤防)	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約16%	A-2	約77%	平成28年度	【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が破壊された場合に基大な被災が想定される区間において、河川堤防の耐震点検により対策が必要と判断された区間のうち対策を実施した区間の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)	
59	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等において、今後対策が必要な河川管理施設の耐震化率(②水門・樋門等)	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約29%	A-2	約84%	平成28年度	【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、地震により堤防が破壊された場合に基大な被災が想定される区間において、水門・樋門等の耐震点検により対策が必要と判断された箇所のうち対策を実施した箇所の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に耐震化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)	
60	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約33%	A-2	約57%	平成28年度	【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門・樋門のうち、対策を実施した箇所の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果等から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に自動化・遠隔操作化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)	
61	東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な河川堤防の津波対策実施率	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約13%	A-2	約75%	平成28年度	【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の河川の津波遡上区間において、想定される津波(いわゆるL1津波)に対する対策が必要と判断された河川堤防のうち、高さの確保及び耐震化を実施した区間の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に津波対策を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)	
62	人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(①国管理区間)	約72%	平成23年度	-	-	-	約72%	約74%	A-2	約76%	平成28年度	【指標の定義】 背後地に人口・資産等が集積する地域や中核・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)	
62	人口・資産集積地区等における中期的な目標に対する河川の整備率(②県管理区間)	約57%	平成23年度	-	-	-	約57%	約58%	A-2	約59%	平成28年度	【指標の定義】 背後地に人口・資産等が集積する地域や中核・拠点機能を有する地域を流下する河川延長のうち、中期的な目標に相当する規模の洪水を安全に流下させることのできる河川延長の割合 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)	

63	過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち未だ浸水のおそれのある家屋数	約6.1万戸	平成23年度	-	-	-	約6.1万戸	約5.6万戸	A-2	約4.1万戸	平成28年度	【指標の定義】 過去10年間に床上浸水被害を受けた家屋のうち、被災時と同程度の出水で依然として浸水のおそれのある戸数 【目標設定の考え方・根拠】 長期的には0戸を目指す。 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。 なお、国管理分については、できるだけ早期に浸水のおそれのある家屋を解消する必要があるため、計画期間内(平成28年度末まで)に約9割の解消を目指して、事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
64	人口・資産集積地区等の流域貯留施設の貯留量	約27万m3	平成23年度	-	-	-	約27万m3	約27万m3	B-1	約50万m3	平成28年度	【指標の定義】 背後地に人口・資産が集積する地域や中枢・拠点機能を有する地域において、流域の持つ保水・遊水機能を確保するための調節池、流域貯留施設等の整備により確保される貯留量 【目標設定の考え方・根拠】 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
65	ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合(洪水)	49%	平成23年度	-	-	-	49%	62%	A-2	100%	平成28年度	【指標の定義】 洪水ハザードマップ作成対象市町村のうち洪水ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合(%) 洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合=①/② ①:洪水ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数 ②:洪水ハザードマップ作成対象となる想定している市町村数(1,342市町村:平成23年度) 【目標設定の考え方・根拠】 洪水ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等の実施することは、住民の水害時における円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである 全国の大河川及び主要な中小河川(洪水予報河川、水位周知河川)の浸水想定区域に含まれている市町村については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村の全てで計画期間中(平成28年度まで)に実施されるようになることを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
66	土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合	約45%	平成23年度	-	-	-	約45%	約54%	B-2	100%	平成28年度	【指標の定義】 土砂災害警戒区域が指定された市町村のうち、土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合=①/② ①:土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練を実施した市町村数 ②:土砂災害警戒区域が指定された市町村数(平成23年度末時点) 【目標設定の考え方・根拠】 土砂災害警戒区域が指定された市町村については、ハザードマップの作成・公表および防災訓練が、早期に実施される必要があり、これらの市町村の全てで平成28年度までに実施されるようになることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
67	リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率(火山活動による社会的影響が大きく、活動が活発な火山のうち、リアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山の割合)	約48%	平成23年度	-	-	-	約48%	約59%	A-2	100%	平成28年度	【指標の定義】 火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山)のうち、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップ(注)を整備した火山の割合(%) リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率=①/② ①:火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づきリアルタイム火山砂防ハザードマップを整備した火山 ②:火山噴火緊急減災対策砂防計画を策定する対象火山(29火山) (注)火山災害予想区域図の一種で、噴火の前兆期以降に、火口位置の変化や降灰領域の拡大等、火山活動状況にあわせて土砂移動現象の影響範囲、堆積深などを想定するもの。 【目標設定の考え方・根拠】 今後5年間に対象全火山(29火山)については、火山噴火緊急減災対策砂防計画に基づき、リアルタイム火山砂防ハザードマップを早期に整備する必要があるため、平成28年度までにこれらの全てについて整備することを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
68	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(①重要交通網にかかる箇所)	約46%	平成23年度	-	-	-	約46%	約47%	A-2	約51%	平成28年度	【指標の定義】 土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合(分子/分母) (分子)土砂災害のおそれのある重要交通網にかかる箇所 のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所 (分母)土砂災害のおそれのある重要交通網にかかる箇所 【目標設定の考え方・根拠】 直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)

68	社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率(②主要な災害時要援護者関連施設)	約29%	平成23年度	-	-	-	約29%	約31%	A-2	約39%	平成28年度	【指標の定義】 土砂災害のおそれのある社会経済活動に深刻な影響を及ぼす重要交通網にかかる箇所や、主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所の割合(分子)土砂災害のおそれのある主要な災害時要援護者関連施設のうち、砂防事業、地すべり対策事業、急傾斜地崩壊対策事業の実施箇所 (分母)土砂災害のおそれのある主要な災害時要援護者関連施設 【目標設定の考え方・根拠】 直轄事業の実施計画や都道府県の社会資本総合整備計画等において予定されている対策が着実に実施されることを目指して設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
69	土砂災害警戒区域指定数	約25万9千区域	平成23年度	-	-	-	約25万9千区域	約31万区域	A-2	約46万区域	平成28年度	【指標の定義】 土砂災害警戒区域の指定数 【目標設定の考え方・根拠】 平成19年度以降の実績の推移を勘案し設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
70	大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率	0%	平成23年度	-	-	-	0%	0%	N-2	100%	平成28年度	【指標の定義】 平成22年公表の深層崩壊推定頻度マップ(注1)において深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に対する大規模土砂移動検知システム(注2)により監視できる面積の割合(以下、監視カバー率という)。 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率=①/② ① 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域に大規模土砂崩壊が発生した場合に大規模土砂移動検知システムにより監視できると思われる範囲(監視カバー範囲)の面積 ② 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域の総面積 (注1)・・・過去の発生事例から得られている情報をもとに深層崩壊の発生頻度を推定したマップ (注2)・・・山地域に配置した振動センサーをネットワーク化し、検知した地盤振動から、大規模な土砂移動現象の発生位置と時間を推定することにより大規模土砂崩壊発生箇所の把握の時間短縮を行うシステム 【目標設定の考え方・根拠】 深層崩壊推定頻度が「特に高い」地域については、早期に大規模土砂移動検知システムにより監視できるようにする必要があるため、これらの地域について平成28年度までに監視カバー率を100%とすることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
71	リエゾン協定締結率(国土交通省等とリエゾン(現地情報連絡員)派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合)	71%	平成23年度	-	-	-	71%	91%	A-2	100%	平成28年度	【指標の定義】 国土交通省とリエゾン(現地情報連絡員)派遣に関する協定を締結している全国の市町村の割合(%) 国土交通省とリエゾン派遣に関する協定を締結している市町村の割合(%)=①/②×100 ①国土交通省とリエゾン派遣に関する協定を締結している市町村数 ②全国の市町村数(政令指定都市は除く) 【目標設定の考え方・根拠】 本指標のリエゾン協定は、大規模自然災害等が発生又は発生の恐れがある場合において、国土交通省及び市町村が必要とする各種情報の交換等に係る事項を定め、もって適切な災害対処に資することを目的とする。 なお、全国政令指定都市とは既に協定締結済であるため、本指標では対象外としている。 全国の市町村と迅速な情報共有を図ることにより、被災地域の被害拡大の防止や2次被害防止、を図り、国民の安全・安心及び民生の安定を確保するため、できるだけ早期に全国全市町村との間で協定を締結する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
72	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の①実施地域ブロック数	1ブロック(10%)	平成23年度	-	-	-	1ブロック(10%)	4ブロック(40%)	A-2	10ブロック(100%)	平成28年度	【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数 ①: 全ブロックで実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要がある。こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
72	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の②参加都道府県	5団体(11%)	平成23年度	-	-	-	5団体(11%)	22団体(47%)	A-2	47団体(100%)	平成28年度	【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数 ②: 全都道府県と共同実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要がある。こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)

72	大規模災害を想定した「地域ブロック広域訓練」の③ 政令指定都市数	2団体 (10%)	平成23年度	-	-	-	2団体 (10%)	9団体 (45%)	A-2	20団体 (100%)	平成28年度	【指標の定義】 東日本大震災や東海・東南海・南海地震等の大規模災害を想定し、国の地方支分部局、地方公共団体、ライフライン・インフラ事業者等、マスコミ、関係団体等で構成する協議会等が主体となり、地域ブロックで毎年実施する「地域ブロック広域訓練」の実施ブロック数、参加都道府県及び政令指定都市数 ③：全政令指定都市と共同実施 【目標設定の考え方・根拠】 大規模災害は、広域かつ甚大な被害となることから、各関係機関は相互の連携のもと、広域的かつ実践的な防災訓練を実施し、もって、総合的な防災力の強化を図る必要があり、こうした防災訓練は全国でできるだけ早期に実施する必要があることから、平成28年度までに100%にすることを目標としている。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
73	主要な河川構造物の長寿命化計画策定率	約3%	平成23年度	-	-	-	約3%	約30%	A-2	100%	平成28年度	【指標の定義】 ・堰、水門、排水機場等、主要な河川構造物について、施設毎に長寿命化計画を作成している施設の割合(%) 主要な河川構造物の長寿命化計画策定率=①/② ①：長寿命化計画を策定済み施設数 ②：堰、水門、排水機場等主要な河川管理施設(約3,500施設) 【目標設定の考え方・根拠】 本指標は、老朽化の進む河川構造物の点検・整備・更新等を、中長期の展望を持って効果的・効率的に推進していくことを目的に策定する河川構造物の長寿命化計画の策定状況を評価するものである。 主要な河川構造物について確実な安全性を確保しつつ、長寿命化を促進し、コストの抑制を図るため、全ての主要な河川構造物について、できるだけ早期に計画を策定する必要があることから、平成28年度までに河川構造物の長寿命化計画の全施設の策定を目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)
74	大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数	0台	平成22年度	-	-	0台	0台	0台	N-2	20台	平成27年度	【指標の定義】 大規模災害発生時に迅速に調達可能な無人化施工機械(ただし、標準化されたインターフェースを装備したものに限る)の台数 【目標設定の考え方・根拠】 迅速的確な災害復旧活動を実現するためには、建設機械や専門技術者等の活用が不可欠である。中でも、遠隔から建設機械を操作する無人化施工技術は、操作員の安全を確保し、火山噴火等大規模な災害に際しての復旧作業に必要な技術の一つである。 無人化施工を迅速に行うためには機械操作や画像伝送等に不可欠な通信システムを現場で早急に構築する必要がある。現在は通信システムの構築、特に機器類の接続の調整に時間を要しているが、これら調整の簡便化のためにシステムの接続仕様(インターフェース)の標準化を図る。 以上から、業績指標(アウトプット)を接続仕様(インターフェース)が標準化された「大規模災害時に対応可能な無人化施工機械の台数」とした。 なお、目標値は、災害は日本全国どこでも発生する可能性があり、災害復旧活動を迅速に複数台で作業開始できることを念頭に置き、全国で官・民それぞれが保有する機械を合わせて「20台」(各地方整備局等管内で2台程度)を平成27年度までに確保することを目標とした。

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 河川改修事業 (明治7年度(直轄)、昭和7年度 (補助))(関連25-③)	0055	289,224 (287,955)	278,547 (277,005)	281,475 -	○築堤、河床掘削、遊水地整備等の手法を適切に組み合わせて、計画的に河川改修を行うことで、治水安全度の向上を図る。また、この際、各河川の特性を踏まえ、上下流・左右岸及び本支川のバランスを図りながら整備を行う。 ○河川改修を推進するにあたっては、以下に重点をおいて実施。 ・近年水害が発生しているなど、災害の頻発している箇所における浸水被害を速やかに解消する。 ・背後地の資産の状況も踏まえ、災害の発生時の危険性の高い箇所の安全度を向上させる。 ○水質汚濁の著しい河川での浄化施設整備や自然環境の復元が必要な区域での河道整備、まちづくりと一体となった河川管理施設の整備等の取組みを実施する。 (直轄:国費率2/3等、補助:国費率1/2等)	62、63	- -
(2) ダム建設事業 (昭和25年度(直轄)、昭和15年 度(補助))	0118	176,434 (172,168)	151,232 (140,280)	138,272 -	ダム等の新設及び、既存ストックの有効活用(既設ダムの容量の再編や排砂バイパスの設置等)により、洪水を調節することで被害の軽減を図るとともに、貯留した水を活用して、渇水時に補給するなどによる流水の正常な機能の維持、都市用水・かんがい用水の開発、発電等を行う。 (直轄:国費率7/10等、補助:国費率1/2等)	62、63	- -
(3) 河川・ダムの維持管理事業 (明治35年度(河川維持修繕事 業)、明治31年度(堰堤維持事 業))	0119	154,987 (154,000)	144,794 (143,523)	150,328 -	河川法、特定多目的ダム法等の関係法令に基づき、河川及び河川管理施設の維持管理を実施。具体的には、河川及び堤防、護岸、水門、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の機能を維持するために、堤防の変状把握のための除草、河川巡視、水門、樋門樋管、排水機場等施設の点検及び出水時の操作、洪水の流下断面確保のための樹木伐採や河道内堆積土砂の撤去等を実施する。また、堤防、護岸、樋門樋管、排水機場等の河川管理施設の補修や、老朽化等に伴い低下した施設機能回復等を実施。また、ダムにおける放流設備等の操作や点検、補修、堤体や貯水池の保全のための巡視、点検、補修、放流通報設備の点検、補修等を実施。	73	- -

(4) 砂防事業 (明治31年度)	0120	86,877 (86,576)	77,887 (77,635)	81,298 -	砂防事業は、土砂流出の著しい荒廃地域や火山地域、または土石流の発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案して、砂防堰堤や床固工群等の砂防設備の整備を実施することで、下流河川の河床上昇や火山泥流等により引き起こされる土砂流出、土石流等を防ぎ、国土及び人家、公共施設等を保全する。(国と都道府県との負担割合は、直轄事業は国2/3・都道府県1/3、補助事業は国1/2・都道府県1/2で実施している。)	68	- -
(5) 砂防管理事業 (平成20年度)	0121	374 (374)	605 (605)	550 -	砂防設備の機能保持のため、直轄砂防管理を実施する溪流毎に巡視・点検、流出土砂量の把握等を行うとともに、設備の機能回復のために必要な除石及び補修等を実施する。	-	事業実施箇所(山系) 除石量  適正に砂防施設の機能が確保された溪流の数
(6) 地すべり対策事業 (昭和27年度)	0122	8,495 (8,489)	6,362 (6,332)	6,979 -	地すべり災害は一旦発生すると緊急かつ大規模な対策が必要となることが多いため、地すべりの兆候の早期発見が重要である。一方で、全国の災害発生状況等を見ながら機動的に事業を実施しているところ。地すべり対策事業は、地すべりの原因やすべり面の位置を把握するために、地下水・地表面・地中の動きの観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき地すべりの原因となる地表水や地下水を排除したり、地すべり土塊の移動を抑制する工事を実施している。(国と都道府県との負担割合は、直轄事業は国2/3・都道府県1/3、補助事業は国1/2・都道府県1/2で実施している。)	68	- -
(7) 急傾斜地崩壊対策事業 (昭和42年度)	0123	828 (811)	275 (275)	16 -	急傾斜地崩壊対策事業は、がけ崩れの発生のおそれのある箇所や発生した箇所において、現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案し、擁壁工や法枠工等の急傾斜地崩壊防止施設の整備を行い、国民の生命を保護する。(国と都道府県との負担割合は、国1/2・都道府県1/2で実施している。)また、急傾斜地崩壊対策事業の政策立案に活用することを目的とした調査研究等を行い、国民の生命を保護するための取り組みの効率的な実施を図る。	68	- -
(8) 河川・海岸等復興関連事業(水管理・国土保全局所管)(東日本大震災関連)(関連25-⑬)	0124	12,091 (10,575)	84,642 (79,253)	31,135 -	被災地の復興を推進するため、堤防かさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、重要交通網等に被害を及ぼすおそれが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施。 東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海、東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。	59、60、61	- -
(9) 下水道事業 (昭和32年度)(関連:25-⑧、⑩)	0056	18,784 (18,564)	5,190 (4,993)	5,248 -	○地方公共団体等が実施する下記事業に対する補助金。※( )は補助率 以下、H25年度までの事業 ①未普及解消下水道…公衆衛生の向上、生活環境の改善を図るため、し尿・生活雑排水などの汚水の排除を行うための汚水管の整備等(1/2等) ②水質保全下水道…河川などの公共用水域の水質保全を図るため、下水処理場における水処理施設の整備等(1/2、5.5/10等) ③資源循環形成下水道…低炭素社会・循環型社会の構築を図るため、下水処理場における下水汚泥の有効利用を含めた汚泥処理施設の整備等(5.5/10等) ④浸水対策下水道…集中豪雨による浸水被害の軽減を図るため、雨水管、ポンプ場、雨水調整池の整備等(1/2等) ⑤地震対策下水道…大規模地震による被害の軽減を図るため、老朽化した下水管の耐震化に資する整備等(1/2等) 以下、H26年度の事業 ①民間活力イノベーション推進下水道事業…PPP/PFI事業などの官民連携事業や下水道革新的技術実証事業(B-DASHプロジェクト)で検証を行った先導的・革新的な技術の普及促進事業について支援(1/2、5.5/10等)。 ○下水道事業の計画的かつ効率的な推進を図るために必要な国が実施する調査研究。	63	- -
(10) 水害等統計作成経費 (昭和36年度)	0125	14 (11)	14 (12)	14 -	①毎年、1月1日から12月31日までに発生した全ての水害に係る個人・法人が所有する一般資産や公共土木施設及び公益施設の詳細な被害実態(被災建物ごとの浸水深、床面積、世帯数、事業所従業者数等並びに公共土木施設被害額、公益事業等被害額)を網羅的に調査するため、最も的確に調査・把握できる地方公共団体に委託の上、実施。 ②水害被害の実態調査を通じて得られた結果をとりまとめ、それらの経年変化を把握することが出来る統計書等の作成。	-	水害統計書を作成するとともに、インターネット(政府統計の総合窓口)を通じて、広く国民に当該調査結果を公表するものであり、定量的な活動指標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。  全国における水害による被害実態を網羅的に調査・分類し、それらの経年変化をとりまとめる統計書を作成するものであり、定量的な成果指標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。

(11)	洪水予報施設運営に必要な経費 (昭和25年度)	0126	20 (19)	20 (20)	20 -	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な、雨量・水位観測施設や警報施設等の保守管理や電力の供給を行うものである。	-	全国505施設の洪水予報施設の運営  洪水予報、水防警報実施に必要な雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために必要な観測施設や警報施設等の保守管理や電力供給を行うものであり、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。
(12)	河川水理調査に必要な経費 (昭和26年度)	0127	42 (41)	42 (39)	42 -	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、定期的に稼働状況等を点検するとともに、消耗品の交換等の保守を行うものである。 また、観測データの精度を確保するために整理・照査を行い、統計資料の作成を行うものである。	-	全国833箇所 of 河川水理調査  河川の水位・流量、雨量の基礎データを収集、分析することにより、河川整備・管理に関する方針・計画の立案・策定に資するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。
(13)	河川水理調査観測所施設経費 (昭和26年度)	0128	9 (9)	9 (8)	9 -	本事業は、河川の水位・流量、雨量の観測施設について、異常が認められた観測施設の修繕等を行うものである。 また、災害の発生により被災した観測施設の復旧を行うものである。	-	全国833箇所 of 河川水理調査観測所施設の内、24箇所の修繕等  河川の水位・流量、雨量の基礎データを収集、分析することにより、河川整備・管理に関する方針・計画の立案・策定に資するものであり、定量的な成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。
(14)	洪水予報施設経費 (昭和25年度)	0129	105 (96)	100 (99)	100 -	本事業は、国土交通大臣が洪水予報、水防警報を実施する全国の一級河川において、水系各地の雨量等の把握や河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うため、老朽化した雨量・水位観測施設や警報施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものである。	-	全国505の洪水予報施設の更新  洪水予報、水防警報実施に必要な雨量の把握・河川水位の予測、並びに情報の伝達を迅速に行うために、老朽化した施設等の更新や機器交換を行い機能を維持するものであり、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。
(15)	防災ソフト施策の高度化・充実に関する調査・検討経緯 (平成25年度)(関連25-④)	新25-15	0 (0)	0 (0)	56 -	警戒避難体制の充実等を実施するとともに、それらのアウトプットをもとに地方公共団体の防災能力を向上させるための技術的支援等を行い、防災ソフト施策の高度化・充実を図る。	65	- -
(16)	防災分野の海外展開支援に係る経費 (平成25年度)(関連25-④)	新25-16	0 (0)	0 (0)	65 -	世界における水防災対策の推進及び我が国の水防災技術の海外展開に資する環境整備等に寄与するため、設立が予定されている国連「水と災害フォーラム(仮称)」への拠出金により、水防災に係る国際目標・指標等の策定に関する活動を推進する。	-	会議開催数(準備プロセスに係るものを含む)  会議(準備プロセスに係るものを含む)に参加した各国政府・国際機関の数
(17)	大規模土砂災害緊急調査経費 (平成25年度)	新25-17	0 (0)	0 (0)	4 -	大規模な土砂災害の発生原因となる河道閉塞(天然ダム)や火山噴火が生じた際に、河道閉塞(天然ダム)形状や規模、火山噴火による降灰状況や範囲等の把握を迅速に行うためにヘリコプターによる調査や航空測量等を実施するほか、被害区域や発生時期の想定と警戒避難対策に必要な基礎データを収集するため、河道閉塞(天然ダム)の湛水位や火山噴火による降灰深、降雨量、土石流発生等を監視・観測機器により常時観測する。 また、これらの現地調査や測量結果、監視・観測データを解析し、河道閉塞(天然ダム)の決壊あるいは火山噴火での降灰で発生する土石流によって生じ得る被害区域及び被害発生時期を予測して、住民への避難指示の判断等を適切に行えるよう土砂災害緊急情報を通知する。	-	河道閉塞や火山噴火等に伴う大規模な土砂災害が発生した際に被害を減らすことを目的とした施策のため、活動指標や活動実績(アウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。  河道閉塞や火山噴火等に伴う大規模な土砂災害が発生した際に被害を減らすことを目的とした施策のため、事前に成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。
(18)	火山地域における土砂災害発生を考慮した地熱開発ガイドラインの作成経費 (平成25年度)	新25-18	0 (0)	0 (0)	4 -	地熱発電開発に伴う各種調査や地熱発電所の稼働が火山地域における土砂災害の発生に与える影響を分析するとともに、地熱発電による安定的な電力供給と地域の人命・資産を地熱開発に伴う土砂災害から保全するため、火山地域における安全な地熱発電に向けた注意点や要規制内容をとりまとめたガイドラインの策定を行う。	-	土砂災害発生を考慮した地熱開発ガイドライン作成のための検討の実施  地熱開発による土砂災害の発生を未然に防止するためのガイドラインを作成するものであり、成果目標及び成果実績を定めて実施する性質のものではない。
(19)	海岸事業 (昭和24年度)(関連25-④、⑬)	0022	9,710 (9,656)	10,057 (10,042)	9,770 -	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ島海岸で、海岸の維持管理を実施する。 国費率・補助率 直轄事業：国10/10、2/3	60	- -
(20)	海岸事業(直轄・補助) (直轄：昭和47年度、補助：昭和31年度)(関連25-④、⑬)	0026	9,276 (11,358)	12,357 (8,879)	8,323 -	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。	60	- -

(21) 海岸事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連25-⑬)	0135	820 (338)	4324 (2,330)	1,070 —	被災地において、津波による浸水被害の軽減のため津波防波堤の整備を実施。また、東日本大震災において、海岸堤防等の沈下・損壊などの被害が発生し、乗襲する津波により多くの人命・財産が失われたことを教訓として、東海・東南海・南海地震等の大規模地震に伴う津波に備えるため、即効性の高い海岸堤防等の地震・津波対策(液状化対策、陸開の自動化・遠隔操作化等)を実施。	60	— —
(22) 災害対策等緊急事業 (平成17年度)	0117	27,028 (6,304)	21,300 (12,308)	17,900 —	台風や集中豪雨等の自然災害を受けた地域等で、次に発生する災害による被害を防止するため、浸水被害を受けた河川の河道掘削や落石発生箇所における道路斜面の防護柵の設置等、再度災害防止対策工事を年度途中で緊急に実施するための事業。 また、重大な事故が発生した箇所等で、速やかに事故の再発を防止するため、道路交通事故を受けて道路情報提供装置を設置するなど、事故再発防止対策工事を年度途中で緊急に実施するための事業。	—	当該年度新規の配分件数 (前年度繰越及び翌年度への繰越箇所は含まない) (84件(H24年度)) 年度によって災害等の発生状況が変化するため、定量的な成果目標は設定できない。

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑬)

施策目標	13 津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する						担当部局名	水管理・国土保全局砂防部保全課海岸室 港湾局海岸・防災課			作成責任者名	海岸室長 五道 仁実 海岸・防災課長 守屋 正平					
施策目標の概要及び達成すべき目標	海岸保全施設等の施設を充実させるとともに、津波・高潮ハザードマップや住民避難対策の促進により、ハード・ソフト一体となった総合的な防災対策を進めることにより、効率的に津波・高潮・侵食等による災害の防止・減災を推進する。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	4 水害等災害による被害の軽減		政策評価実施予定時期	平成26年7月			
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等							
			20年度	21年度	22年度	23年度				24年度							
75 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等における海岸堤防等の整備率(計画高までの整備と耐震化)	約28%	平成23年度	-	-	-	約28%	約31%	A-2	約66%	平成28年度	<b>【指標の定義】</b> 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸における堤防等(堤防、護岸、胸壁)の整備率=①/② ①:東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、耐震対策等により、背後地の重要な保全対象等の防護が完了する海岸の海岸堤防等の総延長のうち、計画高までの整備と耐震性の確保が完了している延長 ②:上記対象海岸の海岸堤防等の総延長 <b>【目標設定の考え方・根拠】</b> 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域については、できるだけ早期に海岸堤防等を整備する必要がある。また、東日本大震災の被災地では、平成27年度末までに復旧を完了させる予定である。長期的には対象海岸全体で整備率を100%とすることを目標に、当面の目標として平成28年度までに達成可能な値として設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)						
60 【再掲】東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定される地域等において、今後対策が必要な水門・樋門等の自動化・遠隔操作化率	0%	平成23年度	-	-	-	0%	約33%	A-2	約57%	平成28年度	<b>【指標の定義】</b> 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で津波の影響を受ける河川及び海岸において、自動化・遠隔操作化等が未対策で早急な対策を要する水門・樋門のうち、対策を実施した箇所割合 <b>【目標設定の考え方・根拠】</b> 平成28年度末までに実施予定の事業により見込まれる成果等から設定 なお、国管理分については、できるだけ早期に自動化・遠隔操作化を完了する必要があるため、計画期間内(平成28年度末までに)100%を目指して事業を実施予定である。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)						
76 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合	約78%	平成23年度	-	-	-	約78%	約80%	A-2	約85%	平成28年度	<b>【指標の定義】</b> 侵食海岸において、現状の汀線防護が完了した割合=①/② ①:侵食海岸の汀線防護が完了している延長 ②:侵食海岸の汀線防護を実施すべき延長 <b>【目標設定の考え方・根拠】</b> 長期的には100%とすることを目標に、当面の目標として平成28年度までに達成可能な値として設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)						
77 最大クラスの津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合	0%	平成23年度	-	-	-	0%	14%	A-2	100%	平成28年度	<b>【指標の定義】</b> 最大クラスの津波ハザードマップ作成対象市町村数のうち津波ハザードマップを作成・公表し、かつ防災訓練等を実施した市町村数の割合(%) ハザードマップを作成・公表し、防災訓練等を実施した市町村の割合=①/② ①:津波ハザードマップを作成・公表済みかつ防災訓練を実施した市町村数 ②:津波ハザードマップ作成対象となると想定している市町村数 <b>【目標設定の考え方・根拠】</b> 最大クラスの津波に対して人命を守る観点から緊急に警戒避難体制が必要な市町村について、津波ハザードマップを作成・公表し、防災訓練をすることは、最大クラスの津波発生時に備え、円滑かつ迅速な避難の確保に資するものであり、本指標はその成果を測るものである。 最大クラスの津波(発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波)で人的被害が発生または発生することが懸念される市町村(東日本大震災で死者・行方不明者が発生した沿岸市町村及び、東海・東南海・南海地震で同様の被害が懸念される市町村)については、できるだけ早期に防災訓練等が行われる必要があり、これらの市町村の全てで、計画期間中(平成28年度まで)に実施を目標とする。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)						

78	下水道津波BCP策定率(BCP:事業継続計画)	約6%	平成23年度	-	-	-	約6%	約9%	A-1	約100%	平成28年度	【指標の定義】 東海・東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場のうち、津波を対象とした下水道BCPを策定した割合。 (分母)東海・東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場数 (分子)津波を対象とした下水道BCPを策定した下水処理場数 【目標設定の考え方・根拠】 東海・東南海・南海地震、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震が想定されている地域に位置し、沿岸域にある下水処理場については、できるだけ早期に下水道BCPを策定する必要があり、その全てについて平成28年度までに津波を対象とした下水道BCPを策定することとして設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)	
79	海岸堤防等の老朽化調査実施率	約53%	平成23年度	-	-	-	約53%	約72%	A-2	約100%	平成28年度	【指標の定義】 東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等で、老朽化調査を実施し、対応方針の検討が実施された整備後概ね40年を経過した海岸堤防等の割合=①/② ①東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の海岸の1970年以前に整備された海岸堤防等のうち、老朽化対策の要否について検討がなされている延長 ②東海・東南海・南海地震等の大規模地震が想定されている地域等の海岸の1970年以前に整備された海岸堤防等の延長 【目標設定の考え方・根拠】 1970年以前に整備された海岸堤防等については、できるだけ早期に老朽化調査を実施し、対応方針を検討する必要があるため、平成28年度までに約100%とすることを目標に設定。 (社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標)	
達成手段 (開始年度)		25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額) 23年度 (百万円)		24年度 (百万円)		25年度 当初 予算額 (百万円)		達成手段の概要			関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
(1) 海岸事業 (昭和24年度)(関連25-④、 ⑫)		22	9,710 (9,656)	10,057 (10,042)	9,770 -	津波、高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、被災のメカニズムや特性等を把握するため、海象観測や現地調査・地質調査等を実施し、その結果を基に対策工事の計画を立案するとともに、この計画に基づき、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。 また、国土保全上極めて重要である沖ノ島島海岸で、海岸の維持管理を実施する。 国費率・補助率 直轄事業:国10/10、2/3			60.75.76.79	- -			
(2) 河川・海岸等復興関連事業(水 管理・国土保全局所管)(東日 本大震災関連) (平成23年度)(関連25-⑫)		124	12,091 (10,575)	84,642 (79,253)	31,135 -	被災地の復興を推進するため、堤防かさ上げ、水門等の自動化・遠隔操作化、堤防・水門等の耐震・液状化対策、重要交通網等に被害を及ぼすおそれが高まっている箇所における土砂災害対策を実施する。また、大規模な津波や洪水等の発生時においても、重要な河川管理施設の機能を適切に発揮させるための施設の耐水化、予備電源確保等を実施。 東日本大震災における堤防の液状化や津波の河川遡上による被害、水門等の操作員の被災等を踏まえ、東海・東南海・南海地震の対策地域等における津波が遡上する区間や、ゼロメートル地帯で大規模な地震に伴う堤防の液状化等により甚大な被害が想定される区間において、即効性の高い堤防のかさ上げや堤防等の耐震・液状化対策、水門等の自動化・遠隔操作化を実施。			60.75.76	- -			
(3) 海岸事業(直轄・補助) (直轄:昭和47年度、補助:昭 和31年度)(関連25-④、⑫)		26	9,276 (11,358)	12,357 (8,879)	8,323 -	津波・高潮、波浪、海岸侵食による災害から背後の人命や財産の防護、国土保全に資することを目的に、堤防、突堤、護岸、離岸堤等の整備を行う。			60.75.76.79	- -			
(4) 海岸事業(東日本大震災関連) (平成23年度)(関連25-⑫)		135	820 (338)	4,324 (2,330)	1,070 -	被災地において、津波による浸水被害の軽減のため津波防波堤の整備を実施。また、東日本大震災において、海岸堤防等の沈下・損壊などの被害が発生し、来襲する津波により多くの人命・財産が失われたことを教訓として、東海・東南海・南海地震等の大規模地震に伴う津波に備えるため、即効性の高い海岸堤防等の地震・津波対策(液状化対策、陸間の自動化・遠隔操作化等)を実施。			60.75	- -			

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑭)

施策目標	14 公共交通の安全確保・鉄道の安全性向上、ハイジャック・航空機テロ防止を推進する							担当部局名	大臣官房 運輸安全監理官			作成責任者名	山口 一朗	
施策目標の概要及び達成すべき目標	鉄道・自動車・海運・航空の全交通モードにわたる公共交通などについて、安全運行(航)を確保するとともに、ハイジャック・航空機テロを防止する。							施策目標の評価結果	おおむね順調である	政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
80 主要なターミナル駅の耐震化率	89%	平成23年度	—	—	88%	89%	90%	A-2	100%	平成27年度	中央防災会議の防災基本計画において、不特定多数の者が利用するターミナル駅の耐震性確保の重要性が掲げられており、できるだけ早期に主要なターミナル駅の耐震性を確保する必要があるため、平成27年度までにこれらの全てについて耐震性を確保することを目標とする。また、平成24年8月31日に閣議決定された社会資本重点整備計画の重点目標に位置付けられている。			
81 鉄道運転事故による乗客の死亡者数	0人	平成18年度	0人	0人	0人	0人	0人	A-2	0人	毎年度	列車の衝突や脱線等により乗客に死者が発生するような重大な列車事故を未然に防止することが必要である(第9次交通安全基本計画)。			
82 事業用自動車による事故に関する指標 (①事業用自動車による交通事故者数)	513人	平成20年	513人	468人	490人	447人	466人	B-1	380人	平成25年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。 10年間で死者数半減(平成20年513人を10年後に250人、中間年である5年後には380人)			
82 事業用自動車による事故に関する指標 (②事業用自動車による人身事故件数)	56,295人	平成20年	56,295人	51,510人	51,061人	49,080人	45,346人	A-1	43,000人	平成25年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。 10年間で人身事故件数半減(平成20年56,295件を10年後に3万件、中間年である5年後には4万3千件)			
82 事業用自動車による事故に関する指標 (③事業用自動車による飲酒運転件数)	287件	平成20年	287件	207件	177件	151件	121件	B-2	0件	平成25年	平成21年1月に示された政府全体の新たな交通事故削減目標を踏まえ、国土交通省においては、平成21年3月、「事業用自動車に係る総合的安全対策委員会」において、「事業用自動車総合安全プラン2009」を取りまとめており、その中で、今後10年間における目標を設定していることから、その事故削減目標値を本指標として設定している。 飲酒運転ゼロ			
83 商船の海難船舶隻数	506隻	平成18～22年の平均	494隻	475隻	482隻	367隻	430隻	A-3-②	455隻以下	平成27年	商船(旅客船、貨物船及びタンカー。以下同じ)の海難船舶隻数の推移を見ると、近年は横ばい若しくは微減傾向で推移している。これを再び減少傾向に方向を向かわせることを狙いとして、平成18年～平成22年までの商船に係る年平均海難隻数(506隻)と比較し、平成27年までに1割削減(455隻以下)とすることを目標とする。 閣議決定:海洋基本計画(平成25年4月)			
84 船員災害発生率(千人率)	11.3‰	19年度	11.5‰	11.1‰	10.9‰	10.5‰	集計中	B-1	8.9‰	平成24年度	船員災害防止活動の促進に関する法律第6条に基づき、船員災害の減少目標その他船員災害の防止に関し、基本となるべき事項を定めた船員災害防止基本計画(以下「基本計画」という。)を5年ごとに作成している。平成25年度は、同年度を初年度とした第10次基本計画期間である。 第10次基本計画期間(平成25年度から平成29年度まで)を、第9次基本計画期間(平成20年度から平成24年度まで)の5年間の死傷災害の発生率(年間千人率)の平均値に比べ13%減少させることとした。 目標設定の考え方は、 ① 平成20～22年度の3年平均の発生件数を基礎として目標を算出した。 ② 業績目標の初期値及び目標値は計画期間中の状況をより反映させるため、これまでの最終年度の比較でなく、計画期間(5年間)の平均値を比較することとした。 ※なお、初期値の算出に当たって必要な平成24年度の実績値はまだ集計中のため、初期値及び目標値は暫定値(平成20年度から平成23年度までの平均値)である。			
85 航空機に対するハイジャック・テロの発生件数	0件	平成14年度	0件	0件	0件	0件	0件	A-1	0件	毎年度	国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ(爆破等)の発生件数ゼロを目標とし、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。			
86 国内航空における航空事故発生件数	13.6件	平成15～19年の平均	13.4件	11.6件	10.4件	11.2件	10.8件	A-2	12.2件	平成20～24年の平均	航空安全性向上に関する諸施策を講じることにより、航空事故の発生件数(平成25年～29年の5年平均値)を現況値(平成20年～24年の5年平均値)の約1割減とすることを目標とする。 また、長期的にもできる限り着実に縮減していく。			
関5 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(①研修を受けた公共交通事故被害者支援員の数)	-	平成23年度	-	-	-	-	39人		約150人	平成27年度	公共交通事故被害者支援員のうち、被害者等の支援にあたって必要な研修を受けた者の数。			
関5 公共交通事故被害者等支援体制の整備等セーフティネットの充実度(②「公共交通事故被害者支援室」における連携先となる関係支援団体等の数)	-	平成23年度	-	-	-	-	134箇所		約150箇所	平成27年度	「公共交通事故被害者支援室」が活動するにあたり、各種支援の提供に係る連携先となる関係支援団体等の数。			

関6	鉄道の対象曲線部等における速度制限機能付きATS等の整備率	82%	平成23年度	-	-	-	82%	87%	100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。
関7	鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ①運転士異常時列車停止装置	94%	平成23年度	-	-	-	94%	96%	100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。
関7	鉄道の対象車両における安全装置の整備率 ②運転状況記録装置	85%	平成23年度	-	-	-	85%	89%	100%	平成28年6月末	JR西日本福知山線列車脱線事故(平成17年4月25日)を受け、重大な列車事故を未然に防止するため、鉄道に関する技術上の基準を定める省令により運転士異常時列車停止装置及び運転状況記録装置の整備を義務づけているものであり、また、新たな社会資本整備重点計画の重点目標に位置づけられたことから当該指標を設定した。

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 運輸安全マネジメント制度の充実・強化 (平成18年度～)	136	48 (35)	36 (31)	38	公共交通等の一層の安全を確保するため、運輸事業者による社内一丸となった安全管理体制の構築、改善を図る運輸安全マネジメント制度の充実・強化を図る。 具体的には、①事業者が構築した安全管理体制の状況を国が評価し、改善に向けた助言を行う「運輸安全マネジメント評価」の実施、②運輸事業者に対する安全教育・協働を促すためのシンポジウムの開催、等を行っている。	81.82.83.86	- -
(2) 本州四国連絡橋(本四備讃線)耐震補強事業	0140	- -	750 (750)	-	本州四国連絡橋(本四備讃線)を保有する(独)日本高速道路保有・債務返済機構が行う橋脚補強、上部工補強、落橋防止対策等の耐震補強工事に要する費用として、同機構に出資する。	-	- -
(3) 鉄道安全対策等 (平成15年度)	143	63 (44)	62 (46)	62	鉄道事業者に対し、輸送の安全の確保に関する取組が適切であるか等について保安監査を実施するほか、鉄道の保安度向上に資するため、国土交通省と鉄道事業者等で構成する保安連絡会議を開催。 また、利用者等への事故防止に関する理解促進のための取り組みを実施。 さらに、鉄道輸送の安全性を高めるため、鉄道係員に関する安全指針や、リスク情報の活用等について検討。	81	保安監査の実施回数、保安連絡会議の開催回数
(4) 鉄道技術基準等	142	141 (131)	147 (138)	146	鉄道のトンネル、橋りょう、電気設備等の鉄道施設、車両や列車の運転について、最新の知見を踏まえた調査研究を実施し、技術基準の原案を作成。 主な調査研究内容として、 ①橋りょう等の新しい構造の設計方法や老朽化した構造物の延命化対策に関する調査研究 ②列車走行時における安全性確保のための車両挙動の分析、鉄道の磁界に関する調査研究 ③鉄道、索道の技術基準の見直しに関する調査研究 ④海外の鉄道の技術基準に関する調査研究 等を実施。	81	調査件数等
(5) 鉄道の安全性向上設備に係る税制特例措置 (平成11年度)	-	- -	- -	-	地域公共交通確保維持改善事業費補助金等の交付を受けて取得する鉄道の安全性向上設備に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	81	
(6) 鉄道施設総合安全対策事業 (平成20年度～)	0138	83 (77)	1,507 (83)	83	【鉄道施設老朽化対策事業】 地域鉄道の橋りょう、トンネル等であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令の定める耐用年数を超えて使用しており、老朽化の程度が著しいと認められる施設の補強・改良を行う事業を対象に、補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	-	鉄道施設老朽化対策事業を実施している箇所数 -
(7) 鉄道防災事業 (昭和53年度(一般防災)、平成11年度(青函))	0139	411 (410)	1,714 (547)	1,059	旅客会社等が行う落石・なだれ等対策又は海岸等保全等のための施設整備であって、その効果が一般住民、道路、耕地等の保全保護にも資する事業(一般防災)及び鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う青函トンネル機能保全のための改修事業について、国がその一部を補助する。	-	落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事を施工する箇所数 落石・なだれ等による鉄道施設及び住民の生活への被害を軽減するために行う防災工事が完了した箇所数
(8) 踏切保安設備整備 (昭和36年度)	0141	149 (108)	107 (72)	107	踏切道改良促進法に基づく、踏切遮断機・警報機、踏切警報時間制御装置及び高規格化保安設備の整備について、鉄道事業者が負担する事業費の一部を国(1/2または1/3)及び地方公共団体(1/3)が補助する	-	踏切保安設備の整備箇所数 平成27年までに踏切事故件数を平成22年と比較して約1割削減することを目指す(第9次交通安全基本計画)
(9) 鉄道施設安全対策事業(鉄道施設の耐震対策) (平成23年度)	0144	812 (319)	1,752 (18)	1,836	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。 また、首都直下地震及び南海トラフ地震において強い揺れが想定される地域における、緊急輸送道路等と交差又は並行する鉄道の橋りょう・高架橋の耐震補強事業を対象に補助対象工事費の1/3(ただし地方公共団体の補助額以内)を予算の範囲内において補助する。	80	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅における耐震補強実施駅数 主要ターミナル駅の耐震化率
(10) 鉄道施設安全対策事業(災害復旧) (昭和33年度)	0483	68 (62)	68 (51)	68	大規模災害を受けた鉄道であって速やかに災害復旧を施工してその運輸を確保しなければ国民生活に著しい障害を生ずるおそれのある鉄道の鉄道事業者が、その資力のみによっては当該災害復旧事業を施工することが著しく困難であると認める時には、当該災害復旧事業に要する費用の一部を国と地方公共団体が補助する。	-	- -

(11)	鉄道施設安全対策事業(災害復旧)(東日本大震災関連)	0483	6,562 (4,537)	2,250 (710)	900	東日本大震災により甚大な被害を受けた被災鉄道に対する国の支援を拡充する等を行った上で、被災地の鉄道の早期復旧に要する費用の助成。 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である。	—	甚大な被害を受けた被災鉄道に対する災害復旧事業を施工する路線数 甚大な被害を受けた被災鉄道の復旧した路線数
(12)	鉄道整備等基礎調査(平成19年度)	0287	125 (116)	50 (47)	90	国が政策的観点から調査テーマを提示し、委託等により多面的な分野の調査主体のノウハウを活用した調査を行う。 なお、当該達成すべき目標を達成するために、東日本大震災における被災状況や列車運行に関する諸課題を踏まえ、首都直下地震及び南海トラフ地震が発生した際の鉄道の早期復旧等、鉄道の防災減災対策のあり方を検討するために必要な調査を実施する。	80	調査実績 —
(13)	首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の優遇	-	-	-	-	切迫性や被害の影響度の大きい首都直下地震及び南海トラフ地震に備え、より多くの鉄道事業者の安全を確保する観点や、一時避難場所や緊急輸送道路等の公共的な機能も考慮し、当該地震において強い揺れが想定される地域における利用者の多い駅や路線等の耐震対策により取得した鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3に軽減する。	80	乗降客数が1日1万人以上の高架駅であって、かつ、折り返し運転が可能な駅又は複数路線が接続する駅における耐震補強実施駅数 主要ターミナル駅の耐震化率
(14)	自動車監査担当官専門研修の実施(平成13年度)	0149	2 (1)	1 (1)	0	各地方運輸局等において自動車監査業務に関して基礎的な知識を有する者を対象に、高度な監査能力の習得を図るため、最新の関係法令知識、行政手続法の解説及び最新の行政不服審査請求等の講義の他、法令違反の隠蔽等の各地方運輸局及び運輸支局における悪質な監査・処分事案についての実施・対処方法等を討議し、同類事案等に対する適切な対応を目的とした事例研究を実施している。	82	自動車監査担当官専門研修実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(15)	ITを活用した運送事業に対する監査体制の強化(平成14年度)	0150	64 (52)	111 (101)	44	「運送事業者監査総合情報システム」用の個別業務サーバを借用するとともに、当該システムの運用にあたり、サーバ、ネットワーク機器、ソフトウェア及び業務プログラムの安定稼働のための運用支援及び維持管理を行っている。また、当該システムに格納している自動車運送事業の各種情報を利用して、自動車運送事業者に対する効率的かつ効果的な監査を実施し、監査の結果、法令違反が判明した場合には、文書警告、自動車の使用停止、事業停止、許可取消等の厳正な行政処分を行うとともに、改善について命令等の措置を講じている。	82	①自動車運送事業者に対する監査実施件数 ②自動車運送事業者に対する行政処分件数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(16)	タクシー運転者登録制度ネットワークシステムの運用(平成19年度)	0151	25 (25)	25 (25)	45	タクシー業務適正化特別措置法に規定する指定地域については、当該地域内の営業所に配置するタクシーには、当該指定地域に係るタクシー運転者登録原簿に登録を受けている者以外の者を運転者として乗務させてはならないことが明確に規定されている。 「タクシー運転者登録制度ネットワークシステム」は、全国13ヶ所の指定地域における運転者登録(法人・個人)業務を中心に、運転者証の交付、記載内容の訂正、運転者業務経歴証明書の交付や運転者ごとの違反情報等について一元管理を行っている。	-	全国13指定地域で行われるタクシー運転者の登録について発生する各種業務の迅速な処理。 (平成25年度処理件数見込:218,000件) 指定地域におけるタクシー運転者の登録制度の実施により、輸送の安全、利用者利便の確保を図る。
(17)	新技術に対応した整備技術の高度化促進方策事業(平成24年度)	0152	4 (2)	7 (5)	4	・自動車の新技術の利用の拡大に伴い、故障を診断し必要な整備を効率的に行える汎用型のスキャンツールの普及に向けた標準仕様や普及促進策等の検討。 ・学識経験者、自動車関係団体等による検討会。 ・報告書の作成	82	検討会開催実績 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(18)	自動車保安対策(昭和41年)	0153	31 (22)	27 (19)	27	整備管理者に対する安全に係る関係法令、近年の事故事例、自動車技術の進歩等の車両の適切な保守管理を行うため必要な知識を取得させるための研修等を実施。	82	整備管理者研修等実施回数 ①事業用自動車第1当事者の交通事故における死者数 ②事業用自動車第1当事者の交通事故における人身事故件数 ③事業用自動車による飲酒運転に係る道路交通法違反取締件数
(19)	貨物自動車運送秩序改善等対策(昭和52年)	0154	2 (2)	1 (1)	2	・貨物自動車運送事業に係る輸送秩序の改善のため、地方貨物自動車運送適正化事業実施機関に対する指導監督等を実施 ・過積載防止の徹底を図るため、過積載防止連絡会議等を実施	-	過積載防止対策連絡会議等実施回数 貨物自動車運送事業者の過積載防止違反の行政処分件数
(20)	自動車と道路が連携した円滑、安全、安心な次世代ITSに関する検討(平成24年度)	0155	-	-	20	都市間高速における渋滞のうち、勾配変化部(サグ部)に起因する渋滞は約6割であり、喫緊の対策が必要となっている。また、交通事故による死傷者数は依然として高い状態で推移しており、対策が必要となっている。このことから、円滑、安全、安心な交通を確保するため、自動車と道路が連携した次世代ITSの実現に向けて、官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した実証実験を含む技術・安全面の検討や、渋滞等に対する効果分析を推進するものである。	-	官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した渋滞対策の実証実験を実施 自動車と道路が連携した円滑、安全、安心な道路交通の実現
(21)	海上輸送の安全性向上のための総合対策(平成21年)	156	10 (9)	9 (8)	13	各種安全対策の実施にも関わらず、海難隻数は概ね横ばいであり、そのうちの約半数を占める衝突の多くは人的要因に起因している。こうした状況を踏まえて、人的要因等の事故の背景にある船舶を取り巻く社会環境の変化をも考慮した効果的な安全対策をソフト・ハード一体となって総合的に推進するため、EQUASIS監督委員会で定めた国際的船舶データベース(2011年は月間1,500,000アクセス)運営費の日本国分担当を支出。	83	-
(22)	資格制度及び監査等による航行安全確保に必要な経費(平成21年)	157	222 (170)	242 (197)	235	①国家試験を実施するほか、海技免許に関する原簿のデータの管理、免状の発行等のため、海技資格制度事務処理システムを導入する。 ②STCW条約の求めに従い、船員の資質の確保・向上を目的として、海技資格制度の実施・運用に係るすべての内部管理、監視、フォローアップの手順の文書化、文書化された手続きによる実務の実施、欠点があった場合の適時の修正行動について、内部監査により徹底を図る。また、一定期間ごとに外部機関による評価を実施しIMOに報告する。 ③海事関係法令に基づく運航監理業務、船員労務監査業務、立入検査業務を一元的に実施する。	83	-

(23)	船舶の安全確保、海洋汚染の防止等に必要経費 (平成21年度)	159	209 (173)	225 (179)	216	船舶法、船舶のトン数の測度に関する法律、船舶安全法、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律、国際航海船舶及び国際港湾施設の保安の確保等に関する法律等に基づき、船舶の登録、測度及び検査等を行うことにより、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策、放射性物質等危険物の海上運送の安全確保等を図る。	83	
(24)	ボートステートコントロールの実施に必要な経費 (平成21年度)	160	106 (81)	101 (67)	110	我が国に入港する外国船舶に対し、船舶の安全確保、海洋汚染等の防止、テロ対策等に係る検査を実施し、欠陥のある船舶又は関連証書等を受有していない船舶等に対して船舶の航行停止を含む処分を行い、国際基準に満たないサブスタンダード船の排除を図る。	83	
(25)	内航海運の競争力強化に向けた安全・環境性能向上	161	14 (12)	42 (40)	14	人間工学的な視点を取り入れたブリッジの構造・配置設計や省力化効果のある新技術について、安全性・有効性を検証し、これらを活用したブリッジの構造・配置や搭載機器の安全性向上・省力化に向けたガイドライン等を策定する。また、より省エネに資する運航を行うことが可能となるよう、安全性を確保した上で航行区域の見直しを行うための調査、基準整備等を実施する。	-	
(26)	津波発生時の船舶避難態勢の改善に向けた検討	新25-20	- -	- -	13	東日本大震災では、津波による船舶への被害が発生し、また、今後、首都直下型地震や南海トラフ地震等が懸念される中、船舶及び旅客の安全確保に資する船舶防災対策の推進を図る。具体的には、津波から避難するにあたり必要な情報の提供・周知の方策、通信手段の確保策等の検討を行い、船舶及び旅客の安全で確実な避難行動の環境整備を行う。	-	
(27)	ハイジャック・テロ対策 (昭和48年度)	0355	8,063 (7,017)	7,302 (6,977)	7,240	航空運送事業者、空港管理者等は、各自が役割と責任を分担し、旅客・貨物及び空港関係者のX線検査装置等による保安検査、貨物ターミナルビル等の監視等、所用の保安対策を講じ連携を図っているところである。本事業は、国管理空港において、国が空港設置者として、民間航空の安全を確保するため、航空機に対するハイジャック・航空機テロ等の防止対策のために使用する保安検査機器の整備、保安検査業務及び監視業務に係る経費を分担して負担するものなどである(機器整備費の1/2を補助、警備業務費の1/2を分担)。	85	国が管理する空港等数 国内空港出発の航空機に係るハイジャック及びテロ(爆破等)の発生件数ゼロを目標とし、成果実績は毎年度0件を達成している。また、長期的にも常時ハイジャック及びテロの未然防止ができる状態を維持する。
(28)	公共交通における事故発生時の被害者支援のための体制整備 (平成24年度)	0137	- -	6 (1)	4	・公共交通事故被害者等からの相談を受け付けるための窓口の設置。 ・被害者等に寄り添った具体的な支援を実施するため、国土交通省における体制づくりを進め、支援に当たる国土交通省職員に対する教育訓練を実施。 ・被害者等に対し、国土交通省職員が支援を行うに当たっての行動マニュアルの作成のため、精神医療の専門家や過去の事故の被害者等による懇談会を開催。 ・被害者支援の関係行政機関・民間団体とのネットワーク形成。	関5	研修の開催数(平成25年度は年2回実施予定)
(29)	公共交通等安全対策に必要な経費 (平成20年度)	173	165 (146)	167 (161)	165	運輸安全委員会は、航空、鉄道及び船舶の事故等が発生した場合、事実調査を行い、事実を適確に認定し、必要な試験研究を行い、これらの結果を総合的に解析して、委員会の審議を経て原因の究明を行う。また、必要と認めるときには、関係する行政機関の長や事故を起こした関係者等に対して、事故等の防止又は事故が発生した場合における被害の軽減のために必要な勧告あるいは意見を述べることにより改善を促す。 調査の結果は、報告書としてとりまとめ、国土交通大臣に提出するとともに公表することとなっている。	81,83,86	- -

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-15)

施策目標		15 道路交通の安全性を確保・向上する						担当部局名	道路局		作成責任者名	<small>局長 中川 隆雄 副局長 山本 弘治 部長 中川 隆雄 副部長 山本 弘治 課長 中川 隆雄 副課長 山本 弘治 主任 中川 隆雄 副主任 山本 弘治 係長 中川 隆雄 副係長 山本 弘治 主任 中川 隆雄 副主任 山本 弘治 係長 中川 隆雄 副係長 山本 弘治</small>			
施策目標の概要及び達成すべき目標		信頼性の高い道路ネットワークづくりや交通安全対策、戦略的な道路管理を進めることで、道路交通の安全性を確保・向上する						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保	政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等	初期値	目標値設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
87	全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率	76%	平成23年度	41%	54%	63%	76%	89%	A-2	概ね100%	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、全国道路橋の長寿命化修繕計画策定率については、平成28年度末までに100%にすることとされている。			
88	道路交通による事故危険箇所の死傷事故抑止率	-	-	-	-	-	-	-	N-2	約3割抑止	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、道路による事故危険箇所の死傷事故抑止率については、平成28年度末までに約3割抑止することとされている。			
89	緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率	77%	平成22年度	-	-	77%	78%	集計中	A-2	82%	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、緊急輸送道路上の橋梁の耐震化率については、平成28年度までに82%にすることとされている。			
90	通学路※の歩道整備率 ※交通安全施設等整備事業の推進に関する法律第3条で指定された道路における通学路	51%	平成22年度	50%	51%	51%	52%	集計中	A-2	約6割	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、通学路の歩道整備率については、平成28年度末までに約6割にすることとされている。			
91	道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率	54%	平成22年度	-	-	54%	56%	集計中	A-2	68%	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、道路斜面や盛土等の要対策箇所の対策率については、平成28年度までに68%にすることとされている。			
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		25年度行政事業レビュー事業番号	23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度(百万円)										
(1)	道路事業(直轄・改築等) (昭和27年度)	0174	961,472 (1,075,650)	1,311,332 (998,173)	947,606 -	直轄国道(一般国道のうち、政令で指定する区間)等の新設・改築等を実施。 主な事業としては、高規格幹線道路、地域高規格道路、バイパス等の整備等を実施。					88,117				
(2)	道路事業(直轄・交通安全対策) (昭和41年度)	0175	176,174 (175,449)	181,415 (178,450)	161,688 -	安全な道路交通環境の実現を目指し、幹線道路ネットワークの体系的な整備を進めるとともに、幹線道路における事故危険箇所を含めた事故の発生割合の高い区間での集中的対策の実施、歩行者等の事故多発地区における歩行者・自転車安全対策の重点実施(あんしん歩行エリアの整備)等、交通安全施設等の整備を実施。					88				
(3)	道路事業(直轄・維持等) (昭和33年度)	0176	96,551 (110,502)	115,592 (102,888)	102,183 -	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間(173路線、管理延長約22,362km)を対象に、 ・巡回、清掃、除草、剪定 等 ・道路区域決定、供用開始手続き、承認・占用工事の許認可、通行の禁止又は制限等、監督処分 等 を実施。					-	使途が国道(国管理)の日常管理等を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。			
(4)	道路事業(直轄・修繕等) (昭和33年度)	0177	119,237 (126,675)	247,017 (131,864)	149,305 -	一般国道及び高速自動車国道のうち直轄管理区間(173路線、管理延長約22,362km)を対象に、 ・構造物の点検、橋梁・トンネル・舗装等の補修・補強、法面・斜面の防災対策 等 を実施。					87				
(5)	道路事業(補助等) (昭和23年度)	0178	62,121 (103,823)	70,264 (60,085)	51,578 -	補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行う。					-	使途が補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)、都道府県道及び市町村道の新設・改築、修繕等について、地方公共団体等に補助を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。			
(6)	道路事業(補助・除雪) (平成25年度)	0179	- (15,584)	- (9,235)	9,834 -	補助国道(一般国道のうち、政令で指定する区間以外)及び都道府県道のうち、積雪寒冷の度が特に高い地域における道路の交通の確保が特に必要であると指定した道路の除雪について、地方公共団体に補助を行う。 地方自治体の道路除雪費の支援については、従来、社会資本整備総合交付金により措置してきたが、降雪は自然現象であり、除雪費の支出が多くなる豪雪時に災害的な経費として、年度途中での機動的な除雪支援が可能となるよう、除雪の補助を実施する。					-	使途が補助国道(一般国道のうち政令で指定する区間以外)及び都道府県道の除雪(維持)について、地方公共団体に補助を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。			
(7)	道路橋の予防保全の着実な実施に係る経費 (平成21年度)	0181	349 (271)	110 (102)	98 -	道路橋の予防保全の着実な実施に向け ・適切な判断の出来る道路管理者、適切な橋梁点検ができる橋梁点検技術者の確保 等 ・橋梁の点検・補修履歴等を蓄積・活用するための全国統一の道路橋データベースの構築 等 ・橋梁の健全性確保の方策や管理のあり方の検討 等 を実施。					87				

(8)	自動車と道路が連携した円滑、安全・安心な次世代ITSに関する検討に係る経費 (平成24年度)	0185	-	100 (100)	159 -	都市間高速における渋滞のうち、勾配変化部(サグ)に起因する渋滞は約6割であり、喫緊の対策が必要となっている。また、交通事故による死傷者数は依然として高い状態で推移しており、対策が必要となっている。このことから、円滑、安全・安心な交通を確保するため、自動車と道路が連携した次世代ITSの実現に向けて、官民連携によるACC(車間距離制御システム)搭載車両を使用した実証実験を含む技術・安全面の検討や、渋滞等に対する効果分析を推進するものである。	-	使途が次世代ITSに関する技術・安全面の検討や渋滞等に対する効果分析を推進するものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(9)	自転車ネットワークの着実な推進に係る検討経費 (平成25年度)	新25-21	-	-	91 -	各地域において、自転車ネットワーク計画の作成やその整備等が進むよう、以下の検討を行う。 (1)自転車ネットワーク計画作成の促進に係る検討 (2)自転車通行空間の設計に係る検討 (3)自転車利用環境整備のためのガイドラインの充実・改善に係る検討	88	
(10)	道路占用システムの利用拡大に向けた調査検討経費 (平成25年度)	新25-22	-	-	18 -	直轄国道において利用している道路占用システムの利用拡大を図るべく、各地方公共団体の手続を実態調査し、利用拡大に当たつての課題を整理した上で推進方策を検討する。	-	使途が地方公共団体の道路占用手続の実態の調査を主体とする業務であり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(11)	特殊車両通行許可の審査期間短縮に向けた効率的な許可方法の検討経費 (平成25年度)	新25-23	-	-	8 -	限られた予算の中で効率的な行政運営を行い、迅速な許可による利用者の利便性向上のため、効率的な許可の検討を行う。 具体的には、個別協議箇所の調査・分析を行い、審査に時間がかかっている経路を把握するとともに、協議結果をデータベース化し、申請者に経路表示するとともに、協議先道路管理者の審査に活用するための運用方法、システム情報を整理し、審査期間短縮の方策を検討する。 また、申請者の多様な通行ニーズに応じた許可のあり方の検討を行う。	-	使途が特殊車両通行許可の審査期間短縮に向けた検討を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(12)	国際海上コンテナの輸送効率化に係る特殊車両通行許可に関する調査検討業務 (平成25年度)	新25-24	-	-	16 -	45フィートコンテナは40フィートコンテナより約1.5m長く、現在、その輸送車両は40フィートコンテナ輸送車両に比べて、厳しい条件が附された特殊車両通行許可を受け、通行することとなっているケースがある。 現在、構造改革特別区域「みやぎ45フィートコンテナ物流特区」(平成23年3月25日計画認定)では、通行許可の審査において手作業の審査を加えるなどの取り組みで、規制の特例措置を講じた45フィートコンテナ輸送車両が通行の安全面等を検証しつつ実走中であるが、これは短期的な対応であるため、今後の45フィートコンテナが本格運用する際に備え、審査方法の整備が必要となっている。 このことから、45フィートコンテナ輸送車両の通行しやすい環境づくりを推進するため、45フィートコンテナ輸送車両の通行可能経路を調査し、45フィートコンテナ輸送車両に対応した新たな審査方法の調査検討を実施する。	-	使途が45フィートコンテナ輸送車両に対応した新たな審査方法の調査検討を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-16)

施策目標		16 自動車事故の被害者の救済を図る						担当部局名	自動車局			作成責任者名	安全政策課保障制度参事官 吉田 耕一郎			
施策目標の概要及び達成すべき目標		現状、年間約90万人もの自動車事故被害者が発生していることを踏まえ、自動車事故による重度後遺障害者への介護料の支給や重度後遺障害者宅への訪問支援サービス等の被害者救済対策を実施することで、被害者本人及びその家族に生じる経済的・肉体的・精神的被害の軽減を図る。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度									24年度
92	自動車事故による重度後遺障害者宅への訪問支援サービスの実施割合	34.7%	平成22年度	10.8%	24.5%	34.7%	42.2%	48.9%	A-2	50.0%	平成27年度	・自動車事故による重度後遺障害者やその家族には経済的・肉体的・精神的な被害が大きく発生しているところであり、保険金の支払いによる経済的・肉体的な被害に対する支援のみならず、精神的な被害について十分な救済を図る必要があるため。 ・目標値については、平成22年度中に重度後遺障害者(介護料受給資格者)宅へ訪問を行ったのは重度後遺障害者の内約3割となっていたため、限られた人員で効率化を図りながら、平成27年度までに5割以上の方へ訪問支援サービスを行うことを目標値として設定。				
達成手段(開始年度)		25年度行政事業レビュー事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
(1)	ひき逃げ事故等による被害者に対する保障金の支払(昭和30年度)	0186	4,147 (3,455)	4,131 (2,503)	4,025	ひき逃げや無保険車による事故のため自賠責保険の救済が受けられない被害者に対して、政府が被害者の損害をてん補する自動車損害賠償保障事業として保障金の支払いを実施することにより、自動車事故の被害者救済を図る。					-	使途がひき逃げや無保険車による事故の被害者に対する救済であり、成果目標等を定めて実施するという性質のものではない。				
(2)	被害者相談等自賠責制度の適正・円滑な執行(昭和42年度)	0187	720 (720)	720 (720)	720	自動車事故に係る損害賠償問題、自賠責の保険金の支払いに関する紛争について、公正で中立な弁護士や専門的知識を有する者による相談、指導、調停等を受けられる環境の整備を図ることにより、自動車事故の被害者の救済を図る。					-	相談件数:36,247件 申請受付件数:945件 示談あっ旋件数:2,400件				
(3)	自動車事故による被害者遺族等に対する支援(昭和51年度)	0188	108 (76)	101 (41)	87	交通遺児に対してその育成のための資金を長期にわたり安定的に給付することにより、交通遺児家庭の暮らしの安心が図られる環境を整備することにより、自動車事故被害者の救済を図る。					-	使途が交通遺児の育成資金の安定給付であり、また、死者が減少にある中で基金への加入については交通遺児の申請によるものであることから、成果目標等を定めて実施するという性質のものではない。				
(4)	自動車事故による被害者対策の充実(昭和42年度)	0189	3,508 (3,253)	3,586 (3,281)	3,620	・自動車事故により重度の後遺障害を残す患者の介護に要する費用の支援 ・救急病院に対する救急医療設備の整備及び在宅の重度後遺障害者を受け入れる病院等に対する受入体制の整備等に要する経費の補助 ・自動車事故現場における負傷者への迅速かつ適切な応急処置方法の普及のための自動車事故救急法講習事業に要する経費の補助を行うことにより、自動車事故被害者の救済を図る。					-	介護料延べ受給者数:19,168人 自動車事故医療体制整備事業に要する経費の補助対象箇所数:42カ所 自動車事故救急法講習事業の補助事業者数:2者				
(5)	自動車運送事業の安全・円滑化等総合対策事業(事故防止対策支援推進事業)(平成19年度)	0191	782 (732)	811 (517)	1,077	衝突被害軽減ブレーキなどのASV装置の導入、デジタル式運行記録計及びドライブレコーダー導入による運行管理の高度化、及び外部の専門的知識等を活用した社内安全教育の実施に対して導入補助を実施することにより、自動車事故の発生を防止する。					-	補助金交付件数:4550件				
(6)	自動車事故を防止するための取組支援(平成21年度)	0192	40 (15)	40 (26)	40	自動車運転者等に対して行う安全運転に関する知識及び運転技術の向上を図る研修等の経費を補助することにより、自動車事故の発生防止を図る。					-	補助事業者数:10者				

(7)	独立行政法人自動車事故対策 機構運営費交付金 (平成15年度)	0193	7,144 (7,144)	6,942 (692)	6,722	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通事故により遷延性意識障害(植物状態)に陥った被害者を治療する療護センターの設置・運営</li> <li>・在宅介護家族への情報提供等の精神的支援</li> <li>・交通事故により保護者が死亡したり重度後遺障害者となった世帯の子供への育成資金貸付、家庭相談等の精神的支援</li> <li>・自動車の運行の安全の確保に関する事項を処理する者に対する指導、自動車の安全性能に関する評価を行うことにより、自動車事故の被害者の救済を図る。</li> </ul>	92	
(8)	独立行政法人自動車事故対策 機構施設整備費 (平成15年度)	0194	380 (357)	379 (350)	405	<p>交通事故により遷延性意識障害(植物状態)に陥った被害者を治療する療護センターの高度先進医療機器等の施設整備を行い、遷延性意識障害のさらなる治療技術の精度向上を図ることにより、自動車事故の被害者の救済を図る。</p>	-	<p>(独)自動車事故対策機構の中期計画に基づく療護センターに関連した施設・設備の新設及び老朽化等に伴う整備改修等件数</p> <p>療護センターにおける脱却者数(一定の意思疎通・運動機能の改善が図られた患者数)</p>

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑪)

施策目標		17 自動車の安全性を高める						担当部局名	自動車局			作成責任者名	技術政策課長 江角 直樹		
施策目標の概要及び達成すべき目標		車両安全対策を実施し自動車の安全性を向上させることにより、平成30年を目処に交通事故死者数を2,500人以下に減少させる。						施策目標の評価結果	順調である	政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
93 衝突被害軽減ブレーキの装着率		16.2%	平成22年度	5.5%	4.3%	16.2%	43.8%	54.4%	A-2	85.0%	平成27年度	車両安全対策の一環として衝突被害軽減ブレーキの普及促進を図り、過去の装着台数実績より平成27年までに85.0%の装着台数が見込まれるものとして設定したものの。			
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)		達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
		25年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)											
(1)	車両の安全対策 (昭和39年)	195	238 (236)	247 (238)	261					-					
(2)	独立行政法人交通安全環境研究所運営費交付金(審査勘定) (平成13年度)	196	822 (822)	821 (793)	862					-					
(3)	独立行政法人交通安全環境研究所施設整備費(審査勘定) (平成13年度)	197	119 (116)	1,121 (116)	119					-					
(4)	自動車検査独立行政法人運営費交付金 (平成14年度)	198	910 (910)	883 (883)	830					-					
(5)	自動車検査独立行政法人施設整備費 (平成14年度)	199	1,540 (1,308)	1,587 (1,552)	2,407					-					

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-18)

施策目標		18 船舶交通の安全と海上の治安を確保する						担当部局名	海上保安庁			作成責任者名	総務部政務課長 一見 勝之			
施策目標の概要及び達成すべき目標		すべての人が安心して海を利用し様々な恩恵を享受できるよう船舶交通の安全と海上の治安を確保する。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	5 安全で安心できる交通の確保、治安・生活安全の確保		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度									24年度
94	海上及び海上からのテロ活動による被害の発生件数	0件	平成14年度	0件	0件	0件	0件	0件	A-2	0件	毎年度	海上テロをめぐる国際的な情勢は、船舶に対する爆発火災テロや石油ターミナルに対する連続自爆テロが発生するなど依然として厳しい状況にある。 一方我が国沿岸部では、石油備蓄基地、LNG基地、原子力発電所等の重要インフラや旅客ターミナル、海水浴場等の多数集客施設が集中しているなど、ひとたびテロが発生すると非常に大きな被害が生じるおそれがある地域が幾多も存在する。テロによる被害は、的確な予防措置を講じるとともに万が一発生した場合においても適切に対処することにより、抑止又は軽減することが可能である。 このため、海上保安庁においては、巡視船艇・航空機による監視・警戒活動、国際船舶・港湾保安法に基づく入港規制、公安情報の収集分析、警乗(※)、旅客ターミナルの警戒等のテロ対策を徹底することにより、海上テロによる被害を発生させないことを目指す。 ※警乗・・・海上保安官が、旅客船等におけるテロ行為等を未然に防止し、旅客及び乗員の安全を確保することなどを目的として旅客船等へ乗船すること。				
95	要救助海難の救助率	95.2%	平成18年～平成22年の平均	95%	94%	96%	95%	96%	A-2	95%以上	毎年	海難等における死者・行方不明者を減少させるためには、救助率の向上が重要であることから、救助率95%以上を目標とする。 また、平成23年度3月31日に閣議決定された第九次交通安全基本計画において、要救助海難に対する全体の救助率は、今後も95%以上に維持確保することが目標に掲げられている。				
96	ふくそう海域における社会的影響が著しい大規模海難の発生数	0件	平成14年度	0件	1件	0件	0件	0件	A-2	0件	毎年度	ふくそう海域で発生した大規模海難(平成9年の東京湾でのダイヤモンドグレース号の事故、平成21年の関門海峡でのくらま号とCARINA STAR号の事故)の社会的影響の重大性に鑑みて、毎年度発生数0件を目標とする。 【社会資本整備重点計画第3章 海上交通の安全強化に関する指標】				
関8	航路標識の自立型電源導入率	82%	平成23年度	/	/	/	82%	84%	-	86%	平成28年度	航路標識要電源に停電の影響を受けない太陽光発電等を導入する割合 【社会資本整備重点計画第3章 災害時の緊急輸送のバックアップ機能強化や円滑な交通確保に関する指標】 ※電源が必要な航路標識5,285基中の大電力を使用しない航路標識4,564基の率であり、大型灯台や海上交通センターといった導入が困難な航路標識を除く全ての基数となっている。				
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		23年度(百万円)	24年度(百万円)													
(1)	航路標識整備事業(昭和23年)	4,789 (4,218)	3,975 (3,963)	3,248		海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、AIS(船舶自動識別装置)を始めとする新たな情報技術を活用して海上交通センターの機能拡充を図っているほか、今後予想される大規模地震、津波等の発生時においても航路標識機能を確保するため、航路標識の防災対策(耐震補強、耐波浪補強、電源の自立型電源化(太陽電池化)等)を行っている。					96 関8					
(2)	巡視船艇の整備に関する経費(昭和23年度)	29,784 (27,817)	41,874 (37,579)	25,213		海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の巡視船艇では、速力や監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、さらに、海洋権益を保全するため緊急に対応すべきものとして行う領海における警備体制の強化を図るため、大型巡視船の整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した巡視船艇についても必要性を見極めながら整備を行う。 また、今般の東日本大震災対応の教訓を踏まえ、災害対応能力を向上させた巡視船艇の整備を行う。					94 95 96					

(3)	航空機の整備に関する経費 (昭和23年度)	0205	8,257 (8,068)	14,027 (13,943)	9,620	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となり、業務が質的・量的に拡大している。 一方、現在の航空機では、夜間捜索監視能力が不足する等、性能が旧式化しており、早急な代替整備が必要不可欠であり、外洋や遠方海域において業務に的確に対応し得るよう、荒天下飛行能力、航続性、夜間捜索監視能力等を備えたヘリコプターの重点的な整備を行い、これら以外の老朽・旧式化した航空機についても必要性を見極めながら整備を行う。	94 95 96	
(4)	巡視船艇の運航に関する経費 (昭和23年度)	0206	26,662 (26,659)	29,923 (29,821)	24,240	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。さらに、東日本大震災においても、海難船舶・行方不明者捜索救助、救援物資・人員等の緊急輸送、航路障害物等の曳航除去、航行禁止区域指導警戒、被災地で給水・給油活動等の災害対応業務を行ってきたところである。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇等を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。	94 95 96	
(5)	航空機の運航に関する経費 (昭和23年度)	0207	7,082 (6,880)	8,240 (8,192)	7,509	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである航空機を適正に維持するとともに、運航に必要な燃料を確保することが必要不可欠であるところ、法定整備を始めとする各種整備や修繕を行っているほか、海難救助やしよう戒活動等を実施するための燃料の供給等を行っている。	94 95 96	
(6)	治安及び救難体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	0208	6,751 (6,714)	7,512 (7,327)	6,704	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、夜間における警戒や隠密監視を行うための暗視双眼鏡、犯罪捜査時に証拠を適確に収集・保全するためのカメラ等の捜査資機材、転覆船の船内から要救助者を救出するための潜水資機材等が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、人命救助活動や事件現場における犯罪捜査活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種の訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させ、もって治安・救難対応体制の維持を図っている。	94 95	
(7)	環境・防災体制の整備に関する経費 (昭和23年度)	0210	98 (98)	96 (96)	101	海上保安庁は、海上防災、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているところ、船舶海難により油等が流出した場合は、その被害は甚大となり、環境への影響も計り知れないものとなることから、海難の未然防止のため、海上交通ルールの制定、航路標識の設置、海図の刊行等を行っているが、その一方で、油等の流出を伴う船舶海難が毎年発生しているという現実を踏まえれば、事故発生時に迅速かつ効果的に防除措置を実施するための油回収装置等の資機材が必要不可欠であるところ、これらの整備・維持を行っている。 また、現場における防除活動を実際に行う個々の海上保安官に対し、各種訓練・研修を行うことにより、これらの者の業務遂行能力を維持・向上させているほか、海洋汚染の未然防止を図る観点から、海事関係者や一般市民に対する海洋環境保全講習会を開催することにより、環境保全・防災体制の維持を図っている。	-	海上防災や海洋汚染防止といった業務は数値化が困難であり、定量的な評価はしていない。
(8)	海上保安官署施設整備に関する経費 (昭和23年度)	0212	1,590 (1,581)	3,924 (3,915)	466	海上保安庁は、海難救助、犯罪の予防及び鎮圧、海上防災、海上交通安全、海洋汚染防止等に係る業務を24時間365日行っているが、さらにこのような業務に加え、近年、不審船対応、テロ対策、尖閣諸島等における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが必要となっている。 これら質的・量的に拡大している業務を適確に遂行するためには、そのための重要なアセットである巡視船艇や航空機を適正に維持するとともに、これらの運航に必要な施設・設備を確保することが必要不可欠であるところ、上記業務課題に適確に対処するため、高性能を図った新型の航空機を適正に維持するための格納庫の拡充や巡視船艇を安全に係留するための船艇基地浮桟橋等の施設整備を行っている。	94 95	
(9)	情報通信システムに関する経費 (昭和23年度)	0214	5,624 (5,488)	4,603 (4,395)	4,954	海上保安庁は、海難救助、海洋汚染等の防止、海上犯罪の予防・鎮圧、海上犯罪の捜査・犯人逮捕、海上交通の規制等といった業務を24時間体制で行っているが、さらに近年においては、不審船事案、テロ対策、尖閣諸島周辺海域における領海警備、海洋権益の保全に関する業務にも対応することが求められている。 これら質的・量的に拡大している業務に対応するためには、事件、事故の発生情報の入手・伝達及び現場巡視船艇等への指示・命令を迅速かつ的確に行うと共に、陸上部署における現場の状況把握に資するため、現場海域の画像をリアルタイムで伝送する等の対応が求められるところ、当事業においては、海上保安業務を遂行するうえで必要となる情報通信システム及び施設の維持・整備を行っている。	94 95	
(10)	海上交通安全に関する経費 (昭和23年度)	0215	2,067 (2,045)	1,920 (1,900)	1,985	航路標識整備事業において整備した海上交通センター(船舶通航信号所)、灯台及び灯浮標等の航路標識の維持等を行うほか、海難防止講習会、訪船指導等の海難防止対策及びぶくそう海域、港内における安全に関する情報提供等の航行安全対策を行っている。	96 関8	
(11)	海洋情報に関する経費 (昭和23年度)	0216	917 (902)	844 (831)	1,253	海難に伴う人命や財産の損失、海上輸送の遮断による経済活動への影響等を鑑み、海難を未然に防止するため、水深や航路、錨地、航行の目標となる陸上の物標等について詳細に記載した、安全航行のため必要不可欠な海図や、さらにこの情報を電子化し、自船の位置や針路・速力、危険な海域に接近した場合の警報等を、周囲の地形等とともに画面上にリアルタイムで表示することで、航行の安全性と効率性を高める電子海図を刊行しているほか、漂流物発見時や海難発生時の航行警報の発出を行っている。 また、海図の新刊、改版及び補正のための測量等、各種海洋情報の収集を行っている。	-	海図の新刊、改版、及び補正の合計刊行回数600回 海底地殻変動観測点数22点

<p>(12) 海洋調査に関する経費 (昭和23年度)</p>	<p>0217</p>	<p>1,071  (928)</p>	<p>2,278  (2,277)</p>	<p>716</p>	<p>我が国の海洋権益の保全のため、領海及び排他的経済水域のうち、東シナ海、日本海といった調査データの不足している海域について、海底地形、地殻構造、領海基線等の海洋調査を実施することにより、海洋に関する基盤的情報の整備を行っている。</p>	<p>-</p>	<p>海底地形、地殻構造、領海基線等の調査海域数:29海域</p>
<p>(13) 海難審判に必要な経費</p>	<p>0200</p>	<p>32  (27)</p>	<p>32  (26)</p>	<p>32</p>	<p>海難審判法第2条に掲げる、海難について、理事官による海難発生時の調査から当該事件の申立て、審判官による海難審判の実施及び裁決、裁決結果により理事官が懲戒処分の実施を行う。</p>	<p>-</p>	<p>海難審判は発生した海難を調査し、懲戒することによって海難発生防止に寄与しているが、海難が定量的に発生するものではないため、成果目標等を示すことは困難である。</p>

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-19)

施策目標		19 海上物流基盤の強化等総合的な物流体系整備の推進、みなとの振興、安定的な国際海上輸送の確保を推進する						担当部局名	総合政策局物流政策課			作成責任者名	物流政策課長 金井 昭彦				
施策目標の概要及び達成すべき目標		港湾及び海上等における総合的な物流体系の整備を推進することで、我が国の国際競争力の強化を図る。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成26年7月		
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度										
97	国際船舶の隻数	135隻	平成23年央	95隻	106隻	117隻	135隻	150隻	A-2	約230隻	平成28年央	安定的な国際海上輸送の確保のため、「日本船舶・船員確保計画」の平成21年～25年の平均増加隻数をもとに平成28年央時点で約230隻と算出した。					
98	世界の海上輸送量に占める日本の外航海運事業者による輸送量の割合	約10%	平成22年度	10.6%	10.6%	9.5%	10.6%	10.3%(暫定値)	A-2	約10%	毎年度	我が国の外航海運の発展を図るため、各国動向等の把握、当局間協議等の取り組み及び海上輸送の安全確保等の推進を通じて、国際競争力の強化を図り安定的な国際海上輸送を確保することとし、平成22年度時点における過去5年間の我が国商船隊の輸送比率である約10%を元に、引き続きその輸送比率を維持することを目指す。					
99	外航海運事業者が運航する日本船舶の隻数の目標値に対する達成率	51% (92隻)	平成19年度	54% (98隻)	59% (107隻)	66% (119隻)	74% (136隻)	82% (150隻)	B-1	100% (184隻)	平成24年度	<ul style="list-style-type: none"> <li>・交通政策審議会海事分科会国際海上輸送部会答申(平成19年12月)において、非常時において一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な、日本の外航海運事業者が運航する日本船舶(以下「日本船舶」)の隻数は「約450隻」と試算されたところである。</li> <li>・しかしながら、日本船舶450隻を短期間で達成することは困難であることから、平成25年3月30日に改正した「日本船舶・船員の確保に関する基本方針」において、当面の目標として、トン数税制認定事業者が所有する日本船舶数を平成20年度からの9年間で3.2倍とすることを指すこととしている。</li> <li>・上記「基本方針」に基づき、トン数税制認定事業者が所有している平成20年度の日本船舶数74隻を3.2倍、その他の事業者は横ばいとし、平成29年には262隻に増加させることを目標値として設定するものである。</li> <li>・上記目標値は、「基本方針」に基づく計画認定事業者の増加計画を踏まえ、トン数標準率制、船舶特別償却制度及び買換特別制度等の税制特例措置の効果により、達成すべき目標値として設定している。</li> <li>・上記目標値の達成により、非常時における一定規模の国民生活・経済活動水準を維持するために最低限必要な外航日本船舶450隻の早期確保等の効果が期待出来る。</li> </ul>					
100	マラッカ・シンガポール海峡における航路閉塞を伴う大規模海難の発生数	0件	平成18年度	0件	0件	0件	0件	0件	A-2	0件	毎年度	<p>インド洋と南シナ海を結ぶマラッカ・シンガポール海峡(以下、「マシ海峡」という。)は、世界有数の船舶通航量を誇る海上交通の要衝であるとともに、浅瀬、暗礁等が点在していることから、航海の難所と言われている。</p> <p>また、我が国輸入原油の8割以上が通過する経済活動の生命線であるマシ海峡においてTSSを閉塞するような大規模海難が発生した場合、大型タンカー(VLCC)などは航路整備がなされていない迂回ルートの通航を強いられるとともに、航路延長による燃料費増大だけでも1,000万円以上となることから、我が国経済への影響は計り知れない。</p> <p>これまで、海峡利用国として唯一我が国は、関係民間団体等を通じて、約40年にわたり航路標識の整備・維持管理、水路測量・海図編纂などの支援協力(147億円)を行ってきたところであるが、アジアの経済発展に伴い日本関係船舶以外の通航が増加し、また同海峡の通航量は今後も増加するものと予測されることから、海上交通の安全確保を推進するため、利用国と沿岸国の協力による新たな枠組みとして「協カメカニズム」が創設された。</p> <p>このようなことから、我が国としては、「協カメカニズム」の下で、航行援助施設基金委員会等の協議などを通じて、沿岸国、IMOや他の利用国と協力し、同海峡の航行安全・環境保全等に関する国際協力を推進し、マシ海峡の安全確保に取り組むこととしている。</p> <p>なお、国連海洋法条約では「国際海峡の航行安全と海洋汚染防止」について、利用国と沿岸国の協力が求められ、また海洋基本法では「海上輸送の安全確保のほか、国際的連携の確保、国際協力の推進」が求められるとともに、海洋基本計画においても「協カメカニズム」に参加し、協力を推進することが求められている。</p>					
101	内航船舶の平均総トン数	619	平成22年度	614	618	619	654	672	A-2	610	毎年度	効率的で安定した海上輸送を確保していたために、現在の内航船舶の平均総トン数を引き続き維持していくという目標設定が有効である。 このため、内航船舶の平成18年度～22年度の5年間の平均総トン数610(平均総トン)の数値の維持を目標とする。					
102	国際海上コンテナ・バルク貨物の輸送コスト低減率	0	平成22年度	-	-	-	-	平成22年度比 1.2%減 (速報値)	A-2	平成22年度比 5%減	平成28年度	過去のトレンドを勘案し、引き続き国際海上貨物のコスト削減を推進していくことを踏まえ、平成28年度において前回目標値とほぼ同程度の平成22年度比約5%減を設定。 (注)「前回目標値」とは、平成24年度の輸送コストにおいて平成19年度比約5%減である。					
103	国内海上貨物輸送コスト低減率	0	平成22年度	-	-	-	-	平成22年度比 0.6%減 (速報値)	A-2	平成22年度比 3%減	平成28年度	過去のトレンドを勘案し、平成28年度における目標値として達成可能であると推測される平成22年度比約3%減を設定。					
104	長寿命化計画に基づく港湾施設の対策実施率	6%	平成23年度	1%	5%	6%	6%	20%	A-2	100%	平成28年度	重要港湾以上の主要な係留施設については、港湾施設の中でも特に重要な施設であり、対象期間内に重点的に適切な詳細点検や維持補修等を実施し、対策実施率が100%になるよう設定。					

105	港湾におけるプレジャーボートの適正な係留・保管率	約54%	平成22年度	-	-	約54%	-	-	A-2	約60%	平成28年度	過去の実績値の伸び率から、平成28年度における目標値として60%を設定。
106	リサイクルポートにおけるリサイクル関連企業数	188社	平成19年度	208社	220社	218社	231社	230社	A-2	230社	平成24年度	第1次循環型社会形成推進基本計画の目標伸び率(平成22年循環利用率14%)と同様の伸び率を設定し、平成24年度の目標立地企業数を230社と設定。
107	大規模地震が特に懸念される地域における港湾による緊急物資供給可能人口	約2,640万人	平成23年度	約2,410万人	約2,510万人	約2,550万人	約2,640万人	約2,700万人	A-2	約2,950万人	平成28年度	地震発生時の切迫性が特に高い地域等を優先的に整備することによって、緊急物資を供給できる人口を増加させることとし、港湾の位置、整備状況等を考慮しつつ、平成28年度における目標値として約2,950万人を設定。
108	日本発着コンテナ貨物の釜山等東アジア主要港でのトランシップ率	10%	平成20年	10%	-	-	-	-	N-2	5%	平成27年	国際コンテナ戦略港湾政策の具体的な指標として、平成27年に釜山港等東アジア主要港におけるトランシップ率を現行の半分に縮減することとしていることから、平成27年における目標値として5%を設定。
関9	国際コンテナターミナルの出入管理情報システムの使用に必要なPSカード(Port Security カード)の普及率	65%	平成23年度	-	-	-	65%	79%		95%	平成28年度	PSカード(Port Security カード)による物流効率化が最大限発揮されるために必要な普及率より、平成28年度における目標値として95%を設定。
関10	国際コンテナ戦略港湾のうち、中韓主要港の港湾物流情報システムと相互連携している港湾数	0港	平成23年度	-	-	-	0港	2港		5港	平成28年度	平成28年度までに国際コンテナ戦略港湾の各港における港湾物流情報システムを中韓主要港のシステムと相互連携させることとしていることから、平成28年度における目標値として5港を設定。

達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要		関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		25年度行政事業レビュー事業番号	23年度(百万円)	24年度(百万円)				
1	海上運送対策に必要な経費(21年度)	222	22 (18)	21 調査中	22	本事業は以下の3分野により、構成されている。 ①外航海運分野におけるアジアとの連携強化 国際海事機関(IMO)においては、海事に関する国際ルールの策定に関してはEUが主導的立場にあり、不合理なルールが数の論理で採択されるケースが見られる。このため、我が国を国際海事活動の拠点としたアジアにおける連携協調体制を確立し、国際海事活動への積極的貢献を行なうことにより、我が国の海事産業における競争力の強化、安全・環境基準設定のリードを図る。 ②外航海運対策 我が国商船隊が世界で競争していくために必要な施策の立案及び航行の安全確保を行い、外航海運の発展を図る。 ③旅客船対策・内航海運対策 旅客船事業について実態を把握し、必要な施策を立案する。内航海運について近代化を促進し、事業の安定を確保するとともに、その健全な発展を図る。	97 98 101	
2	マラッカ・シンガポール海峡航行安全対策(20年度)	223	37 (28)	29 (24)	34 -	①マラッカ・シンガポール海峡において航路を閉塞する大規模海難の発生件数をゼロとする。 ②マラッカ・シンガポール海峡は、我が国の輸入原油の約8割が通過することから、我が国経済・国民生活にとって極めて重要な海峡である。最大の海峡利用国である我が国としては、国連海洋法条約に基づき、海峡沿岸国と利用国の協力のあり方を具体化した「協力メカニズム」の下、海峡沿岸国提案の支援要請プロジェクトを推進し、同海峡の安全確保等に貢献することを目的とする。	100	- -
3	港湾整備事業(昭和25年度)	0223	2,750 (2,228) 198,569 (204,331)	11,849 (6,414) 251,796 (192,890)	10,780 - 184,352 -	国際・国内の海上輸送ネットワークの構築とによる国民経済の健全な発展や国民生活の質の向上等を図ることを目的として、国又は港湾管理者が一般公衆の用に供する港湾施設の整備等を行う。	102~108 関9	- -
4	港湾施設長寿命化計画費(平成20年度)	0224	450 (510)	445 (436)	183 -	我が国の港湾施設は、高度経済成長期から本格的な整備が開始された。高度成長期から50年近く経過し、施設の老朽化が急速に進行していることから、必要な機能を維持しつつ、将来の改良・更新コストの縮減、平準化を図るため、長寿命化等に資する計画の策定を推進し、事後的な維持管理から予防保全的な維持管理への転換を促進する。	104	-
5	改正SOLAS条約等を踏まえた総合的な港湾保安対策(平成17年度)	0225	14 (12)	11 (9)	12	2001(H13)年9月11日に勃発した米国同時多発テロを契機に改正SOLAS条約が2004(H16)年7月より発効した。同条約に規定された締約国の義務を果たすため、国は全国統一的な観点から各国際埠頭施設の管理者が定める埠頭保安規程の承認や立入検査等を行い、同施設の管理者は当該施設に係る保安対策を実施している。このような中で、国による保安対策の確実な実施及び迅速な情報伝達体制の維持等を図ることにより、我が国の国際港湾において全国的に一定の保安水準を確保し、危害行為の防止に努めることを目的とする。	-	-
6	港湾広域防災拠点支援施設の維持管理に必要な経費(平成20年度)	0226	33 (33)	48 (48)	50	大規模災害発生時に基幹的広域防災拠点の機能が早急に発揮されることを目的とした「港湾広域防災拠点支援施設」を国において整備しており、川崎港東扇島地区においては平成20年度から、堺泉北港堺2区においては平成24年度から供用開始しているところ。当該施設が、発災時において有効に活用されるため、日常の維持・管理を適切に実施しているものである。	107	-
7	基幹的広域防災拠点における広域輸送訓練に必要な経費(平成20年度)	0227	21 (21)	27 (27)	24	首都直下地震や近畿圏直下地震等の大規模災害時に、川崎港東扇島地区及び堺泉北港堺2区の基幹的広域防災拠点が首都圏及び近畿圏における物流コントロール機能を担い、緊急物資等の輸送を迅速かつ円滑に実施できるように、広域輸送訓練を実施する。	107	-

8	港湾機能の高度化を図るための施設整備事業(平成17年度)	0228	548 (556)	1,306 (1,198)	1,406	港湾施設の機能の高度化を図るために必要となる施設について、地方公共団体(港務局を含む)又は民間事業者が実施する事業に要する経費の一部を国が補助することにより、港湾の国際競争力の強化、物流の効率化、港湾の保安、安全の向上等の実現を図る。	102 103 106 108	-
9	老朽化化学兵器の廃棄処理に必要な経費(平成17年度)	0229	1,127 (1,125)	1,127 (1,113)	1,124	荻田港においては、旧日本軍が投棄したと思われる致死性の毒ガスを含む老朽化化学兵器が発見されており、港湾活動や地域活動の安全性が脅かされている状況である。荻田港及び地域の安全を確保するため、老朽化化学兵器の探査及び処理業務等を行う。	-	-
10	国としての水際危機管理・防災機能の維持に必要な経費	0230	4 (4)	3 (3)	-	国交省港湾局では、直轄工事を効率的・効果的に実施するために設置したカメラ(以下「直轄カメラ」という。)を通じて、工事の施工管理を行うことに加え、緊急事態が生じた際の情報収集等、水際危機管理・防災対策を適切に講じてきたところである。水際における危機管理・防災対策の重要性が高まる中、直轄工事が完了した港湾等において、既に設置済みの直轄カメラの有効活用を図り、水際における危機管理対策や防災情報の収集を適切に行うことを目的とする。	-	-
11	国際コンテナ戦略港湾フィーダー機能強化事業等(平成23年度)	0232	809 (691)	1,520 (1,222)	1,140	釜山港等アジア諸港との国際的な競争がますます激化するなかにおいて、「選択と集中」の考え方のもと選定された国際コンテナ戦略港湾(阪神港・京浜港)において、両港のハブ機能強化に向けたハード・ソフト一体となった総合的な施策を行うことでアジアと北米・欧州等を結ぶ国際基幹航路の寄港を維持・拡大する。これにより、世界各地との間で国民生活や産業活動に必要な物資や製品を低コストでスピーディーかつ多頻度で確実に輸送できるネットワークを構築することを目指す。	108	-
12	北東アジア港湾局長会議に必要な経費(平成12年度)	0233	2 (2)	7 (7)	-	我が国、大韓民国及び中華人民共和国の港湾の能力と効率の改善のため、港湾行政、港湾開発及び管理に関して意見交換を行うことを目的とする。	-	-
13	港湾整備事業(東日本大震災関連)(平成23年度)	0234	15,069 (5,274)	45,594 (33,983)	30,051	東日本大震災により被災した港湾の早期復興を図るとともに、東日本大震災の教訓を踏まえ、近いうちの発生が懸念される東海、東南海・南海地震等への対策を推進すべき地域において、港湾の防災・減災機能を強化することを目的とする。	107	-
14	国際物流競争力強化に対応した情報ネットワーク構築等経費(平成24年度)	0235	-	26 (25)	40	近年の国際分業の進展により、製造業や流通業においては、効率的な国際物流ネットワークの構築による、高度なサプライチェーンの形成が不可欠となっており、ICTの活用による物流体系全体の効率化が求められている。このため、本事業では、国内のコンテナ物流情報を一元的に情報提供する「コンテナ物流情報サービス(Colins)」の中でコンテナ動静情報をインターネット上で共有するシステムを用いた国際物流競争力強化に対応した情報ネットワーク構築等を行う。	関10	-
15	基幹的広域防災拠点施設整備に必要な経費(平成17年度)	0236	530 (690)	65 (0)	-	複数の都府県に被害が及ぶような大規模災害が発生した場合に、緊急物資の中継拠点や広域支援のベースキャンプとして復旧活動の中心的役割を担う基幹的広域防災拠点が迅速かつ円滑に所期の機能を発揮し、適切な運営体制が確保されるように必要な施設を整備する。	107	-
16	国際戦略港湾等における港湾運営会社が取得した荷さばき施設等に係る税制特例措置	-	-	-	-	国際戦略港湾及び一定の要件を満たす国際拠点港湾の港湾運営会社が国の無利子貸付又は補助を受けて取得した一定のコンテナ埠頭における荷さばき施設等(上物施設)に係る税制特例を設け、港湾運営の民営化及び港湾運営会社による設備投資を促進する。	-	-
17	国際戦略港湾等において指定会社等(民営化会社)が国の補助金又は無利子貸付金により新たに取得する大規模コンテナ埠頭に係る税制特例措置	-	-	-	-	一定規模以上のコンテナ埠頭において指定会社等が国の無利子貸付又は補助を受けて整備した岸壁・上屋等の施設に係る税制特例を設け、港湾運営の民営化及び指定会社等による設備投資を促進する。	-	-
18	災害に強い物流システム構築事業	0220	-	227 (11)	-	各地域でとりまとめた支援物資物流に関する知見等を基にして、災害発生時に円滑な支援物資物流を確保する上で重要となる考え方や、そのために自治体や物流事業者において取り組むべき事項等を「マニュアル」のようなかたちで統一化し、地方運輸局を通じて、その内容を自治体や物流事業者などに普及する取組を行う。また、地方運輸局を通じてこれまで各地域において取り組んできた民間物資拠点のリストアップや官民の協力協定の締結促進については、引き続きこれを行うとともに、関係者間での連絡体制の整備や対応手順の確定、これらを検証するための訓練など、現場レベルでの具体的な取組を実施。	-	-
19	災害に強く環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る割増償却制度の拡充及び延長	-	-	-	-	環境負荷低減等に資する物流効率化施設に係る所得税・法人税の割増償却制度及び固定資産税・都市計画税の軽減措置について、対象施設の要件として一定の防災対策の実施を付加するとともに、最近の物流を巡る状況変化を踏まえた見直しを行った上で、適用期限を2年延長する。	-	-

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-20)

施策目標	20 観光立国を推進する							担当部局名	観光庁			作成責任者名	観光戦略課長 清水 一郎		
施策目標の概要及び達成すべき目標	震災からの復興、国民経済の発展、国際相互理解の増進、国民生活の安定向上等の意義を有する観光立国の実現を図る。							施策目標の評価結果	努力が必要である	政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
109 訪日外国人旅行者数	622万人	平成23年	835万人	679万人	861万人	622万人	836万人	B-1	1,800万人	平成28年	平成23年の実績値(622万人)をベースに、新成長戦略(平成22年6月18日閣議決定)で掲げられた「訪日外国人を2020年までに2,500万人、将来的には3,000万人まで伸ばす」の達成を目指す場合、平成28年(2016年)までに1,800万人の達成が中間的な目標となる。なお、当目標は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国に関する目標」として定められている。				
110 国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数	2.09泊	平成22年	2.37泊	2.38泊	2.09泊 (2.12泊)	2.08泊 (2.10泊)	2.14泊	B-1	2.5泊	平成28年	日本人の国内観光旅行による1人当たりの宿泊数について、減少傾向を食い止め、魅力ある旅行商品の提供や魅力ある観光地域づくりなどの施策を講じることにより、H18年(2006年)～H22年(2010年)の5年間の実績(平均約2.42泊)程度に戻す。なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。 ※平成22年及び平成23年実績値は推計方法の見直しによる再推計。				
111 日本人海外旅行者数	1,699万人	平成23年	1,599万人	1,547万人	1,664万人	1,699万人	1,849万人	A-2	2,000万人	平成28年	国際観光の拡大・充実を図り、観光立国を推進するためには、日本人の海外旅行者数の増加を目指す必要がある。これに関して、JATA(日本旅行業協会)では、日本人海外旅行者数、年間2,000万人の達成を目標としてデジタル・ワールドキャンペーン(VWC)の取組を進めており、国としても、こうした取組を支援し、国際観光の拡大・充実を図る観点から、観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)でも、平成28年までに年間2000万人を達成することを目標として定めたとある。				
112 国内における観光旅行消費額	25.3兆円	平成21年	27.8兆円 (28.1兆円)	25.3兆円 (25.5兆円)	23.4兆円 (23.8兆円)	22.4兆円	集計中	B-1	30兆円	平成28年	2016年までに、訪日外国人旅行者数1,800万人、日本人海外旅行者数2,000万人、国内観光旅行による国民一人当たり年間宿泊数2.5泊を達成することにより概ね達成することができると見込まれる30兆円を目標とする。 なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。 ※平成16年～平成21年実績値はSNA(国民経済計算)に基づいて算出。SNAの5年に1回の過去に遡及しての基準改訂が行われたため、再推計。 ※平成22年実績値は推計方法の見直しにより再計算。				
113 主要な国際会議の開催件数	741件	平成22年	575件	538件	741件	598件	731件	A-1	5割以上増 【1,111件以上】	平成28年	我が国の過去の国際会議件数のトレンドを今後の施策努力により維持することで平成28年(2016年)の開催数を予測し、同予測値を域内の主要競合国の開催数と将来予測と比較し、概ねアジア首位となるレベルを想定して、さらに積み上げを行い、最終的な目標値として設定。なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。				
関11 訪日外国人の満足度、①大変満足、②必ず再訪したい	-	-	-	-	-	-	①40.7% ②57.8%	-	①45% ②60%	平成28年	観光分野の満足度や再来訪意向は、景観・自然や社会・経済動向が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易ではないことを踏まえ、「大変満足」と回答する割合を45%、「必ず再訪したい」と回答する割合60%とすることを目標とする。 なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。				
関12 国内観光地域の旅行者満足度、①総合満足度「大変満足」、②再来訪意向「必ず再訪したい」	-	-	-	-	-	-	①19.7% ②14.9%	-	①25%程度 ②25%程度	平成28年	観光分野の満足度や再来訪意向は、景観や自然が大きく影響を与えるため、地域によっては向上することが決して容易でないことや、類似の調査による結果を踏まえ、回答割合を「25%程度」を目標とする。 なお、当目標値は観光立国推進基本計画(平成24年3月30日閣議決定)に「観光立国の推進に関する目標」として定められている。  (参考1)観光地の魅力向上に向けた評価手法調査事業(平成22年1月上旬～2月中旬調査):観光庁 総合満足度「大変満足」回答割合:23.1%、再来訪意向「大変そう思う」回答割合:24.0%(調査地域:全国50地域、調査票回収数:11,626件)  (参考2)2011年度第1回基礎調査(CSロイヤリティ調査)中間報告(平成23年7月～9月調査):観光地マネジメント研究会((財)日本交通公社) 総合満足度「大変満足」回答割合:18.6%、再来訪意向「大変そう思う」回答割合:14.5%(調査地域:全国49地域、調査票回収数:7,073件)				

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 世界観光事業分担金 (昭和53年度)	237	38 (38)	36 (36)	35	・世界観光機関(UNWTO)の実施事業や組織運営状況の把握を始め、加盟国や関係地域と連携を図りつつUNWTOに対して効率的な運用を求めていく。 ・UNWTO加盟国等は分担金を毎年義務的に拠出することが決められている。我が国も決められた分担金を拠出するもの。	108,110, 111	
(2) ASEAN貿易投資観光促進センター等拠出金 (昭和56年度)	238	110 (110)	110 (110)	101	・ASEAN貿易投資観光促進センター、世界観光機関アジア太平洋センター、経済協力開発機構のより効果的な活動成果を引き出すため実施事業や組織運営状況の把握に努め、加盟国や関係機関と連携を図りつつ、引き続きASEAN貿易投資観光促進センター等に対して効率的な運用を求めていく。 ・ASEAN貿易投資観光センター等の活動を通じて、観光交流の拡大等を目指す。	108,110, 111	
(3) 訪日旅行促進事業(ビジット・ジャパン事業) (平成15年度)	244	6,079 (5,977)	4,927 (4,738)	5,491	観光立国推進基本計画に定められた「平成28年:訪日外国人旅行者数1,800万人」の達成のため、10周年を迎える訪日旅行促進事業について、訪日個人旅行の促進、国際会議等のMICE誘致・開催の推進、送客元の多様化により、外的要因(震災や外交関係等)の影響を受けにくい訪日外客構造への転換を図るとともに、関係省庁、地方自治体、民間企業と連携したオールジャパンによる訪日促進や震災で傷ついたイメージの改善と競合国と差別化された訪日ブランドの強化等により、安定的で着実な訪日外国人旅行者数の増加に取り組む。	108	
(4) 訪日外国人旅行者の受入環境整備事業 (平成22年度)	245	608 (596)	854 (850)	250	全国で12地域程度の戦略拠点及び地方拠点の整備・自治体等の自主的な受入環境整備の支援を実施することで、全国的に訪日外国人旅行者が安心して、快適に、移動・滞在・観光することができる環境を実現する。	108	
(5) 休暇取得・分散化促進実証事業 (平成20年度)	246	82 (89)	30 (12)	16	顕在化していない観光需要を掘り起こし、交流人口の拡大による地域経済の活性化を図るため、休暇取得の促進に取り組んでいる。各地域で学校休業日を柔軟に設定することにより連休を創出し、大人(企業)と子ども(学校)の休みのマッチングを行う。	111	
(6) (独)国際観光振興機構運営費交付金 (平成15年度)	247	1,972 (1,972)	1,884 (1,829)	1,837	独立行政法人国際観光振興機構(JNTO)の行う海外観光宣伝事業、コンベンション振興対策事業等の実施に要する経費の一部を交付するために必要な経費。	108	
(7) ユニバーサルツーリズム促進事業 (平成24年度)	250	-	9 (9)	39	高齢者や障害者等の移動制約者を対象とした「ユニバーサルツーリズム」の普及・促進のためには、旅行商品としての認知度の向上と商品供給の促進のための取組みが不可欠である。このため、ユニバーサルツーリズムに適した商品の認定制度の検討、地域における受入体制の強化等により、ユニバーサルツーリズムの普及・促進を図る。	109	
(8) 東南アジア・訪日100万人プラン	新25-26	-	-	599	「日・ASEAN友好協力40周年」を契機に、クールジャパン、日本食の海外展開等のイベントとの連携、ポータルサイト設置による総合的な観光魅力発信、人気観光コンテンツを活用した機動的・効果的な訪日促進プロモーション等により、東南アジア市場での本格的な訪日プロモーションを展開し、韓国、中国等の5大市場に並ぶ主要市場へ育成する。	108	
(9) 地域宿泊産業再生支援事業	新25-27	-	-	20	地域の観光が魅力あるものとなるためには、その中核である地域の宿泊産業が活力を維持・増進していくことが不可欠である。このため、財務・労務・マーケティング等の知見を蓄積した、意欲ある地域の・近隣の大学を活用し、地域の宿泊産業が困難に直面した際に、地域において自立して継続的に宿泊産業の再生の取組が可能となるような支援の仕組みを構築する。	111	
(10) 観光地域ブランド確立支援事業	新25-30	-	-	343	国内外から選好される国際競争力の高い魅力ある観光地域づくりを促進するため、地域の取組段階に応じ、地域独自の「ブランド」の確立を通じた日本の顔となる観光地域の創出に向けた取組みを支援する。	108,109, 111	
(11) 観光地域評価事業	新25-31	-	-	49	観光地域づくりに取り組む地域における課題や改善点などの明確化を図るため、観光地域に係る客観的な評価体系を構築し、恒常的な評価を実施することを通じて戦略的な観光地域づくりを促進する。	108,109, 111	
(12) 広域観光促進基礎調査	241	-	-	153	旅行者のニーズの多様化、旅行スタイルの変化等に対応した魅力ある観光地域づくりを推進するため、先進的な取組等に対して支援を行うことにより、地域における課題解決手法のモデルを構築するとともに、このような知識やスキルを持続的に蓄積・活用していくため、観光地域づくりの体制強化に向けた取組みを支援し、それぞれの地域における自立的かつ持続的な滞在交流型観光の推進を図る。	108,109, 111	

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑦)

施策目標		21 景観に優れた国土・観光地づくりを推進する						担当部局名		都市局			作成責任者名		公園緑地・景観課景観・歴史文化環境整備室長 後藤 慎一				
施策目標の概要及び達成すべき目標		良好な景観及び歴史的資産は地域固有の資源であり、交流人口の拡大を生み、地域振興・活性化に繋がるものであることから、その保全及び活用を中心とした取組の支援を行う。						施策目標の評価結果		順調である		政策体系上の位置付け		6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期		平成26年7月	
業績指標等		初期値		実績値					評価結果		目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
		目標値設定年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度			目標年度								
115 景観計画を策定した市区町村の数		315団体 平成23年度		152団体	206団体	267団体	315団体	364団体	A-2		550団体 平成28年度		全国市区町村を対象にした景観計画策定意向調査において、平成24年3月1日時点で、平成28年度末までに景観計画を策定する意向があると回答した市区町村数に基づき設定。 【社会資本整備重点計画第3章のフォローアップ指標(「景観計画に基づき取組を進める地域の数」と同一定義)】						
116 歴史的風致維持向上計画計画の認定を受けた市区町村の数		31団体 平成23年度		10団体	16団体	22団体	31団体	35団体	A-2		60団体 平成28年度		地域における歴史的な資産を活用したまちづくりを行う意向のある市町村について調査を行った結果、平成28年度末までに歴史的風致維持向上計画を策定する意向があると回答した市区町村数に基づき設定。						
達成手段(開始年度)		25年度行政事業レビュー事業番号		補正後予算額(執行額)		23年度(百万円)		24年度(百万円)		25年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要				関連する業績指標等番号		達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
(1) 歴史的風致維持向上推進等調査(平成24年度)		254		-		103 (99)		77		良好な景観や歴史的なまち並みの形成における資金面、人材面、制度面の共通課題に対応した取組提案の募集を行い、応募された提案の中から優れたものを選定し、提案者へ調査を委託する。国と地方公共団体、民間等が連携のもと、モデル的な調査、実証事業を実施し、その成果を全国に広めることによって、地域における良好な景観の形成や歴史的風致の維持向上の推進を図る。				115,116		-		-	
(2) 歴史まちづくり法の運用等改善に向けた施行状況検討調査(平成25年度)		新25-32		-		-		9		歴史的風致維持向上計画の策定要件や歴史まちづくり施策の実施主体に係る問題等、歴史まちづくり法の制度面・運用面の課題や発生要因を整理し、必要に応じて法令や運用指針等の改正を行うことにより、我が国における歴史的風致の維持向上の推進を図る。				116		-		-	
(3) 官民連携による良好な景観形成方策検討調査(平成25年度)		新25-33		-		-		10		今後の良好な景観形成のため、景観法による規制誘導等を行う際に、どのように民間企業の理解や協力を得るかが重要な課題であることから、民間の建築活動の実態を把握・分析し、景観形成における官民連携のあり方や官民連携の体制構築のあり方の検討を行い、民間企業の理解と協力を的確に得ながら、望ましい景観形成の推進を図る方策の構築を目的とした検討調査を実施する。				115		-		-	

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-22)

施策目標		22 国際競争力・地域の自立等を強化する道路ネットワークを形成する						担当部局名		道路局			作成責任者名		企画課 道路経済調査室 室長 吉岡 幹夫				
施策目標の概要及び達成すべき目標		国際競争力・地域の自立等を強化するため、国際物流に対応した基幹ネットワークや日常の暮らしを支える生活幹線道路ネットワークを構築する。						施策目標の評価結果		順調である		政策体系上の位置付け		6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施 予定時期		平成26年7月	
業績指標等		初期値		実績値					評価結果	目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等							
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	目標年度	目標年度											
117	三大都市圏環状道路整備率	56%	平成23年度	53%	54%	56%	56%	58%	A-2	約75%	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、三大都市圏環状道路整備率については、平成28年度までに75%にすることとされている。							
118	道路による都市間速達性の確保率※(※主要都市等を結ぶ都市間リンクのうち都市間の最短道路距離を最短所要時間で除したもの。60km/hが確保されている割合)	46%	平成22年度	-	-	46%	47%	集計中	A-2	約50%	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、道路による都市間速達性の確保率については、平成28年度までに50%にすることとされている。							
達成手段 (開始年度)		25年度 行政事業レビュー 事業番号		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)		達成手段の概要				関連する 業績指標 等番号		達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
(1) 有料道路事業等 (昭和43年度)		0256		144,504 (106,077)	88,473 (113,091)	68,337		首都高速道路(株)及び阪神高速道路(株)の新設又は改築に対する無利子貸付け並びに本州四国連絡橋公団から承継した債務の返済に要する資金の一部としての(独)日本高速道路保有・債務返済機構に対する出資・地方道路公社が施行する有料道路事業に要する資金の一部貸付け 等				117,118							

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-②)

施策目標		23 整備新幹線の整備を推進する						担当部局名	鉄道局			作成責任者名	幹線鉄道課長 石井 昌平		
施策目標の概要及び達成すべき目標		広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により、全国一日交通圏の形成に寄与する観点から、整備新幹線の整備を推進する。						施策目標の評価結果	順調である	政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
119	鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	-	平成23年度	-	-	-	-	21% (30万人)	A-2	100% (140万人)	平成28年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来る地域の人口数を目標値として設定。			
達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要						関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) 整備新幹線整備事業 (平成4年度)	256	70,600 (75,017)	70,600 (68,500)	70,600	我が国の基幹的な高速輸送体系を形成するため、地域間の移動時間を大幅に短縮させて関係する地域社会の振興や経済活性化に大きな効果をもたらすとともに、環境性能と効率性に優れた交通機関である整備新幹線を着実に整備する。						119				
(2) 整備新幹線建設推進高度化等 事業 (平成9年度)	257	2,700 (2,606)	10,442 (3,553)	2,750	整備新幹線の未着工区間において、計画調整調査、設計施工法等調査、経済設計調査を実施することにより、着工後の新幹線建設のスムーズな進捗やコスト縮減などを図る。また、軌間可変技術調査により新幹線と在来線の直通運転を実現し、整備新幹線の高速化効果を他の地域に均霑する。						119				
(3) 新線調査費等 (平成3年度)	258	207 (202)	49 (48)	150	全国新幹線鉄道整備法の規定に基づき、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う新幹線鉄道の建設に関し必要となる調査(地形・地質等、輸送需要量に応じた供給輸送力等、施設及び車両の技術開発、建設の費用等のほか、営業主体及び建設主体の指名並びに整計画の決定のために必要な調査)に対し、助成を行う。						119				
(4) 東北、北陸、九州新幹線の 新線建設により取得する鉄道 施設に係る税制特例措置 (昭和62年度)	-	-	-	-	東北、北陸及び九州新幹線の新線建設に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後5年間1/3とする。						119				
(5) 整備新幹線の開業に伴いJR から経営分離される並行在来 線の固定資産に係る特例措置 (平成9年度)	-	-	-	-	整備新幹線の開業に伴いJRから経営分離される並行在来線の譲渡固定資産に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を20年間1/2とする。						119				

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-④)

施策目標		24 航空交通ネットワークを強化する						担当部局名	航空局			作成責任者名	航空戦略課長 海谷 厚志				
施策目標の概要及び達成すべき目標		国際競争力の強化、地域活力の向上などの推進に向けて、国際拠点空港の整備、既存ストックを活用した空港の高質化、航空交通容量の拡大等を推進し、航空交通ネットワークの強化を図る。						施策目標の評価結果	おおむね順調である		政策体系上の位置付け	6 国際競争力、観光交流、広域・地域間連携等の確保・強化		政策評価実施予定時期	平成26年7月		
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					24年度 評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等						
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度										
120	大都市圏拠点空港の空港容量の増加	85.7% (64万回)	平成23年度	67.3% (50.3万回)	70% (52.3万回)	81.7% (61万回)	85.7% (64万回)	91.0% (68万回)	A-2	100% (74.7万回)	平成28年度	羽田、成田両空港の整備により見込まれる大都市圏拠点空港(首都圏空港)の空港容量の増加を目標とした。 【閣議決定】日本再興戦略(平成25年6月14日)「一. 5. 立地競争力の強化 ①「国家戦略特区」の実現」及び「③空港・港湾などの産業インフラの整備」に記載あり 【閣議(社重)】社会資本整備重点計画(平成24年8月31日)「第2章」及び「第3章」。 【その他】なし。					
121	航空機騒音に係る環境基準の屋内達成率	94.11%	平成23年度	-	-	-	94.11%	94.13%	B-1	94.3%	平成28年度	航空機騒音により屋外環境基準を満たせない空港周辺地域の住民の生活環境改善のため、住宅防音工事を促進することにより環境基準の屋内達成率の向上を図る必要がある為。 ・目標値については、現状及び近年の推移を踏まえて設定。					
122	航空輸送上重要な空港のうち、地震時に救急・救命、緊急物資輸送拠点としての機能を有する空港から一定範囲に居住する人口の割合	57%	平成23年度	-	-	-	57%	59%	A-2	74%	平成28年度	地震時に救急・救命、緊急物資輸送を円滑に行うため、空港の耐震性向上を進めることにより、拠点としての機能を有する空港から100km圏内に居住する人口の割合を高める。					
達成手段 (開始年度)		25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)		達成手段の概要				関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
1	首都圏空港整備事業 (東京国際空港:昭和27年度) (成田国際空港:昭和45年度)	0259	19,548 (15,814)	28,737 (16,024)	31,858		羽田空港の24時間国際拠点空港化等の推進、首都圏空港の容量拡大(羽田空港:44.7万回(うち国際線9万回)、成田空港:30万回)及びこれを背景に徹底したオーフンスカイを進める。これらにより首都圏の交通利便性を向上させ、ビジネス・観光両面における都市間競争力を大幅に強化し、経済成長に特に資するものである。 <東京国際空港(羽田)> ・国際線地区の拡充、C滑走路延伸、エプロンの新設・改良、航空保安施設等の更新・改良、空港アクセス道路改良等の整備。 <成田国際空港> ・同時平行離着陸方式の効率的な運用に資する監視装置、LCC専用ターミナル(CIQ施設)等の整備。				120	国内・国際航空ネットワークの強化に必要な滑走路、誘導路、航空保安施設等の整備に要するコスト					
2	空港周辺環境対策事業 (1)住宅防音工事補助 (昭和48年度) (2)教育施設等防音工事補助 (昭和42年度) (3)移転補償等事業 (昭和42年度) (4)緩衝緑地帯等整備事業 (昭和48年度)	261	5,030 (3,221)	3,282 (2,022)	3,455		航空機騒音については、環境基本法に基づく「航空機騒音に係る環境基準」が定められており、当該基準の達成が航空機騒音対策の目的である。基準を達成していない空港については、関係住民の生活に障害が生じていることから、住宅・学校等の防音工事、緩衝緑地帯の整備、移転補償等を推進し、航空機騒音による障害の防止又は軽減を図り、地域住民の生活環境の改善に努める。				121	住宅防音工事を推進することにより、環境基準の屋内達成率の向上を図る。  航空機騒音に係る環境基準を達成していない空港の対象家屋のうち住宅防音工事を施行した家屋数の割合。 成果目標:平成25年度 95.1%					
3	一般空港等整備事業(直轄) (昭和31年度)	262	26,809 (26,133)	24,224 (23,996)	30,696		国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・航空機の就航率向上等、既存ストックを活用した質的向上のための整備を実施する。 ・安全・安心の確保のため、滑走路誤進入対策や空港施設の耐震化、津波対策を実施する。				122	空港施設の機能保持を行った箇所数 (空港整備事業による整備箇所数)					
4	一般空港等整備事業(補助) (昭和31年度)	263	5,629 (5,554)	3,663 (3,631)	1,127		国際競争力を強化するための基盤であり、地域における広域的な交流の拠点である空港について、航空利用者の視点も踏まえつつ、その機能を確保・維持するとともに、航空における安全・安心を確保するための取組を着実に推進する。 ・老朽化した空港施設の更新・改良を実施する。 ・既存ストックを活用した質的向上のための整備を実施する。 ・滑走路の移設・延長事業等を実施する。(運航制限の解消等、安全・安心の確保のための整備を実施する。)				-	空港施設の機能保持を行った箇所数 (空港整備事業による整備箇所数)  新石垣空港建設事業における進捗割合					

5	航空路整備事業(管制施設整備) (昭和27年度)	264	18,985  (18,730)	20,146  (19,518)	21,047	<p>航空交通の安全確保を最優先としつつ、首都圏などの混雑空港・空域における航空交通容量の拡大やニーズの多様化に対応した効率的な運航を実現するために、管制施設等の性能を確保するとともに、我が国の航空交通の特徴を踏まえ、航空機側の性能向上と調和のとれた航空交通システムの整備を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航空機の安全かつ円滑な航空交通の確保のために必要な施設の更新・改良</li> </ul>	-	<p>管制施設等の整備に要するコスト</p> <p>航空交通量の増大が予測されるなか、航空機の合計出発遅延時間を現状維持する。 平成20年から24年の平均1,038万分であることから、目標値(アウトカム)を、1,000万分とする。</p> $\text{達成率} = 1 - \frac{\text{合計出発遅延時間} - 1,000\text{万分}}{1,000\text{万分}}$
6	航空路整備事業(航空保安施設整備) (昭和27年度)	265	297  (281)	838  (781)	574	<p>航空交通の安全確保を最優先としつつ、効率的な運航を確保するため、施設の安定運用に必要な整備を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>航空保安施設の製造、設置等工事、工事実施に必要な設計・調査</li> <li>縮退施設の撤去工事、工事実施に必要な設計・調査</li> </ul>	-	<p>老朽化した航空保安施設の更新整備数</p> <p>全国の航空路ネットワークを構築するために航空保安施設の整備を実施してきたところ。 本施設は、航空ネットワークの安全確保に不可欠な施設であるため、ICAOの考え方を元に、老朽化による施設停止割合10<sup>3</sup>未満(サービス提供率99.999%以上)をアウトカムとする。</p>

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑤)

施策目標		25 都市再生・地域再生を推進する						担当部局名	都市局		作成責任者名	都市政策課長 黒川 剛			
施策目標の概要及び達成すべき目標		都市・地域の魅力ある将来像を実現するため、都市の競争力・成長力を高めるとともに、地域の活性化を図るなど、都市再生・地域再生を推進する。						施策目標の評価結果	おおむね順調である		政策体系上の位置付け	7 都市再生・地域再生の推進		政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
123	全国の地方圏における大都市圏との間の転出者数に対する転入者数の割合	86.7%	平成23年度	74.7%	81.9%	85.5%	86.7%	86.6%	A-2	82%	毎年度	地域活性化及び地域振興を図り、積極的な環境構築を行っていく中で地方圏への転入者の比率を維持。平成28年度では過去10年間の平均値である82%を下回らないことを目標とする。			
124	都市再生誘発量(基盤整備等により、民間事業者等による投資が可能となった面積の合計)	9,270ha	平成23年度	6,716ha	6,964ha	7,605ha	9,270ha	9,497ha	B-2	14,700ha	平成28年度	我が国の都市構造を、豊かな都市再生や経済活動を実現できるレベルへと再構築し、健全で活力ある市街地の整備などを通じて都市再生が誘発された量。都市再生総合整備事業や都市再生区画整理事業といった基盤整備等により、民間事業者等による都市再生に係る投資が可能となった面積の合計を計上。民間投資を誘発する市街地整備などのこれまでの実績や今後の事業計画等をもとに目標値を算出。			
125	文化・学術・研究拠点の整備の推進(①筑波研究学園都市における酷使阿会議開催数、②関西文化学術研究都市における立地施設数、③関西文化学術研究都市における外国人研究者数)	①74件 ②115施設 ③217人	①平成21年度 ②平成23年度 ③平成22年度	①80件 ②113施設 ③212人	①74件 ②114施設 ③221人	①69件 ②113施設 ③217人	①46件 ②115施設 ③221人	①集計中 ②118施設 ③232人	①B-2 ②B-2 ③A-2	①80件 ②140施設 ③240人	①平成27年度 ②平成28年度 ③平成27年度	①筑波研究学園都市は科学技術中核拠点都市(サイエンス型国際コンベンション都市)を目標の一つとしており、国際会議は、主に研究施設の集積、先進的な研究機能を有する場所で開催されるものであるため、過去の開催実績を勘案し、つくば地区内の国際会議開催数年間80件を目標値として設定。 ②関西文化学術研究都市は、文化、学術及び研究の中心となる都市の建設を目的としていることから、対象とする立地施設は、研究施設など文化学術研究の向上に資するものとし、H19～H23の年平均施設立地数が5件となっていることから、H23を初期値に5年後であるH28までに年5件ずつ増加するものとして140施設を目標値として設定。 ③本指標は、世界各国の優秀な研究者の集まる魅力的な都市への成長度合いを評価するものであり、新産業創出等、我が国及び世界の発展に寄与するものである。H22実績を初期値に5年後であるH27までに年1%づつ増加するものとした推計値(227人)を上回る240人を目標値として設定。			
126	半島地域の観光入込客数(増加率)と全国の観光入込客数(増加率)の比	-	-	-	-	0.94	1.01	集計中	A-2	全国の増加比率1.00以上	毎年度	人口の減少・高齢化が進行するなかで、地域間交流を活性化させることで地域の自立的発展を目指すため、地域間交流の活性化(交流人口の拡大)の程度を示す指標として観光入込客数を選定。観光入込客数の伸びを少なくとも全国水準以上にすることを目標。			
127	高齢者が無理することなく除雪できる体制が整備された市町村の割合	59%	平成19年度	62%	65%	67%	68%	68%	B-3-②	100%	平成24年度	豪雪地帯では、毎年、高齢者を中心に雪処理作業中の事故が多発。このような事故を防止するために、平成20年4月に中央防災会議がとりまとめた「自然災害の「犠牲者ゼロ」を目指すための総合プラン」に基づき、特に、高齢化・過疎化が著しく、雪処理の担い手が不足している特別豪雪地帯の市町村(全201市町村)において、高齢者が無理することなく除雪できる体制の整備を促進。			
128	特定都市再生緊急整備地域において、官民により設置された協議会が作成した整備計画の数	3件	平成23年度	-	-	-	3件	7件	A-2	11件	平成28年度	平成23年4月に都市再生特別措置法を改正し、都市の国際競争力の強化を図る「特定都市再生緊急整備地域」制度を創設し、平成24年1月には、特定都市再生緊急整備地域として全国11箇所が指定された。この特定都市再生緊急整備地域において官民連携により整備計画を策定し、これに基づいて国際競争力の強化に資する都市開発プロジェクト推進及びビンプラ整備等を推進することが、都市の国際競争力の強化を図る上で重要であるため、平成28年度までに現在指定されている11箇所の特定都市再生緊急整備地域の全てで整備計画が策定されることを目標として設定する			
129	民間都市開発の誘発係数(民都機構が関わった案件の総事業費を当該案件の民都機構支援額で除したもの)	11.6倍	平成23年度	6.1倍	6.8倍	22.8倍	11.6倍	3.8倍	B-2	12.0倍	平成24年度～平成28年度の平均	財)民間都市開発推進機構(以下「民都機構」という。)が関わることにより、優良な都市開発が誘発された倍率。分母を民都機構が関わった案件の民都機構支援額とし、分子を当該案件の総事業費とする。初期値は11.6倍(平成23年度)であり、今後もこの水準を維持することを目標とする。			
130	駐車場法に基づく自動二輪車駐車場供用台数	45%(4.5万台)	平成20年度	45%(4.5万台)	39%(3.9万台)	47%(4.7万台)	45%(4.5万台)	集計中	B-2	100%(約10万台)	平成25年度	・平成18年度より駐車場の対象に自動二輪車が追加されたが、四輪の自動車駐車場に比して整備が進んでいない自動二輪車駐車場の整備を推進するよう目標を設定。 ・平成18年度末の乗用車の駐車場整備比率5.1%に平成38年度に到達するまで整備されることを目標とし、当面の目標として平成25年度までに約10万台の目標値を設定。※駐車場整備比率…整備済み駐車場台数÷乗用車の保有台数			
131	都市機能更新率(市街地再開発事業等により4階建以上の建築物へ更新された宅地面積の割合)	36.9%	平成20年度	36.9%	37.7%	38.5%	39.3%	40.0%	A-2	41.0%	平成25年度	特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区(都市再開発方針に位置付けられたいわゆる2号地区及び2項地区等の区域)における宅地面積のうち4階建て以上の建築物の宅地面積及び同一施行地区内において4階建て以上の施設建築物と3階建て以下の施設建築物とが混在して建築される場合の3階建て以下の施設建築物の宅地面積の割合。従前の市街地が一般に木造2階建て又は空閑地であることを踏まえ、再開発の目的である土地の高度利用と建築物の耐震化等による市街地の防災性向上の状況を表す指標として、4階建て以上の建築物等への更新割合を測定する。 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区の再開発が、今後も着実に推進されるものとして、これまでの実施状況を踏まえ5年後の目標値を設定。			

132	中心市街地人口比率の増加率	前年度比 0.16%減	平成21年度	0.04%減	0.16%減	0.35%減	0.04%増	集計中	B-1	前年度比 1.0%増	平成26年度	・中心市街地の活性化が望まれる地区において、街なかへの多様な良質な住宅整備による街なか居住の推進や街なかへの公共施設等の賑わい施設の導入などにより、居住・商業・公共的サービスのバランスのとれた中心市街地へと再生させ、中心市街地に人口を呼び戻すことは、「街なか居住・街なか再生を促進する」という政策目標に対するアウトカム(成果)であり、そのアウトカムに着目した業績指標として中心市街地人口比率の増加率を設定する。市全域の人口に対する中心市街地の人口比率の減少が食い止められるということは、街なか居住の実現や、街なかにおける賑わい創出、生活の質の向上によるコンパクトシティ化が図られたことが推測でき、街なか居住・街なか再生といった政策目標の達成状況を測る指標であると考えられる。 ・目標値については、街なか居住推進施策等に取り組みことを前提として、5年後の目標値として増加率1.0%増を設定。
133	物流拠点の整備地区数	79% (63地区)	平成23年度	60% (48地区)	66% (53地区)	73% (58地区)	79% (63地区)	83% (66地区)	A-2	100% (80地区)	平成28年度	流通業務市街地の整備に関する法律(昭和41年法律第110号)による流通業務団地造成事業及び土地区画整理事業により整備された物流拠点の地区数。 総合物流施策大綱(2009-2013)において掲げられた「今後推進すべき物流施策」の進捗状況を反映し、平成28年度までに実施予定の事業により見込まれる成果から設定。
134	主要な拠点地域への都市機能集積率の増減率	-	-	前年度比 +0% (約4%)	前年度比 +0% (約4%)	前年度比 +0% (約4%)	前年度比 +0% (約4%)	集計中	A-2	前年度比 +0%以上	毎年度	分母を人口10万人以上の各都市の市域全体の延べ床面積、分子を主要な拠点地域※1の延べ床面積として、都市機能の拡散・集積の動向を評価する。 ※1一定の基盤整備がなされている、もしくは拠点形成に向け市街地整備等が行われている主要な中心市街地及び交通結節点周辺等を地方公共団体より4次メッシュ(500mメッシュ)単位でヒアリングしたものの人口減少時代を迎え、全体的な床需要は減少する中、主要な拠点地域においては、施策を講じることにより都市機能の維持・集積を図り、中心市街地の衰退・都市機能の拡散に歯止めをかけることを目標とする。
135	在宅型テレワーカー(ITを活用して、場所と時間を自由に使った柔軟な働き方を週8時間以上する人のうち、自宅を含めてテレワークを行っている人)人口	46% (約320万人)	平成22年度	47% (約330万人)	49% (約340万人)	46% (約320万人)	70% (約490万人)	133% (約930万人)	A-2	100% (約700万人)	平成27年度	大都市圏の通勤混雑や一極集中などの課題について国土交通省として広域的な視点から取り組むとともに、政府が推進するワーク・ライフ・バランス、男女共同参画型社会、高齢者・障害者の社会参画等を着実に進めることを目的としてテレワークを推進していることから、政府目標である「新たな情報通信技術戦略 工程表」(H22.6、IT戦略本部)における「2015年までに在宅型テレワーカーの人口を700万人とする。」を目標として設定。

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) きめ細やかな豪雪地帯対策の推進に要する経費(平成25年度)	新25-34	-	-	34	豪雪地帯対策特別措置法(H24.3改正)及び豪雪地帯対策基本計画(H24.12変更)に基づいた様々な取組により豪雪地帯の発展と住民の生活向上を図るため、地域の現状と課題の把握を行うとともに、効果的・効率的な雪害体制の実現方策を確立し、総合的な豪雪地帯対策を推進することを目的とする。	127	-
(2) 半島地域振興等に必要経費(平成19年度)	269	50 (50)	47 (46)	40	半島地域の自立的発展を目指し、地域資源を活用した産業の創出につながる自主的・継続的な活動を推進するとともに、半島間の連携を促進する。また、三方を海に囲まれ、平地に恵まれない半島地域固有の課題についてデータ分析等を行う。	126	-
(3) 半島振興対策実施地域における工業用機械等の特別償却制度(所得税・法人税)(昭和61年度)		-	-	-	半島振興対策実施地域における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業、情報サービス業等の用に供する設備等に係る特別償却制度	126	-
(4) 集落活性化推進経費(集落活性化推進事業補助金)(平成20年度)	270	330 (321)	347 (275)	315	人口減少や高齢化が先行・加速する条件不利地域において、定住人口の流出抑制及び交流人口の増加を図り、地域の活性化を図るため、廃校舎等の既存公共施設(ストック)を活用した公益サービスの維持確保、産業の活性化又は地域間交流の促進に資する施設への改修整備を支援する事業を行う。 【補助率等】過疎、山村、半島、離島、豪雪の各法指定地域市町村等が廃校舎等の既存公共施設を公益サービス施設、地域産業施設又は地域間交流施設へ改修整備(当該施設整備と一体的な調査等も含む)。1/2以内	123	-
(5) まちづくり関連事業(昭和48年度)(関連:25-25)	271	12,023 (11,927)	25,115	17,058	都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新、公共交通の利用促進や人と環境に優しい交通の実現、大都市の国際競争力強化を図るため、地方公共団体等によるまちづくり関連事業を支援。市街地の公共施設と宅地を一体的に整備するための市街地再開発事業・土地区画整理事業や、公共交通の利用促進と人と環境に優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事業、大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国際競争拠点都市整備事業など。平成22年度より、従来の地方公共団体向け補助等は社会資本整備総合交付金に移行。	124,129 131,144	-
(6) 都市開発資金貸付事業(昭和41年度)	272	10,654 (5,442)	16,315	12,689	・用地先行取得資金の有利子貸付 ・市街地再開発事業等資金の無利子貸付 ・土地区画整理事業資金の無利子貸付 ・都市環境維持・改善事業(エリアマネジメント事業)資金の無利子貸付 ・都市再生機構事業資金の無利子貸付	124,131	-
(7) 地域活性化推進経費(平成16年度)	273	19 (18)	57 (56)	26	都市・地域づくりに資する地域活性化を推進するため、持続可能な都市づくりの実現に向けた評価手法や多様な働き方の実現等に資する都市整備のあり方、官民連携等について、ヒアリング、データの収集、分析等を行い、各課題の対応策等を検討する。	124,135	-

(8)	国際機関等拠出金 (平成9年度)	274	37 (37)	34 (34)	33 —	OECD地域開発政策委員会は、OECDに設置されている政策委員会の1つとして、都市問題、地域開発政策等についての調査、研究を行い、各国政府に対し政策提言等を行っている。 現在は、世界的な経済危機下での社会全体としての成長への挑戦を戦略的方向とし、地域に根差した政策の構築として、「グリーン成長に貢献する競争的で持続可能な都市や、人口動態に対し持続可能な都市形態であるコンパクトシティ政策の構築などに取り組んでおり、この成果は我が国の都市政策の課題解決にも資するものである。 OECDの場を活用し、文献調査や訪問等では得ることのできないリアルタイムの政策情報を反映しつつ、環境共生型都市の開発支援に官民挙げて取り組む我が国の問題関心に即した提言を得るため、同委員会が実施する「都市：競争的で社会にあまねく広がる持続可能な成長プロジェクト」にかかる費用の一部を拠出する。	—	OECD地域開発政策委員会が実施するプロジェクトにかかる費用の一部を拠出するものであり、活動指標及び活動実績（アウトプット）を定めて実施するという性質のものではない。
(9)	防災のための集団移転促進事業に必要な経費(昭和47年度)	275	44 (0)	44 (0)	44 —	当該事業は、災害が発生した地域等における被災者の集団的な移転を促進する事業である。内容は以下のとおり。 防災集団移転促進事業に要する経費の補助(補助率3/4) (1)住宅団地の用地取得及び造成に要する費用 (2)移転者の住宅建設・土地購入に対する補助に要する経費 (3)住宅団地に係る道路、飲用水供給施設、集会所等の公共施設の整備に要する費用 (4)移転促進区域内の農地及び宅地の買取に要する費用 (5)移転者の住居の移転に関連して必要と認められる作業所等の整備に要する費用 (6)移転者の住居の移転に対する補助に要する経費	—	当該事業は、災害が発生した際などに充てる補助金であり、成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。
(10)	都市再生推進経費 (平成19年度)	277	171 (154)	245 (230)	198 —	環境共生型都市開発の海外展開に向け、国内外の国際展開事例の事例収集、現状把握を行い、国際展開方策のあり方について検討するとともに、その実現方策の検討を行う。 また、都市施策の適切な推進のため、都市交通や都市開発といった個々の施策において、海外における我が国が有する技術のニーズ等の調査、分析を行い、安全・安心の確保及び環境の保全に関する技術的基準等の策定等について検討する。	124	—
(11)	東日本大震災公的賃貸住宅等 復旧・復興事業(東日本大震災 関連) (平成23年度)(関連:25-①、 ②)	167	147,547 (7,320)	22,475 (8,464)	4,363 —	東日本大震災関連の公的賃貸住宅等に対する下記復旧・復興事業であり、平成24年度以降は復興庁で一括計上し、国土交通省で執行。 ・公営住宅等の居住の安定確保(住まい確保の支援等)について補助 ・都市再生機構の専門職員を派遣し、当該地方公共団体の人材不足等を補う等、災害復旧・復興関連事業に係る技術支援に対する補助 ・被災案件に係る建築確認検査手続きの円滑化を図るため、指定確認検査機関における体制整備等に要する費用について補助 ※平成24年度以降は、復興庁で一括計上し、国土交通省で執行する事業である	—	都市再生機構の専門職員を派遣して行う技術支援については、地方公共団体からの要請に基づく派遣であるため目標を設定して実施するという性質のものではない。
(12)	民間まちづくり活動促進事業 (平成24年度)	279	—	182 (175)	160 —	市民・企業・NPOなどの知恵・人的資源等を引き出す先導的な都市施設の整備・管理の普及を図るため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の作成や都市再生特別措置法の都市利便増進協定に基づく施設整備を含む実証事業等に対して助成し、もって、快適な都市空間の形成・維持、住民等の地域への愛着や地域活力の向上、整備や管理に係るコストの削減を通じた持続可能なまちづくりの実現と定着を図ることを目的とする。 国として特に推進すべき施策を行っている地区において、まちづくりへの民間主体の参画を促し、都市の魅力の向上等を推進するため、まちづくり会社等の民間の担い手が主体となったまちづくり計画・協定の作成、コーディネート及び社会実験・実証事業等に対する支援を行う。	124	支援地区数  官民連携により作成されたまちづくり関連協定の数
(13)	集約型都市構造化推進調査経費 (平成25年度)	新25-35	0 (0)	0 (0)	188 —	集約型都市構造化の形成を促進するためには、①集約型都市構造化の実現による効果を客観的かつ定量的に評価し、市民の合意形成を促進すること、②良好な都市環境を形成するとともに、郊外における建築的土地利用を抑制する空間となる、緑地、農地等の非建築的土地利用の土地を適切に活用すること、③都市政策上の見地から公的不動産の活用方策を検討し、その利活用を図ること、が必要であるため平成25年度においては、当該3事項について、評価ツール、ガイドラインの整備や手法の充実に向けた調査を行う。	—	①調査実施件数 ②集約型都市構造化推進調査の実施団体数  —
(14)	集約型都市形成支援事業 (平成25年度)	新25-36	—	—	500 —	医療・福祉施設、教育文化施設等の地域の生活に必要な都市機能の集約地域への立地や、郊外部の都市的土地利用の転換を促進することにより、都市機能の近接化による歩いて暮らせる集約型のまちづくりの実現を加速させるとともに、都市の低炭素化を促進する。	134	—

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑥)

施策目標		26 鉄道網を充実・活性化させる						担当部局名	鉄道局			作成責任者名	総務課企画室長 五十嵐 徹人	
施策目標の概要及び達成すべき目標		鉄道網を充実・活性化させることにより、広域的な地域間の交流・連携の強化や、快適でゆとりある都市生活の実現等を図る。						施策目標の評価結果	努力が必要である	政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
136	トラックから鉄道コンテナに転換した輸送トンキロ数	21億トンキロ増 平成18年度	16億トンキロ増	0.2億トンキロ増	0.7億トンキロ減	5億トンキロ減	集計中	B-1	36億トンキロ増	平成24年度	自動車よりも二酸化炭素排出量の少ない鉄道へのモーダルシフトを推進し、京都市議定書の公約を達成するため、「京都市議定書目標達成計画」において、平成24年度における鉄道コンテナ輸送トンキロ数を平成12年度と比較して専用列車の設定、輸送力増強事業等により36億トンキロ増加させるとする目標値を設定。(京都市議定書目標達成計画 別表1-27に記載あり)			
119	【再掲】鉄道整備等により5大都市からの鉄道利用所要時間が新たに3時間以内となる地域の人口数	-	平成23年度	-	-	-	21% (30万人)	A-2	100% (140万人)	平成28年度	広域的な幹線鉄道ネットワークの質的向上により全国一日交通圏の形成に一層寄与する観点から、5大都市(札幌、東京、名古屋、大阪、福岡)の各中心駅から、新たに3時間以内で到達することが出来る地域の人口数を目標値として設定。			
137	都市鉄道路線整備により創出される利用者数	-	平成23年度	-	-	-	-	N-2	206千人/日	平成28年度	相当程度拡充してきた都市鉄道ネットワークを有効活用するための連絡線の整備や相互直通化、地下高速鉄道ネットワークの充実等によって都市内移動の円滑化を図る観点から、国として支援すべきものとする路線の整備により創出される利用者数を指標として設定。			
138	東京圏鉄道における混雑率 ①主要31区間のピーク時の平均混雑率②全区間のピーク時混雑率	①164% ②201%	平成23年度	①171% ②209%	①167% ②203%	①166% ②203%	①164% ②201%	①165% ②200%	B-2	①150% ②180%	平成27年度	運輸政策審議会第18号答申及び第19号答申で平成27年度までに達成すべきとされている、東京圏における①主要31区間のピーク時の平均混雑率150%以内を目指すとともに、②全区間においてもピーク時混雑率180%以下を目指す。		
139	経営基盤の脆弱な地方鉄道事業者のうち、鉄道の活性化計画を策定し、実行しているものの割合	39%	平成18年度	54%	61%	67%	75%	77%	A-2	85%	平成28年度	今後、地域鉄道の活性化を図っていく上では、鉄道事業者自身の取組に加え、地方自治体をはじめとする沿線地域の関係者による積極的な関与が不可欠となっていることから、その環境整備に努めていく必要がある。そのため、経営基盤の脆弱な全ての地域鉄道事業者に鉄道の活性化に係る計画策定の助言・指導を行い、着実に実行されることを目指す。当初の目標年度である平成23年度に70%を上回り、順調な成果を示している。今後は、多数の事業者が既に計画を策定していることから、これまでと同数程度の新規の計画策定が見込みにくいことから85%を目標として設定する。 →分子80社/分母95社(平成22年度未現在)≒85%		
達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要			関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
(1) 幹線鉄道等活性化事業 (昭和63年度)	283	782 (1,126)	1,550 (919)	1,539	幹線鉄道の高速化、貨物鉄道の旅客線化、貨物列車の輸送力増強、乗継円滑化及び総合連携計画に基づく鉄軌道のサービス向上や利用の活性化のために必要な施設整備事業に要する費用の一部を国が助成することで、まちづくりと連携した鉄道網・沿線地域の活性化、通勤・通学混雑の緩和、環境負荷低減に資するモーダルシフトの促進を図る。			136 137 139						
(2) 長期保有の土地等から機関車及びコンテナ貨車への買換えの場合の税制特例措置 (平成8年度)	-	-	-	-	長期保有の土地等から機関車(入換用機関車を除く)及びコンテナ貨車への買換えの場合の圧縮記憶(80%)を認める。			136						
(3) JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る税制特例措置 (平成10年度)	-	-	-	-	JR貨物が取得した高性能機関車・コンテナ貨車に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする(未更新車両からの代替を除く)。			136						
(4) 鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する	-	-	-	-	鉄軌道用車両等(JR貨物が駅の構内等でコンテナ貨物の積卸の用に供するフォークリフト等を含む)の動力源に供する軽油に係る軽油引取税を課税免除とする。			136						
(5) JR貨物に対する無利子貸付 (平成23年度)	-	-	-	-	JR貨物の設備投資を支援するため、(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務助成から、7年間で700億円を無利子で貸し付けし、老朽化した車両や施設の取替を促進する。			136						
(6) 鉄道駅総合改善事業 (平成11年度)	284	300 (205)	300 (339)	558	鉄道利用者の安全性や利便性の向上を図るため、都市側事業と一体的に鉄道駅のホームやコンコースの拡幅等を行い、駅機能を総合的に改善させる。また、人にやさしく活力ある都市の実現をめざし、既存の鉄道駅の改良と一体となって、地域のニーズにあった保育施設等の生活支援機能を有する鉄道駅空間の高度化(コミュニティステーション化)を図る。			119						

(7)	新規営業路線に係る鉄道施設の税制特例措置 (昭和29年度)	-	-	-	-	新規営業路線に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/3、その後5年間2/3とする。 うち、立体交差施設(橋りょう、高架橋及び土工に限る)に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/6、その後1/3とする。	119 137 138 139	
(8)	都市鉄道利便増進事業 (平成17年度)	281	850 (4,485)	9,329 (4,863)	6,141	都市鉄道の既存ストックを有効活用して速達性の向上及び駅施設の利用円滑化を図ることにより利用者の利便を増進し、もって活力ある都市活動及びひとりある都市生活の実現に寄与することを目的とする。	137 138	
(9)	都市鉄道整備事業 地下高速鉄道整備事業(昭和37年度) 空港アクセス鉄道等整備事業(昭和48年度)	282	21,120 (22,610)	16,781 (19,217)	13,944	(地下高速鉄道整備事業) 大都市圏における基幹的な公共交通機関として地下高速鉄道の整備を促進することにより、大都市圏における交通混雑の緩和・移動時間の短縮による円滑な旅客流動を確保するとともに、バリアフリー化等のニーズに対応することを目的とする。 (空港アクセス鉄道等整備事業) 世界の主要空港に比肩し得る速達性・利便性を備えた空港アクセス鉄道を整備することにより、都心～空港間のアクセス利便性の向上を図るとともに、移動を円滑化することを通じて地域の活性化を推進することを目的とする。	137 138	
(10)	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルの税制特例措置	-	-	-	-	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により鉄道・運輸機構が整備したトンネルに係る固定資産税を非課税とする。	137 138	
(11)	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る税制特例措置	-	-	-	-	都市鉄道等利便増進法に基づく都市鉄道利便増進事業により取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間2/3とする。	137 138	
(12)	新設された変電所に係る償却資産の税制特例措置 (昭和29年度)	-	-	-	-	新設された変電所に係る償却資産に係る固定資産税の課税標準を5年間3/5とする。	137 138	
(13)	一体化法に規定する特定鉄道事業者に係る税制特例措置 (平成元年度)	-	-	-	-	一体化法に規定する特定鉄道(首都圏新都市鉄道株)に係る鉄道施設に係る固定資産税の課税標準を最初の5年間1/4、その後5年間1/2とする。	137 138	
(14)	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る税制特例措置 (昭和39年度)	-	-	-	-	低炭素化等に資する旅客用新規鉄道車両に係る固定資産税の課税標準を5年間2/3とする(中小民鉄等は5年間3/5)。	137 138	
(15)	鉄道事業再構築事業に係る税制特例措置 (平成20年度)	-	-	-	-	地域公共交通活性化・再生法に基づく鉄道事業再構築事業により、国の一定の補助を受けて取得した鉄道施設に係る固定資産税・都市計画税の課税標準を5年間1/4とする。	139	
(16)	低床型路面電車に係る税制特例措置 (平成12年度)	-	-	-	-	高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる低床型路面電車に係る固定資産税の課税標準を5年間1/3とする。	139	
(17)	鉄道整備等基礎調査 (平成19年度)	285	125 (116)	50 (47)	90	社会経済活動を支える基幹的かつ必須の交通機関である鉄道について、更なる利便性の向上と効率化を目的とした整備等に向けた課題を取り上げて、今後の鉄道整備の基本的方向に沿った基礎的な調査を実施する。	-	調査予定件数:9件 調査そのものが目的であるため、アウトカムを定めて実施するという性質のものではない。
(18)	譲渡線建設費等利子補給 (昭和47年度)	286	328 (328)	202 (202)	202	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構又は旧日本鉄道建設公団が建設又は大改良を行い譲渡した鉄道施設の建設等に係る借入金等の支払利子の一部について補給することにより、都市鉄道の建設促進及び経営の健全化を図る。	-	利子の一部を補給するという事業であり、活動指標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施する性質のものではない。 利子の一部を補給するという事業であり、成果指標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施する性質のものではない。
(19)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営交付金 (平成15年度(助成勘定)、平成18年度(海事勘定)) (関連:24-④)	287	252 (252)	228 (228)	225	(独)鉄道・運輸機構が行う鉄道整備に対する助成関係業務の処理及び高度船舶技術開発等業務の処理に必要な財政措置を講ずる。	-	使途が人件費及び物件費であり、活動目標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施する性質のものではない。 使途が人件費及び物件費であり、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施する性質のものではない。

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑦)

施策目標		27 地域公共交通の維持・活性化を推進する						担当部署名	総合政策局公共交通政策部交通計画課			作成責任者名	交通計画課長 上原 淳	
施策目標の概要及び達成すべき目標		地域の経済活動、住民の日常生活や社会生活を支える基盤として必要不可欠な地域公共交通について支援を行うところにより維持・活性化を推進する。						施策目標の評価結果	おおむね順調である	政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上	政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
140	地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画の策定件数	60件	平成19年度	263件	398件	465件	492件	510件	B-1	800件	平成24年度	・地域の関係者による地域公共交通に関する総合的な計画は、地域の関係者が、地域の真のニーズや問題を精査した上で、公共交通のあり方について策定するものであり、地域の積極的な取組を反映した指標であるため。 ・目標値については、各地方運輸局等毎に80地域において計画が策定されていることを目標とし、10運輸局等乗じた800件を平成24年度までの目標値として設定。		
141	バスロケーションシステムが導入された系統数	9,054系統	平成20年度	9,054系統	9,336系統	10,720系統	11,065系統	集計中	A-2	12,000系統	平成24年度	・バス利用者が必要としている運行情報を提供し、利便性を向上させるため、バス停における情報提供設備等の整備を積極的に推進していく必要があるため。 ・目標値については、近年における実績のトレンドと補助制度による影響を考慮の上、12,000系統を目標値として設定。		
142	地方バス路線の維持率	97.1%	平成20年度	97.1%	96.9%	97.0%	97.1%	97.7%	B-1	100%	平成25年度	・生活交通の存続が危機に瀕している地域において、地域住民の生活に必要なバス路線を継続的に維持する必要があるため。 ・目標値については、類似系統の再編等により数に変化する可能性もあるが、承認した路線が引き続き運行されることを想定して目標値を100%として設定。		
143	航路、航空路が確保されている離島の割合(①航路、②航空路)	①70% ②100%	①平成22年度 ②平成23年度	①70% ②-	①70% ②-	①70% ②-	①70% ②100%	①70% ②100%	A-2	①68% ②100%	①平成27年度 ②平成27年度	①我が国における有人離島のうち海上運送法に規定する一般旅客定期航路が就航している離島を抽出し、その割合を算出。したがって、分母は有人離島数、分子はそのうち一般旅客定期航路が就航している離島数。架橋等により交通手段が確保されている場合を除き、有人離島において航路を維持する必要があるものについて支援する。 ②生活交通手段として航空運送が必要な離島について、その維持を図ることにより、住民の生活の足を確保することを目標とする。また長期的に見た場合、就航可能な空港の数に変化する可能性もあるが、その場合においても就航可能な空港に関しては100%を維持することを目標とする。		
達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要			関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
1	新たな自動車旅客運送業務の取り組みにおける体制の強化(平成18年度)	7	7	8	少子高齢化や過疎化の進行等により地域のニーズに適した多様な輸送サービスの提供が求められており、これらに対応できる専門的な知識等を有する人材の育成を行うとともに、地域交通の実現のために各地域ごとに開催される協議会等に参画し、関係者への助言、情報提供等を行うことで、地域公共交通の維持・活性化を推進する。			-	使途が職員が研修や各協議会等に参加するための旅費であり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。					
2	海上交通の低炭素化等総合事業(平成22年度)	554	342	260	モーダルシフトの主要な担い手であるフェリー・内航海運の低炭素化を行う事により、競争力の確保活性化を図るため、船舶運航事業者等が行う省エネ効果の高い機器の導入等に対して補助する。また、内航フェリーの省力化を図るための実証調査を行い、省力化の方策を取りまとめる。			143	-					
3	地域公共交通確保維持改善事業(平成23年度)	30,292	31,661	30,344	生活交通の存続が危機に瀕している地域等において、地域の特性・実情に最適な移動手段が提供され、また、バリアフリー化やより制約の少ないシステムの導入等移動に当たっての様々な障害(バリア)の解消等がされるよう、地域公共交通の確保・維持・改善を支援する。			140、141、142、143	-					
4	地域公共交通確保維持改善事業(東日本大震災関連)(復興庁の番号)	810	2,574	2,700	東日本大震災の被災地域における、復旧・復興の進捗に応じた生活交通の確保・維持が可能となるよう、柔軟な支援を行う。			142	-					

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-28)

施策目標		28 都市・地域における総合交通戦略を推進する					担当部局名	都市局			作成責任者名	街路交通施設課 課長 清水 喜代志			
施策目標の概要及び達成すべき目標		集約型都市構造を目指す都市において、自動車に過度に依存することなく移動できる環境を創出するため、都市交通施策や土地利用誘導、面的な市街地整備等のまちづくりにより、基幹的な公共交通の駅、停留所等から一定の圏域に居住している人口を増加させる。					施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
144	公共交通の利便性の高いエリアに居住している人口割合(①三大都市圏、②地方中枢都市圏、③地方都市圏)	①85.8% ②69.1% ③33.0%	平成22年度	①85.8% ②69.0% ③33.1%	①85.8% ②69.0% ③33.0%	①85.8% ②69.1% ③33.0%	①85.8% ②69.2% ③32.9%	集計中	A-2	①85.8% ②69.5% ③33.0%	平成28年度	・三大都市圏については、直近6か年を見ても現状維持。すでに公共交通利用圏が多くを占め指標自体も85.8%と高いことから現状維持で目標を設定。 ・地方中枢都市圏については、直近6か年で0.3%の伸び。今後も公共交通利用圏への居住を誘導するため、年0.1%をトレンドで目標設定。 ・地方都市圏については、直近6か年で0.7%の減少。減少を食い止め、現状維持となるよう目標を設定。			
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		25年度行政事業レビュー事業番号	23年度(百万円)	24年度(百万円)	23,676	市街地の公共施設と宅地を一体的に整備するための市街地再開発事業・土地区画整理事業や、公共交通の利用促進と人と環境に優しい交通の実現を支援する都市・地域交通戦略推進事業、大都市の国際競争力強化に向けた戦略的プロジェクトを支援する国際競争拠点都市整備事業など地方公共団体等によるまちづくり関連事業を支援。平成22年度より、従来の地方公共団体向け補助等は社会資本整備総合交付金に移行。					144	-			
(1) まちづくり関連事業		271	12,023 (11,927)	23,513 (23,295)	-							-			

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-29)

施策目標		29 道路交通の円滑化を推進する						担当部局名		道路局			作成責任者名		<small>・路政課 (課長 田尻 直人) ・都市局街路交通施設課 (課長 清水 嘉代志)</small>				
施策目標の概要及び達成すべき目標		渋滞対策をはじめとした交通の快適性・利便性向上を図ることで、道路交通の円滑化を推進する。						施策目標の評価結果		順調である		政策体系上の位置付け		8 都市・地域交通等の快適性、利便性の向上		政策評価実施予定時期		平成26年7月	
業績指標等		初期値		実績値					評価結果	目標値		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等							
		目標値設定年度		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度		目標年度									
145 開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間		約128万人・時/日	平成23年度	約131万人・時/日	約130万人・時/日	約129万人・時/日	約128万人・時/日	約124万人・時/日	A-2	約1割削減(約121万人・時/日)	平成28年度	社会資本整備重点計画(閣議決定)において、開かずの踏切等の踏切遮断による損失時間については、平成28年度までに121万人・時/日にとすることとされている。							
146 都市計画道路(幹線道路)の整備率		59%	平成21年度	58.1%	59.1%	60.2%	集計中	H26年度集計予定	A-2	63%	平成28年度	これまでの都市計画道路(幹線街路)の整備率の実態等を踏まえ目標値を設定。 第3次社会資本整備重点計画に位置付け							
達成手段(開始年度)		25年度行政事業レビュー事業番号		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要				関連する業績指標等番号		達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
(1) 高速道路既存ストック有効活用に関する検討経費(平成24年度)		0295		-	145 (144)	150 -		高速道路の既存ストックを有効に活用する観点から、本施策は、今後の新たな高速道路料金等(交通量、旅行速度、渋滞量、観光等)について、データ整理・分析を行うものである。				-		使途が今後の新たな高速道路料金等についてデータ整理・分析を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。					
(2) 踏切対策促進のための連続立体交差事業の効率的な推進方策検討調査		新25-37		-	-	26 -		連続立体交差事業の1事業あたりの事業費は、近年増加傾向にあり、事業の早期化へのコスト対策の重要性が高まっているため、詳細な事業費構造の分析からのコスト縮減方策の検討、コスト縮減方策のケーススタディ等を通じ、効率的な踏切対策の検討を行うものである。				-		使途が踏切利用者の安全な歩行者空間の確保を図るためのものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。					

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-30)

施策目標		30 社会資本整備・管理等を効果的に推進する						担当部局名	大臣官房		作成責任者名	技術調査課 田村 秀夫		
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土交通省公共事業コスト構造改善プログラム等の社会資本整備・管理等に係る各種施策の実施状況を適切に把握しながら、社会資本整備・管理等を効果的に推進する。						施策目標の評価結果	順調である	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
147	公共事業の総合コスト改善率	-	平成19年度	3.7%	5.6%	8.6%	11.3%	集計中	A-2	15%	平成24年度	平成20年3月に策定された「国土交通省公共事業コスト改善プログラム」に基づき、平成24年度までに、平成19年度と比較して、15%の総合コスト改善率の達成を目標として設定。		
148	省エネルギー化指針等が策定された電気通信施設数	0%	平成21年度	-	0%	20%	40%	60%	A-2	100%	平成25年度	国土交通省公共事業コスト構造改善プログラムを踏まえたコスト構造改善効果を適切に評価するために、直接的なライフサイクルコストである維持管理費のうち、電気通信施設が消費するエネルギーの観点からの把握が有効である。常時稼働が求められる電気通信施設のうち、5種類の施設について省エネルギー化指針等を策定することを目標値(100%)として設定。		
149	情報通信技術(ICT)を利用した建設施工技術(情報化施工技術)を導入した直轄工事件数	313件	平成22年度	37件	146件	313件	649件	701件	A-2	900件	平成26年度	建設業における生産性、施工品質、安全性のさらなる向上を図るため、平成26年度までに情報化施工技術が、10,000m3以上の土工を含む工事と5,000m2以上の路盤工を含む工事において普及しているものとして、平成23年度契約工事件数から900件を設定した。		
150	国土交通省の各地方整備局等が施行する直轄事業において用地取得が困難となっている割合(用地あい路率)	3.06%	平成18~22年度の平均	2.76%	2.98%	2.70%	2.70%	集計中	A-2	2.75%	平成24~28年度の平均	公共事業による効果を早期に発現していくためには、事業期間に占めるウエイトの高い用地取得期間を短縮することが不可欠であり、「用地あい路率」が改善されることは、用地取得期間が短縮化されたことを示すことから、目標として設定。		
関13	事業認定処分の適正な実施(訴訟等により取り消された件数)	0件	平成23年度	0件	0件	0件	0件	0件	-	0件	毎年度	土地収用法の事業認定は、公共の利益と私有財産の調整を図ることを目的としており、仮に処分後に取消訴訟等により取り消された場合には円滑な公共事業の実施が阻害されるおそれがあることから、事業認定にあたっては適正かつ公正な判断を行うことが特に重要であり、適正な手続を確実に行って、訴訟等によって取り消されない適正かつ公正な処分を行うことが必要であるため、左記のとおり目標を設定。		
関14	国土交通大学校における研修実施後のアンケート調査等に基づいた満足度	92.6%	平成20年度	92.6%	96.9%	97.0%	97.2%	97.4%	-	90.0%以上	毎年度	国土交通省の職員その他の者に対し、国土交通省の所掌事務に関する研修を効果的に行うため、その指標となる満足度に関するアンケートを実施しているところであり、その平成19年度実績以上の研修満足度を達成の目標として設定。		
達成手段(開始年度)		25年度行政事業レビュー事業番号	補正後予算額(執行額)	23年度(百万円)	24年度(百万円)	25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
(1)	公共事業におけるVFM最大化経費(平成20年度)	294	55	(54)	52	(52)	51	積算価格の透明性等の向上及び積算労力(コスト)の低減に資する積算方式への転換、公共工事等における企業及び技術者評価のあり方、工事段階における品質確保のための監督検査体制の強化及び新技術の活用によるコスト改善効果の分析等について検討を行うことにより、VFM最大化を重視した価格と品質の両面からの施策を充実を図り、もって総合的なコスト構造改善を推進する。				147	-	
(2)	建設機械施工における技術の向上の推進(平成2年度)	295	27	(24)	19	(18)	9	当該施策の具体的方策として、専門技能育成に効果的な育成メニューと技能達成度を評価するための評価方法を開発するとともに、技能習得に意欲的な若手に技能習得の場を発注者から提供することで、高度な技能者の育成を行う仕組みを検討する。また、中小規模の工事を受注するような地場建設業者も含めて建設機械施工全体の技術力の向上を目指し、ICT建設技術の活用に必要な技能、ノウハウについて、収集、検討を行う。				-	高度な技能者の育成を行う育成プログラム(案)の作成 高度な技能者の育成を行う育成プログラム(案)の周知	
(3)	官民連携による民間資金を最大限活用した成長戦略の推進(平成23年度)	297	712	(702)	594	(572)	594	事業案件の発掘、事業スキームの検討(制度設計)、実施可能性等に関する調査を行うとともに、先進的な取組に係る実証等を支援することにより、民間資金を活用したコンセッション方式等による新たなPPP/PFI事業の導入を図る。				-	官民連携による社会資本整備推進のため検討すべき課題の調査・検討を行うものであり、平成25年度における達成手段の達成目標を定めて実施するという性質のものではない。	
(4)	用地取得の円滑・迅速化と用地補償の適正化に関する検討経費(平成19年度)	301	17	(13)	16	(14)	15	用地取得期間を短縮化するための「用地取得マネジメント」の活用及び補償額算出の根拠である損失補償基準等の検証・見直しを計画的に行い、公共事業の効果の早期発現を図る。				150	-	
(5)	道路空間のオープン化に関する検討調査業務(平成23年度)	302	28	(28)	27	(27)	27	道路空間のオープン化の推進に向けて、一部先行地区での具体的な取組のフォローアップや、周辺のまちづくりと協働する新たな道路空間の活用等について検討を行う。				-	使途が道路空間のオープン化の推進に向けて、具体的な取組のフォローアップや新たな道路空間の活用等について検討を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。	
(6)	マンションや地区単位での共助による地域力の強化に関する研究(平成24年度)	305	-	(-)	7	(7)	7	マンション、地域の防災対策の実態等の調査を通じ、災害に強い地域づくりに向けて関係主体が取り組むべき解決策を明らかにすること等により、地域の防災力を高める方策について検討する。				-	調査検討の報告数:1件(平成25年度)	

(7)	都市再生に寄与する空地・空家の活用方策に関する研究	306	- (-)	8 (7)	7	空地・空家の発生消滅状況とその影響の実態を把握し、社会情勢・価値観の変化等を踏まえた新たな利活用の方向性を検討する。	-	調査検討の報告数: 1件 (平成25年度)
(8)	若年層、子育て世代等を含む多世代居住による地域コミュニティの形成に向けた世代間住み替えの円滑化に関する研究 (平成24年度)	307	- (-)	7 (6)	6	高齢者が居住する住宅の有効活用と子育て世帯向け住宅の確保との両立、住宅ストックと居住ニーズのミスマッチ解消を図る観点から、世代間住み替えの促進策について検討する。	-	調査検討の報告数: 1件 (平成25年度)
(9)	運輸企業の海外進出に関する調査研究 (平成24年度)	308	- (-)	16 (14)	16	我が国の物流企業がアジア新興国へ進出するに当たって必要となる現地事情や現地荷主が求める物流企業の役割・機能について、国内外物流を実施する物流企業や現地荷主企業から情報を収集し、物流企業の海外進出の実情と課題を取りまとめる。これらをガイドラインとしてとりまとめ、物流企業・荷主企業に広く情報提供する。	-	調査検討の報告数: 1件 (平成25年度)
(10)	運輸分野におけるCO2排出量削減効果の評価手法に関する調査研究 (平成24年度)	310	- (-)	11 (11)	13	運輸分野におけるCO2排出量削減に係る指標を提案し、今後の排出削減目標設定の参考にするとともに、運輸分野での排出権取引制度の活用事例や今後の活用可能性等について調査・分析を行い、国際的な枠組みを利用した排出削減の取り組みを促進するための手法を検討をつづじて、運輸分野における利活用の可能性を提示する。	-	調査検討の報告数: 1件 (平成25年度)
(11)	震災復興推進のためのPPP事業化実施支援 (平成24年度)	160	- (-)	200 (198)	200	震災復興のために官民連携手法の活用を図ろうとする被災地の地方公共団体等を支援することにより、震災復興における官民連携手法の活用促進を図る。	-	震災復興に係る官民連携事業の案件形成を促進するため、官民連携事業導入の検討に要する調査委託費を助成するものであり、平成25年度における達成手段の達成目標を定めて実施するという性質のものではない。
(12)	社会資本の適確な維持管理・更新に係る施設横断的な検討	新25-38	- (-)	- (-)	30	地方公共団体においても社会資本の適確な維持管理・更新が行えるよう、比較的簡便な調査により得られるデータから、分野横断的に主な社会資本の実態を把握する手法を検討するとともに、施設の実態も踏まえた、より実態に即した効率的な維持管理・更新費用の推計手法について検討する。また、人口減少をはじめとする社会構造の変化に対応できるよう、サービス水準の維持・向上を図りながら費用を縮減する新たな維持管理・更新の実施方策について検討を行う。	-	社会資本の適確な維持管理・更新に資する実態把握や推計手法、社会構造の変化に対応した維持管理・更新手法の検討
(13)	老朽化が進む土木機械設備の維持管理技術向上に関する検討	新25-39	- (-)	- (-)	9	土木機械設備の維持管理技術向上に関する検討として、平成25年度は全国の土木機械設備の実態把握と関連資料の整理を実施するとともに、平成26年度の施策立案とために向けた検討の方向性確認と各種素案作成を実施する。	-	土木機械設備における技術支援メニュー、点検整備業務成績評価制度、情報蓄積・活用実施要領(案)の作成計画に基づく土木機械設備の点検・診断・補修のPDCAサイクル化及び支援体制の構築の実現
(14)	情報化施工の活用による建設生産システムの高度化	新25-40	- (-)	- (-)	9	情報化施工の更なる普及を推進するため、重点的に普及を推進する情報化施工技術を拡大し、これら技術の適用条件・導入効果を工種・施工内容毎に調査・分析し、施工者等へ明示するとともに、活用を進めるための環境を整備する。また、調査・設計・施工・維持管理からなる建設生産システム全体の生産性の向上を図るため、情報化施工によって得られるデータ等の設計や維持管理における利活用方法を検討する。	149	情報化施工技術による施工管理要領、監督・検査要領の整備、新たな技術や既存の技術について現場の適用条件と効直轄工事における情報化施工技術の活用件数
(15)	津波防災地域づくり法の施行推進	新25-41	- (-)	- (-)	4	津波防災地域づくりに関する法律に基づく推進計画を独力で作成することが困難な市町村等でも円滑かつ意欲的に計画を作成できるよう、内閣府より発表になった南海トラフの最大津波高10m以上の緊急性が高い都道府県にて、推進計画作成支援ワークショップを開催する等により、市町村等を支援する。また、全国における津波防災地域づくりの取組状況を実施調査により把握・フォローアップする。	-	ワークショップの開催回数: 12回
(16)	社会資本整備重点計画フォローアップ経費	新25-42	- (-)	- (-)	8	社会資本整備重点計画では事業・施策別に指標を設定しているが、横断的な政策目標を掲げた重点目標全体の達成状況を把握するためには、分野横断的な評価手法を確立する必要がある。本事業では、それに活用可能な定量的指標の検討を行う他、目標の達成状況を定量的に評価できないものについては、関係者からの意見聴取等を行うことで目標の達成状況等を把握する。	-	重点目標の達成状況を把握可能な定量値 定量値等を用いたフォローアップにより着実に進捗している事業・施策の数
(17)	公共事業の多段階事業評価の評価手法の高度化・効率化に関する調査検討	新25-43	- (-)	- (-)	2	新規事業採択に際し、社会経済情勢の変化を踏まえて、複数案の中から現地に相応しい事業規模や内容を適切に選択するための、計画段階における事業評価の取組について、その他制度等との関連性の整理、評価結果・手法の整理、課題の分析を行い、計画段階評価手法の充実に向けた検討を実施する。また、現在の事業評価に係わる作業の課題整理、地方公共団体等を含む評価担当部局の改善要望を把握し、評価プロセスの改善、効率化に向けた検討を行う。	-	報告書の冊数: 2冊
(18)	国土交通分野の海外へのビジネス展開の拡大において日本と競合する国の国土交通関係制度等に関する調査	新25-44	- (-)	- (-)	19	国土交通分野における海外へのビジネス展開にあたって我が国と競合することが想定される国の海外展開事例、戦略、手法、成功要因等について調査し、体系的に整理・蓄積を行う。	-	調査検討の報告数: 1件 (平成26年度)
(19)	公共交通の維持発展方策に関する調査研究	新25-45	- (-)	- (-)	14	公共交通を巡る状況が厳しさを増す現状を踏まえ、公共交通を維持・発展させるための新しい方策を検討、展開する。	-	調査検討の報告数: 1件 (平成26年度)

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-③)

施策目標	31 不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進する							担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	不動産課長 清瀬 和彦			
施策目標の概要及び達成すべき目標	不動産市場の透明性を確保し、取引の円滑化・活性化を図るため、不動産取引や不動産市場に関する情報の整備・提供の充実を図るとともに、安心・安全のための消費者保護施策等を進めていくことにより、不動産市場の整備や適正な土地利用のための条件整備を推進していく。							施策目標の評価結果	努力が必要である		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度									
151 不動産証券化実績総額	51兆円	平成23年度	45兆円	47兆円	49兆円	51兆円	55兆円	B-1	75兆円	平成28年度	・主な不動産の証券化手法であるJリートスキーム等の活用により証券化された不動産の資産額累計は、Jリート等が取得した不動産の取得額の累計であるため、Jリート等の不動産取得の状況は、不動産投資市場の環境整備の推進による不動産市場の拡大ならびに活性化の状況を示す指標であるため。 ・目標値については、直近5年間の不動産証券化実績及び日本再生戦略(2012.7.31閣議決定)において、Jリートの資産規模を2015年度の中間目標において2011年度比で40%増を目標としていること、さらに不動産特定共同事業法が改正されれば、新たに需要喚起されること等を勘案し、75兆円を目標値として設定。					
152 指定流通機構(レイズ)における売却物件に係る各年度の成約報告件数	136千件	平成23年度	115千件	124千件	130千件	136千件	151千件	A-2	165千件	平成28年度	・指定流通機構における売却物件の成約報告件数は、中古物件の流通市場の担い手である宅地建物取引業者が関与する中古物件の取引量を反映しており、不動産市場の拡大、活性化の状況を示すものであることから業績指標として採用。 ・目標については、平成18年度から平成23年度にかけての成約報告件数の伸びが、平成24年度以降5年間継続するものとした件数に、中古宅流通市場の活性化の施策の効果等を見込み設定。					
153 賃貸住宅管理業者登録制度における登録業者目標数の達成率	20% (1,579業者)	平成23年度	-	-	-	20% (1,579業者)	35% (2,767業者)	B-1	100% (8,000業者)	平成28年度	賃貸住宅の管理については、建物所有者が宅地建物取引業者などに委託していたところであり、国内には8万業者程度は、賃貸住宅の管理業務に携わっていると見込まれるため、そのうち10%程度の管理業者が本制度に登録することを旨とする。					
154 土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数	17,947万件	平成23年度	8,579万件	9,252万件	17,647万件	17,947万件	15,308万件	B-1	20,300万件	平成28年度	土地総合情報ライブラリーは、土地に関わる様々な情報を集約して総合的に広く国民に提供するものであり、土地に関する情報整備施策の進展等により閲覧件数の増加が見込まれる。平成25年度より、177(地価情報)、178(取引価格情報)の業績指標を取りまとめた、「土地・不動産に関わる情報提供」の観点から「土地総合情報ライブラリーへのアクセス件数」を新たに業績指標に設定することとした。 平成22年度にシステム改修を実施したほか、取引価格情報提供制度の浸透、リーマンショック後の地価下落や不動産市場の景気後退、さらには東日本大震災の発生など、「土地」に関する関心が非常に高まったこともあって、実績が著しく躍進したものと考えられる。目標設定に当たっては、平成19年から20年、20年から21年、22年から23年への増加幅を参考に203百万件を目標とした。					
15 法人及び世帯が所有する宅地などに係る低・未利用地(空き地等)の面積	13.1万ha	平成15年	12.2万ha	-	-	-	-		13.1万ha	平成25年	・適正な土地利用の実現を図るためには、利用されずに放置されている土地の扱いが課題のひとつとなること、土地基本調査において「空き地」とされた土地利用等の合計面積を表す指標を選定した。 ・目標値については、低・未利用地の面積は、人口・世帯数の減少や産業構造の変化といった社会経済状況を踏まえ、今後増加することが懸念されていること、その増加を抑制し、少なくとも維持することを目標として設定。					

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 公益的施設を対象とした不動産証券化の活用に関する調査・検討経費(平成24年度)	327	-	13	-	不動産証券化手法を通じた民間資金の活用により、公益的施設の維持更新・再生、経営強化等を促進するための環境整備として、公益的施設を対象とした証券化スキーム構築手法の検討、諸外国における公益的施設の証券化手法の把握等を行い、これらの成果に基づき、公益的施設における不動産証券化の活用に関するガイドラインの策定を行う。	151	-
(2) 不動産特定共同事業法の一部を改正する法律案(平成24年度)	-	-	-	-	建築物の耐震化や民間施設の整備など都市機能の更新に民間資金の導入を促進するため、不動産特定共同事業の規制を見直す。具体的には、倒産隔離型の不動産特定共同事業を可能とすべく、一定の要件を満たす特別目的会社(SPC)が不動産特定共同事業を実施できることとする等の所用の措置を講じる。	151	-
(3) Jリート・SPCが取得する不動産に関する租税特別措置(平成10年度)	-	-	-	-	Jリート等の不動産取得コストを軽減することにより、不動産の証券化を推進し、豊富な民間資金によりJリート等による不動産の取得・その後の長期間に渡る適切な維持管理・バリューアップ等が促進されることで、①優良な年ストックの形成・維持、開発の促進等による地域経済の活性化、②政府としてデフレ認識が引き続き示されている中、Jリート等が有力な買い手として、透明性の高い適正価格での取引を行うことによる資産デフレの防止を図る。また、不動産証券化の推進により約1,500兆円といわれる個人金融資産を不動産市場に振り向けれる。	151	-
(4) 地域の活性化のための不動産再生の促進(平成25年度)	327	-	-	31	老朽・低未利用不動産の再生等への民間投資を促進するため、活用可能な事業手法や実現に向けた課題に関するケーススタディ等を行い、不動産の再生を通じた地域活性化を支援する。	151	-
(5) 不動産市場整備・活性化の推進(平成24年度)	327	-	120	100	既存住宅の品質等に対する消費者の不安を解消し、安心して取引できる環境を整備するため、取引の中核を担う不動産事宅地建物取引業者の総合コンサルティング機能を強化する取組や、インターネットで提供される既存住宅の情報を充実する取組を支援する。	152	-
(6) 都道府県地価調査等経費(昭和49年度)	0316	7	6	6	各都道府県知事が、毎年7月1日における調査地点の正常価格を不動産鑑定士の鑑定評価を求めた上で判定を行う。国土交通省は、各都道府県が毎年実施した地価調査の結果の提供を受けて、全国・圏域別の集計・分析を行い公表する。	154	-
(7) 地価公示(昭和45年度)	0322	3,746	3,741	3,363	全国の都市計画区域等において、標準地(全国23,380地点)の正常な価格を国土交通省土地鑑定委員会が毎年1月1日現在で判定し公示する。 具体的には、①2人の鑑定評価員(不動産鑑定士)の鑑定評価を求め、②地域毎に組織された分科会に所属する鑑定評価員が地域の市場分析等を共同で実施し、都道府県毎の分科会幹事会、地方ブロック毎のブロック幹事会等において広域的な市場分析や価格水準の検討を行い、③これらの結果について土地鑑定委員会が集計・分析を行い、公表する。	154	-
(8) 主要都市における高度利用地の地価分析調査(平成19年度)	0323	83	83	83	三大都市圏、地方中心都市等の高度利用地区について、四半期毎に、鑑定評価員(不動産鑑定士)が対象地区の不動産市場の動向(取引価格、賃料、利回りの動向等)に関する情報を収集するとともに、不動産鑑定評価手法による地価動向の把握を行う。あわせて、各地区の不動産関連業者、金融機関等の地元不動産関係者からヒアリングするなど情報収集を行う。これらの結果をとりまとめて、国土交通省において四半期毎に「主要都市の高度利用地地価動向報告」(地価LOOKレポート)として発表する。	154	-
(9) 取引価格等土地情報の整備・提供推進経費(平成9年度)	0319	355	309	359	①土地取引等の情報の抽出・集約 ②取引価格等土地情報の実査及び提供 ③土地総合情報ライブラリーのデータ加工・提供等 ④取引価格情報提供制度の周知 ⑤アンケート電子回答の実施 ⑥情報提供の速度・精度向上	154	-
(10) 土地市場の変化を踏まえた土地政策実現のための経費(平成5年度)	0321	56	36	40	土地・不動産市場に影響を及ぼしている国民・企業の土地所有や賃貸等に対する意識、企業の土地取引意向・地価見通しに関する半期毎の継続的な動向指標(DI)、住宅・マンション・オフィス市場における毎月の需給動向、公的主体における定期借地権の活用実態や地方における不動産市場活性化のための取組事例等について調査・公表を行う。	関15	-
(11) 土地白書作成等経費(平成元年度)	0314	19	17	19	土地に関する動向等に関し、情報を収集し、調査・分析を行った上で、土地白書を作成し、国会へ提出することなどを通じ、土地についての基本理念及び土地政策の重要性等について国民の関心を高め、その理解の促進を図る。	関15	-
(12) 地方都市における不動産の有効活用等の実現(平成24年度)	0326	-	12	-	被災地を含む地方都市の市街地では、土地利用が細分化されており、居住や雇用の場を供給する民間プロジェクトを実施する場合には、市街地の土地の集約利用を促進させることが有効である。土地の集約利用の手法として、土地の現物出資は、住民主体のまちづくり、円滑な資金調達等の観点から有効であると考えられる。そのため、被災地の街なかにおいて現物出資等を活用する場合の効果、課題、スキーム等について調査し、不動産の活用手法等に関する検討を行う。	関15	-
(13) マクロ経済政策と連携した土地政策推進のための不動産動向指標等の構築経費(平成23年度)	0320	55	62	60	不動産価格の変動等の不動産市場の動向や、不動産市場とマクロ経済との関係を的確に把握した上で、マクロ経済政策と連携した土地政策を推進すること、不動産市場を透明化・活性化させることを目的として、各国・国際機関や市場関係者と協議しつつ、不動産価格等の動向を的確に把握する指標を構築し安定的・継続的に提供するとともに、不動産市場とマクロ経済の関係を的確に把握・分析できるマクロ経済モデルを構築する。	-	-
(14) 環境不動産の普及促進経費(平成25年度)	新25-46	-	-	5	環境不動産の普及促進に向け、各市場参加者が共通認識を醸成し、そのあり方を検討する場として、「環境不動産普及促進検討委員会」(仮称)を設置する。委員会では、多様な市場参加者が関わり合うオフィスビル等の収益用不動産を対象として、国がイニシアチブを取って、環境対応に関する情報の流通・活用やそれぞれの役割等について検討する。	-	-
(15) 土地基本調査経費(平成4年度)	0317	74	146	758	法人の土地及び建物並びに世帯の土地について、その所有及び利用の状況等に関する実態を全国及び地域別に明らかにすることにより、経済政策・土地政策の推進のために必要な基礎資料(国民経済計算における土地賃貸料の推計、土地資産額の推計等)を得ることを目的に実施している。	-	-

(16) 土地関連統計調査経費 (昭和45年度)	0318	35 (35)	35 (35)	34	企業の土地取得状況や過去1年間に全国で行われた土地取引の実態を把握するとともに、国及び地方公共団体が所有する土地の所有・利用に関する情報を整備・分析することにより、土地政策の企画・立案を行う際の基礎資料として活用する。	—	—
(17) 鑑定評価制度の充実のための 検討経費 (平成22年度)	0324	4 (4)	9 (9)	— —	鑑定評価に対するニーズの変化を踏まえ、毎年度テーマを設定して調査・検討を行っているものであり、不動産の鑑定評価に関する法律第40条の懲戒処分根拠となる不動産鑑定評価基準等の評価に係る技術的な規定の見直し等を行い、不動産鑑定評価制度の信頼性を向上させることを目的とする。	—	—
(18) 鑑定評価の適正性の確保のため のモニタリング経費 (平成20年度)	0325	10 (9)	9 (8)	8	広く第三者に影響を及ぼす証券化対象不動産の鑑定評価と財務諸表のための鑑定評価に関するモニタリングを実施し、平成22年に施行された「価格等調査ガイドライン」等の規定や平成19年に不動産鑑定評価基準に追加された証券化対象不動産の評価基準の内容が適切に実務に反映されているか等を検証するとともに、必要に応じ不動産鑑定業者への指導監督等を行い、鑑定評価の信頼性の確保・向上を図る。	—	
(19) 土地利用計画の利活用等の実 現(平成12年度)	311	36 (30)	35 —	30 —	・土地利用基本計画は、都道府県毎の土地利用の基本方向を示すとともに、個別規制法で策定される計画等の総合調整を担う。国は土地利用基本計画制度の適切な運用を確保する観点から、総合調整機能の向上手法や土地利用に関する各種データの収集・分析・応用方法等について検討し、さらに、国内外の土地利用・国土利用計画に係る各種計画・指針等の収集・整理・分析等を行い、当該計画の策定指針等へ反映する。	—	土地利用基本計画変更協議実施件数 土地利用総合支援ネットワークシステムのアクセス件数

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-⑫)

施策目標		32 建設市場の整備を推進する						担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	建設業課長 青木 由行		
施策目標の概要及び達成すべき目標		建設業界のかつてない厳しい経営環境を踏まえ、海外展開を支援することや、入札・契約の適正化を推進することなど、建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備を推進する。						施策目標の評価結果	努力が必要である	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成26年7月		
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
155 我が国建設企業の海外建設受注高	1.35兆円	平成23年度	-	-	-	1.35兆円	1.18兆円	B-1	1.5兆円	平成27年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には我が国建設業の国際競争力強化が必要であり、我が国建設業の国際競争力強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。				
156 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に基づく施策の実施状況(①入札監視委員会等第三者機関の設置の状況、②入札時における工事費内訳書の提出状況)	①97% ②82%	平成22年度	①91% ②91%	①100% ②94%	①97% ②82%	集計中	集計中	①N-2 ②N-2	①100% ②100%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には入札契約適正化法の適切な履行が必要であり、履行確保の取り組みを評価するためには本指標が妥当である。なお、「公共工事の入札及び契約の適正化を図るための措置に関する指針」が平成23年8月9日に閣議決定されたところ。				
157 専門工事業者の売上高経常利益率	3.5%	平成22年度	-	-	3.5%	-	-	B-1	4.0%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には専門工事業者の経営体質の強化が必要であり、経営体質強化を支援する取り組みを評価するためには本指標が妥当である。				
158 建設技能労働者の過不足状況(①不足率、②技能工のD.I.)	①0.8% ②9.5ポイント	平成23年度	①-0.7% ②19.5ポイント	①-1.5% ②2.75ポイント	①-0.6% ②2.5ポイント	①0.8% ②9.5ポイント	①1.0% ②31.25ポイント	①A-1 ②B-1	①絶対値 1.2%以下 ②絶対値30 ポイント以下	平成28年	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には建設技能労働者の過不足のない需給状況が望ましく、需給バランス改善のための取り組みを評価するためには本指標が妥当である。				
159 新事業展開等を行う建設企業数	-	平成22年度	-	-	1,884社	-	-	A-2	5,000社	平成27年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には建設企業の事業転換が必要であり、転業・事業転換促進支援策を評価するためには本指標が妥当である。				
関16 建設工事に携わる技術者のうち技術検定合格者の比率	88.4%	平成23年度	-	-	-	88.4%	88.7%	-	90.0%	平成28年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には施工に関して高い知識、技術、管理能力を持った技術者を増やすことが必要であり、高い能力等を持った技術者を増やす取り組みを評価するためには本指標が妥当である。				
関17 建設関連業登録制度に係る申請から登録処理までの所要日数の低減率	63.89日	平成21年度	69.53日	63.89日	55.22日	50.00日	44.54日	-	3割減(44.72日)	平成24年度	建設業の活力を回復するために必要な建設市場の整備の推進には建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮が必要であり、この登録・審査の業績を評価するためには、本指標が妥当である。				

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 建設業許可処理システム等の整備の推進	0330	240 (226)	251 (226)	230	建設業許可、宅地建物取引業免許、マンション管理業登録の申請等に係る審査において、各行政庁が保有する事業者情報を一元的に管理するシステムを利用して審査の厳正化・迅速化を図るとともに、建設業者、宅地建物取引事業者等の企業情報(許可等の取得情報等)について、インターネットによる公開を行い、消費者による適切な事業者選択等を促進する。	-	
(2) 建設関連業の新たな役割と一層の活用の推進	0331	14 (12)	14 (12)	14	建設関連業(測量業、建設コンサルタント、地質調査業)における建設関連業者登録システムの改修・保守等を行い、登録事務の効率化や登録制度を活用する発注者の利便性の向上を図り、もって建設関連業の健全な発展に資することを目的とする。各地方整備局等で実施している建設関連業者の登録・審査事務の効率化と時間短縮、申請者と発注者の利便性向上、セキュリティ確保等を行うため、建設関連業者登録システムの保守等を行う。	関17	
(3) 建設業における法令遵守の徹底	0332	138 (124)	127 (127)	118	建設業において、技術と経営に優れた企業が生き残り、成長することを促す競争を実現するため、都道府県と連携し、下請取引等実態調査や立入検査の実施、建設工事の契約上のトラブルに関する相談窓口の設置等により、法令遵守の徹底をはじめとする公正な競争基盤を確立する。	-	
(4) 入札・契約制度の適正化の推進	0329	4 (0)	0 (0)	=	「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」に基づき、国、特殊法人等の公共工事発注者を対象として、毎年度、同法に基づく措置状況を調査。努力義務事項である「入札監視委員会等第三者機関の設置」及び「入札時における工事費内訳書の提出」について、各発注者における取組の推進を図る。	156	
(5) 成長戦略の担い手たる建設産業の育成と事業転換の促進	0333	216 (204)	171 (169)	185 -	地域の建設企業の再生、地域社会の維持や災害に強い国土づくり等を進めるため、都道府県、地域金融機関と連携し、経営の専門家が中小・中堅企業に対し新事業展開、企業再編・廃業等についてのアドバイスを行う取組等を行う。	159	
(6) 建設業における労働・資材対策の推進	0334	33 (22)	53 (39)	68	円滑な公共事業の執行を図るため、社会保険加入等の労働環境改善や中核的な技能労働者の評価・活用促進により、人材確保、生産性の向上、企業間の健全な競争環境等を構築するとともに、建設労働力及び建設資材の需給動向を把握し、建設業における建設労働力及び建設資材の需給の安定化対策を推進する。	158	
(7) 復旧・復興工事における現場配置技術者の実態調査・適正化等(東日本大震災関連)	0335	30 (17)	13 (13)	13	東日本大震災に伴う復興工事の増大が見込まれる中で、現場に配置される監理技術者、主任技術者が不足するとの懸念がある事に加え、民間工事では技術者配置の実態が十分に把握できない状況である。また、被災の状況、必要な工種が地域や復興の段階等によって大きく異なると想定される。これらのことから、復興工事を円滑に推進するため、技術者配置の実態を把握した上で、その改善の必要性を検討し適切な措置をとるための実態調査を行う。	関16	
(8) 建設工事における公衆災害防止のための実態調査	0336	- -	7 (6)	7	建設企業は、許可を受けた建設工事において、法令遵守のもと適切な施工管理、安全管理を行うことが求められる。しかしながら、足場の倒壊事故等、一般の人や財産に危害を与えるような公衆災害が後を絶たないのが現状であることから、建設工事における公衆災害の原因を多角的に分析し、公衆の安全に資することを目的とした実態調査を実施する。	-	
(9) 我が国建設業の海外展開の促進	0337	- -	61.03 (60.57)	70.083	我が国建設業の持続的な発展を図り、我が国の成長戦略を実現するため、①我が国建設・不動産企業による海外地域別の市場戦略の構築、②海外建設プロジェクトの紛争事例の判例研究等による契約・リスク管理の強化、③地方・中小建設企業向けのアドバイザー制度やセミナーの開催、④日本式の優れた施工を知る建設人材の育成、などを行うことにより、土木・建築分野において高い技術力を有する我が国建設企業の海外展開を促進する。	155	地方・中小建設企業の海外展開を促進するために実施した専門家(中小企業診断士、弁護士等)による相談件数 我が国建設企業の新規年間海外受注高
(10) 建設企業への金融支援対策の推進	0338	- -	1,849 (1,849)	- -	建設投資の大幅な減少、厳しい金融環境等により、極めて厳しい経営環境に直面している中小・中堅建設企業等への金融支援を通じて、資金繰りの円滑化、債権の保全を図ること等により、建設企業等の経営・雇用の安定や連鎖倒産の防止を図る。	157	
(11) 道路分野の海外展開支援に係る経費	新25-49			100	道路分野における海外展開を促進するため、相手国との政策協議、道路プロジェクト案件発掘・形成、道路関係技術普及促進を実施する。	-	
(12) 道路事業における官民連携施策に係る調査・検討業務	新25-50			15	諸外国の道路事業における官民連携(PFI、コンセッション等)について、経営の観点から、各事例の契約等のスキームを中心に調査し、我が国における道路事業における官民連携(PFI、コンセッション等)の実施手法を検討する。	-	使途が海外における道路分野のPPP/PFIの調査及び国内における道路分野のPPP/PFIの検討等を実施するものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-33)

施策目標		33 市場・産業関係の統計調査の整備・活用を図る						担当部局名		総合政策局			作成責任者名		情報政策課 中野 宏幸	
施策目標の概要及び達成すべき目標		現行統計の改廃や統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等を通じ、市場・産業関係の統計の体系的な提供を行うとともに、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図り、統計利用者の利便性の向上を図る。						施策目標の評価結果		おおむね順調である		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
160- 統計の情報提供量及びその利用状況(①収録ファイル数)		約5,000件	平成18年度	約6,400件	約7,000件	約10,000件	約10,500件	約12,000件	A-2	約14,800件	平成27年度	市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、情報提供の量及びその利用状況(収録ファイル数、ホームページへのアクセス件数)を指標とする。				
160- 統計の情報提供量及びその利用状況(②HPアクセス件数)		約915,000件	平成22年度	約9613,000件 (※)	約738,000件 (※)	約9915,000件 (※)	約812,000件 (※)	約808,000件 (※)	B-2	約960,000件	平成27年度	市場・産業関係の統計の体系的な提供に資するため、情報提供の量及びその利用状況(収録ファイル数、ホームページへのアクセス件数)を指標とする。 ※カウント方法についてサーバーの機能等の状況変化により平成23年度より変更している。 また、平成20年度から平成22年度の実績値についても、変更後のカウント方法により算出している。				
達成手段 (開始年度)		25年度 行政事業レビュー 事業番号		補正後予算額(執行額)		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
(1) 大都市交通センサス実施経費 (昭和35年度)		0339		129 (55)	76 (76)	0	0	0	予算無し				160	予算無し		
(2) 国土交通統計 (昭和23年度)		0340		594 (472)	590 (539)	577	577	577	統計利用者の利便性の向上を図るため、限られた統計リソースを効果的かつ効率的に活用・推進し、現行統計の改廃や新規統計の創設、統計利用者の視点に立った統計データの加工、ホームページを通じた電子的な統計データの提供等、将来を見据えた新たな統計ニーズへの対応を図る。				160			

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-34)

施策目標		3.4 地籍の整備等の国土調査を推進する						担当部局名	土地・建設産業局			作成責任者名	地籍整備課長 佐藤勝彦			
施策目標の概要及び達成すべき目標		地籍の整備等の国土調査を推進し、地籍の明確化を図ること等により、土地に関する最も基礎的な情報を整備する。						施策目標の評価結果	おおむね順調である		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度									24年度
161	地籍調査対象面積に対する地籍調査実施地域の面積の割合	49%	平成21年度	48%	49%	49%	50%	50%	B-1	57%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値				
162	土地分類基本調査(土地履歴調査)を実施した面積	40.3%	平成23年度	—	—	17.1%	40.3%	60.9%	A-2	100%	平成31年度	第6次国土調査事業十箇年計画(平成22年5月25日閣議決定)において設定された目標値				
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要			関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)							
25年度行政事業レビュー事業番号		23年度(百万円)	24年度(百万円)													
(1)	地籍調査(昭和26年度)	0345	12,176 (11,752)	11,351 11157	11,648	地籍調査は国土調査法等に基づき実施されており、一筆毎の土地の境界、面積等を調査し、その成果を地図及び簿冊に取りまとめるものである。主な実施主体は市町村である。国は同法の規定により、地籍調査を実施する市町村等に対して都道府県を通じて負担金を交付する(市町村が実施する場合の事業費の負担割合は、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)。また、国が地籍調査のための基礎的な情報の調査を行うため、都市部では都市部官民境界基本調査、山村部では山村境界基本調査(いずれも地方負担なし)を実施するなど、地籍調査の促進に向けた各種事業に取り組んでいる。			161	-						
(2)	基準点測量等(昭和26年度)	0346	474 (452)	379 (343)	379	地籍調査において土地の一筆毎の境界を測量し、正確な位置や面積を求めるためには、正確な座標値を有する国家基準点(一等～三等三角点)に基づいて測量する必要がある。しかしながら、既設の国家基準点が地籍調査の対象地域の近傍に必ずしも設置されておらず、測量を行うには不十分である。これらを補足するための基準点(四等三角点)を国(国土地理院)が設置することにより、地籍調査の円滑な実施及び測量精度の確保を図る。			-	基準点測量を実施した市町村数172(予定) 基準点測量基礎計画(平成22年度～31年度)での設置点数8,400点に対する達成度						
(3)	土地境界の明確化の推進(東日本大震災関連)(平成23年度)	復興庁163	1,014 (589)	2,918 (2,619)	583	「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、土地境界の明確化により被災地の早期復興等に貢献するため、市町村等による地籍調査の実施状況に合わせた以下の取組により被災自治体を支援している。 ①地籍調査を未実施の地域 迅速な復興事業の実施のために、道路等の官有地と民有地の間の境界情報を国が直轄で調査 ②地籍調査を実施中の地域 地震により測量成果の一部が使えなくなった場合に、市町村等による測量成果の補正、地籍調査の速やかな完了を支援 ③地籍調査を実施済みの地域 地割れ等により局所的に地形が変動し、地図の修正が困難な地域がある場合に、市町村等による地籍再調査の実施を支援			-	東日本大震災により利用できなくなった基準点等の検証測量や再測量等 地籍が明確化された土地の面積(平成27年度までの目標値)200km <sup>2</sup>						
(4)	土地分類調査(平成22年度)	0342	90 (88)	81 (80)	79	土地分類基本調査は、統一的な基準に基づき、土地の利用現況、土性その他の土壌の物理的及び化学的性質、浸蝕の状況その他の主要な自然的要素並びにその生産力に調査を行い、その結果を地図及び簿冊に取りまとめるもので、平成22年度より、土地本来の自然地形や変遷履歴、災害履歴等に関する情報の整備・提供する「土地履歴調査」を実施している。			162	-						
(5)	水基本調査(平成20年度)	0344	4 (4)	4 (4)	17	水基本調査は、全国の地下水資料を統一基準で収集・整理している我が国唯一の調査として、前年度に新規掘削された全国の深井戸を対象に、井戸施設の規模、地下水位等のデータ及び地盤・地質情報を収集し、全国地下水資料台帳に取りまとめ、データベースを作成し、ホームページ等で公表を行っているものである。加えて平成25年度において、地下水の水流、涵養量、水質等の情報を地図及び簿冊に取りまとめるため、地下水に関する既存調査や関連資料の収集・整理及び地下水の図面化の手法の検討を行う。			-	地下水調査を行った深井戸の件数 約500件(予定)						

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-35)

施策目標		35 自動車運送業の市場環境整備を推進する						担当部局名	自動車局			作成責任者名	貨物課長 加賀 至			
施策目標の概要及び達成すべき目標		将来にわたり、安全なトラック輸送サービスを安定的に提供できるよう、トラック運送事業の健全な市場環境の整備を推進する。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度									24年度
163 荷主への安全協力要請の発出件数		88件	平成23年度	175件	92件	68件	88件	60件	A-2	44件	平成27年度	パートナーシップ会議の議論等を踏まえた施策により、安全協力要請の発出が必要となるような取引の低減に取り組みこととし、市場環境整備の進捗状況の指標として、当該安全協力要請の発出件数を設定し、目標件数は44件とする。				
達成手段(開始年度)		25年度行政事業レビュー事業番号		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1) トラック運送業におけるパートナーシップ環境整備事業(平成21年度)		0347		7	5	5	荷主とトラック運送事業者の間に安全を阻害するような不適正な取引は是正など荷主とトラック運送事業者との間における適正な取引を推進することは、安全確保のためだけでなく、市場環境整備のためにも非常に重要であるため、本省及び各地方運輸局等において荷主やトラック事業者等のトラック輸送関係者による「トラック運送適正取引推進パートナーシップ会議」(パートナーシップ会議)を開催し、これら関係者における望ましいパートナーシップの構築を図ることにより、安全協力要請が必要となるような不適正な取引の低減に取り組むこととする。 なお、近年の状況下、適正取引の推進は一層重要な課題となっており、より迅速にこの安全協力要請を行えるようにする仕組みを検討中である。				163					
(2) トラック産業将来ビジョン策定等調査(平成22年度)		0348		4	4	3	我が国のトラック産業の有する可能性をもとに、将来に向けた「あるべき姿」の提示と、公平・公正な競争環境の実現のために克服すべき課題を整理するため「トラック産業に関する将来ビジョン検討会」を設置、開催。 平成22年7月に取りまとめられた「トラック産業の将来ビジョンに関する中間整理」を受け、最低保有車両台数のあり方及び適正運賃収受に向けた取組みについて、「最低車両台数・適正運賃収受ワーキンググループ」を設置、開催。 平成24年12月に「第5回トラック産業に係る将来ビジョンに関する検討会」での決定を受け、トラック業界の安全性、健全性を向上させるための検討課題として、「参入時基準の強化」、「多層構造の弊害の解消に向けた施策」等の各課題に対応する具体措置を抽出、検討し、その実施に向けて協議を行う作業部会を設置、開催。				-	「トラック産業に関する将来ビジョン検討会」、「最低車両台数・適正運賃収受ワーキンググループ」及び「トラック産業に係る取組作業部会」の開催件数 当該検討会はその時々のトラック業界を取り巻く課題に応じて開催しており、開催頻度等の定量的な成果実績を示すことは困難である。 ただし、「トラック産業に関する将来ビジョン検討会」での議論を踏まえ、平成22年7月には「トラック産業の将来ビジョンに関する中間整理」を取りまとめたところである。 また、当該中間整理に基づいて設置された「最低車両台数・適正運賃収受ワーキンググループ」での議論を踏まえ、平成24年10月には、当該ワーキンググループとしての報告書を取りまとめたところ。				

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-36)

施策目標		36 海事産業の市場環境整備・活性化及び人材の確保等を図る					担当部局名	海事局	作成責任者名	総務課企画室長 長崎敏志		
施策目標の概要及び達成すべき目標		四面環海の我が国の経済及び国民の日々の生活を支える上で大きな役割を果たしている海事産業における船舶・船用用品。海洋構造物の市場環境整備・活性化並びに人的基盤である技能者・技術者及び船員(海技者)の確保・育成等を行う。					施策目標の評価結果	努力が必要である	政策体系上の位置付け	9 市場環境の整備、産業の生産性向上、消費者利益の保護	政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等		初期値		実績値					評価結果		業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等	
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	目標値	目標年度			
164	海運業(外航及び内航)における船員採用者数の水準(平成17年度比)	100	平成17年度	177	164	115	119	集計中	B-3-②	165	平成27年度	海上輸送の人的基盤(ヒューマンインフラ)である船員を今後とも安定的に確保するため、高齢船員の退職規模に見合う採用数の水準を確保することを目標にする。 ①船員需給総合調査の海運業(外航及び内航)における高齢船員の退職者数見込み 3,953人(H18年度～平成27年度) 船員(海運業)のうち50歳以上の人数 3,953人 → 今後10年間で退職が見込まれる ②海運業における採用者数(現状維持ベース。ただし前職が海運業の船員を除く) 2,920人(H18年度～平成27年度) 平成17年度実績 292人 × 10年=2,920人 ③退職規模に見合う採用数の水準を確保するために追加が必要な人数 1,033人 追加が必要な人数 1,033人 = 3,953人① - 2,920人② (追加需要分を段階的に増加させ、平成27年度に現状の65%増が達成できるよう目標設定を行う。)
165	造船市場の公正な競争条件を阻害する恐れのある助成措置の割合	100%	平成21年度	-	100%	100%	100%	96%	B-2	50%	平成25年度	・造船市場は世界単一市場であり、一国の支援措置が他国造船業へ影響を及ぼすことから、適正な市場環境整備を促進することは重要。 ・OECD造船部会を通じて、「各国の造船業支援措置のうち、公正な競争条件を阻害する恐れのある措置の割合」を既存値の半数とすることを目標値として設定。
達成手段(開始年度)		25年度行政事業レビュー事業番号		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要		関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)	
		23年度(百万円)	24年度(百万円)									
(1)	船員雇用促進対策事業費(昭和53年度)	349	189 (138)	154 (132)	152		船員の雇用の促進に関する特別措置法(船特法)の規定による船員雇用促進センターが行う船員雇用促進等事業に対して定額補助を行うとともに、また、離職を余儀なくされた船員であって再び船員になろうとする者に対して船特法等の規定による給付金を支給する。また、海上運送法の規定による日本船舶・船員確保計画の認定事業者が行う船員計画雇用促進等事業に対して定額補助を行う。		164			
(2)	船員の確保・育成等総合対策の推進に必要な経費(平成20年度)	350	111 (89)	108 (84)	106		船員確保・育成等の促進を図るため、海への関心を高めるための若年内航船員確保推進事業を実施するとともに、アジア人船員の確保・育成のため開発途上国船員養成事業を実施する。 また、船員の雇用促進、安定及び船員の労働保護並びに作業環境の改善等を図るため、船員職業紹介業務の効率化維持、船員派遣事業等の監督・指導等及び船員災害防止対策等を実施する。		164			
(3)	(独)航海訓練所運営費交付金(平成13年度)	354	5,608 (5,608)	5,288 (5,288)	5,196		商船系大学等の船員教育機関の訓練を一元化し、毎年2,000名近い学生等を受け入れ、5隻の練習船により約7,000人・月相当の所定の航海訓練を実施し、国際条約で定められた船舶職員資格の取得に必要な能力要件を満たす優秀な外航船員及び内航船員を養成するとともに、訓練方法の改善に資する航海訓練等に関する研究、並びに将来の海運を支える船員の確保に資するための海事思想の普及等、附帯する業務を行っている。		164			
(4)	(独)航海訓練所船舶建造費補助金(平成23年度)	355	450 (450)	450 (450)	450		内航海運の安全で安定的な海上輸送を支えるため、業界の求める即戦力を備えた新人船員の効果的な養成に向けた訓練体制の拡充に必要な練習船の整備を図る。		164			
(5)	(独)海技教育機構運営費交付金(平成18年度)	356	2,539 (2,539)	2,357 (2,357)	2,200		新人船員の養成機関として、主として内航船舶職員を養成するため、地域性を考慮し、中卒3年課程の海上技術学校の4校、高卒2年課程の海上技術短期大学の3校を全国に配置し、効率的に国際条約に定められた船舶職員資格の取得に必要な能力要件を満たすための専門教育等を実施している。 また、既存の船員等に対しては、海技大学校において、上級の海技資格取得を目的とする教育課程並びに船舶機器の技術革新に対応するとともに船舶の安全・効率的な運航に必要な実務能力の向上を図るための多様な教育・訓練課程等を設置し、シミュレータ等の最新の教育設備を用いて優秀な船員の育成を行っている。		164			
(6)	船舶産業の競争力強化に必要な経費(平成21年度)	351	54 (53)	52 (51)	54		我が国経済・国民生活の維持向上のために重要な産業である造船業及び船用工業の維持・競争力強化を図り、我が国の雇用創出と経済の発展に資することを目的として、国際市場環境の整備、国内造船業の経営革新に向けた指導等を行うための調査等を実施。		165			
(7)	経済協力開発機構造船部会分担金(平成18年度)	352	15 (11)	11 (11)	10		世界の主要造船国で構成される経済協力開発機構(OECD)造船部会のメンバーとして、国際的な造船政策の協調に関する協議に参加。OECD条約に基づき、OECD造船部会の年度(1月～12月)予算に係る我が国分担金を支払う。		165			
(8)	シップリサイクルに関する総合対策(平成19年度)	353	19 (16)	19 (16)	13		船舶の解体(シップリサイクル)に係る安全確保及び環境保全のための新条約「2009年の船舶の安全かつ環境上適正な再生利用のための香港国際条約(仮称)」が2009年5月に採択されたことを受け、同条約の早期発効に向け、国際海事機関(IMO)における関連ガイドラインの策定、国内における条約執行体制の整備等を推進し、もって国際的な安全で環境に優しいシップリサイクルシステムの構築を図る。		165	本施策は条約の早期発効に向けたものであるため、成果目標及び成果実績を定めて実施するという性質のものではない。		

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-①)

施策目標		37 総合的な国土形成を推進する					担当部局名	国土政策局 総務課			作成責任者名	総務課長 木下 茂		
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土形成計画等の策定・推進により、多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ることで、質の高い国土づくりを進める。					施策目標の評価結果	おおむね順調である	政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
166	国土形成計画の着実な推進(対21年度比で進捗が見られる代表的な項目数)	11	平成22年度	-	(9)	11	7	集計中	B-1	現状維持又は増加	毎年度	国土形成計画(全国計画)では、「多様な広域ブロックが自立的に発展する国土を構築するとともに、美しく、暮らしやすい国土の形成を図ること」という「新しい国土像」の実現を同計画の基本的な方針として掲げているが、その実現のために「東アジアとの円滑な交流・連携」「持続可能な地域の形成」「災害に強いしなやかな国土の形成」「美しい国土の管理と継承」「新たな公」を基軸とする地域づくり」という5つの戦略的目標を定めている。「新しい国土像」の実現に向けた計画の進捗状況は、これらの戦略的目標毎に設定した代表指標の改善状況で示されていると考えられることから、同計画の本格的運用が始まった年度である対21年度比で進捗が見られる代表指標の項目数が、平成22年度の実績値(初期値)と比べ現状維持又は増加することを目標とするものである。		
167	大都市圏の整備推進に関する指標(①都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)②琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量))	①91%(80自治体)	平成23年度	(51自治体)	(60自治体)	(61自治体)	91%(80自治体)	集計中	A-2	100%(88自治体)	平成28年度	「都市環境インフラ整備の広域的な取組みへ参加した延べ自治体数(首都圏)」については、当初検討を開始した平成18年度に参画していた延べ自治体数の2倍の自治体数。(2倍となる88自治体を100%としている)		
		②0%(36,543kg/日)	平成20年度	0%(36,543kg/日)	-	62%(33,075kg/日)	-	-	A-2	58%(33,278kg/日)	平成27年度	「琵琶湖への流入負荷量(化学的酸素要求量)」については、琵琶湖の総合的な保全のための計画の第2期計画(平成23年～32年)において平成20年度から各種施策による負荷削減見込量から設定している目標値(平成32年に30,946 kg/日達成)を100%として、27年度までの目標を形式的に按分した。		
関18	国民への国土に関する情報提供充実度(国土数値情報のダウンロード件数)	33万件	平成18年度	81万件	50万件	52万件	82万件	94万件	-	現状維持又は増加	毎年度	多様な主体における国土情報の整備・利活用は、国土の利用・整備・保全等国土上に展開される活動のあらゆる面で効果を発揮するものであることから、国土政策局は国土数値情報等の幅広い普及を目的としてインターネットサイトを通じて無償で提供している。本関連指標は、その利用度合いの目安として、1年間のデータのダウンロード件数を測定するもの。目標値は、「現状維持又は増加」とし毎年度評価するが、実績の評価に当たっては、前年度との比較のみに依らず、過去5か年程度のトレンドに比した傾向を加味する。		
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		25年度行政事業レビュー事業番号	23年度(百万円)	24年度(百万円)										
(1)	国土形成計画の効果的な推進(平成25年度)	新25-53	-	-	105	・人口減少・高齢化等により全国各地で維持・存続が危ぶまれる集落が拡大する中、暮らしの安心を支える公共・社会サービスの効率的・効果的な提供の仕組みを構築し、持続可能な集落地域づくりを推進するため、複数の集落が集まる地域に医療・福祉、買い物等のサービスを提供する「小さな拠点」の形成とアクセス手段の確保を図ることにより、持続可能な地域づくりを推進する。 ・国土形成計画(全国計画)に示された新しい国土像や国土利用計画(全国計画)に示された基本構想の実現に向けて、東アジアとの円滑な交流・連携、環境・エネルギー分野での地域特性を活かした取組、国土資源の適切な管理、自立的に発展する国土構築、地方中小都市の生活圏域の形成について国土政策上の推進方策等を検討する。					166			
(2)	国土形成計画等に係る学官連携の推進(平成20年度)	372	43(31)	33(29)	21	国土計画の基礎となる調査・研究を充実させることにより、これを計画へ反映し、国土政策の推進を図る。					166			
(3)	災害に強い国土に向けたランドデザインの策定(平成25年度)	新25-52	-	-	126	国民の生命と財産を守るための国土強靱化を計画的に進めるため、国土強靱化担当大臣など関係大臣と協力して、今後の人口・社会・経済等を展望しつつ、国土のメンテナンスの視点から、国土の脆弱性や課題の把握、優先的に実施すべき施策とその効果等の検討を行い、国土と地域の将来ビジョンを踏まえた災害に強い国土に向けたランドデザインの策定を行う。					-	「災害に強い国土に向けたランドデザイン」の策定  本事業は、災害に強い国土に向けて、優先的かつ喫緊に解決すべき課題を具体的に検討し、それに向けて有効な施策を明らかにし、ランドデザインを策定するものであり、成果目標及び成果実績を明示的に示すことは困難な性質のものである。		

(4)	広域的地域間共助推進事業 (平成25年度)	新25-54	-	-	95	東日本大震災において、都市と農村の交流連携や姉妹都市・友好都市連携など、平時の地域活性化や地域振興を目的とした遠隔地との連携・交流の取組がきっかけとなり、災害時における被災地への迅速な支援活動に発展するなど、平時に構築した連携の枠組が有事の助け合いにおいて効果的に機能を発揮した事例が見られた。 このような取組を有効に機能させるためには、常日頃から連携する地域同士が「顔の見える関係」づくりを継続的に進めておくとともに、いざというときの手厚い支援に繋げるために、多様な階層が重層的な連携体制を構築することが重要である。 このため、地方公共団体、NPO等多様な主体が広域にわたる連携・支援関係を構築する新しい地域間連携(「広域的地域間共助」)の推進に向け、参考となる実施主体の取組を支援し、これら取組を通じて、課題の抽出と分析、効果的な共助のあり方や推進方策について検討を行う。	-	約10件程度の事例調査を実施
(5)	官民連携基盤整備推進調査費 (平成23年度)	366	445	727	457	地域の経済団体等の多様な主体が自治体と連携して策定する広域的な地域戦略に資する基盤整備事業について、基盤整備の構想段階から事業実施段階への円滑かつ速やかな移行を支援するため、事業化に向けた必要なデータ収集や概略設計等の検討に必要な経費を措置する。  配分先: 都道府県・市町村等(補助) 補助率: 補助1/2	-	調査実施箇所数
(6)	多様な主体の理解の促進 (平成18年度)	369	11	11	9	多様な主体の理解を促進するため、①地方の住民に対して計画の内容をわかりやすく周知する国土形成フォーラムの開催、②ホームページによる国土計画関係情報の提供、③国、地方公共団体の計画担当職員との意見交換や討論を行う国土計画研究会の開催、④社会経済状況の変化等に応じた計画推進施策などの有識者との意見交換を実施する。	-	・国土政策フォーラムの開催(2地域) ・国土計画研究会の開催(1回)  フォーラム・研究会の評価 (アンケート調査の結果で、良いと評価した参加者の割合(ともに80%以上))
(7)	国土形成計画等の進捗管理 (平成18年度)	370	96	90	81	国土形成計画(全国計画)の新しい国土像実現を目指して掲げられた5つの戦略的目標(①東アジアとの円滑な交流・連携、②持続可能な地域の形成、③災害に強いしなやかな国土の形成、④美しい国土の管理と継承、⑤「新たな公」を基軸とする地域づくり)の進捗度等について、戦略的目標や計画に記載されている施策毎に評価指標を設定し、各種データを収集・整理して計画の進捗状況のチェック(モニタリング)を実施する。 国土利用計画策定より概ね5年後の計画の総合的な点検のための調査を実施する。 各圏域の広域地方計画に定められている計画の実効性を高めるため、計画の進捗状況を把握するとともに、計画推進に当たっての課題とその解決方針に関する検討を行う。	-	国土形成計画(全国計画、広域地方計画)の進捗状況を管理するための指標を用いた計画のモニタリングを実施し、公表。  国土形成計画の進捗管理を行うものであり、本調査自体は定量的な成果指標を定めて実施するという性質のものではない。
(8)	国土形成計画等の基礎的・長期的検討 (平成18年度)	371	157	120	107	国土形成計画(全国計画)、国土利用計画(全国計画)が平成20年7月に閣議決定されたが、これらの計画は国土に関する総合的な計画であり、国は計画策定後も経済社会情勢の変化に的確に対応する必要がある。このため、関係府省、地方公共団体、国民一般とも共通の認識を形成することを見据えて、国土の課題分析、計画の基礎となる調査・研究などを実施する。	-	調査実施件数(7(見込み))
(9)	首都機能の移転に関する調査等 (昭和63年度)	376	29	14	13	国会においては、平成15年6月に超党派の「国会等の移転に関する政党間両院協議会」が設置され、検討がなされてきたところ、平成16年12月に「座長とりまとめ」がまとめられ、「今後は、政府その他の関係者の協力を得て、分散移転や防災、とりわけ危機管理機能(いわゆるバックアップ機能)の中核の優先移転などの考え方を深めるための調査、検討を行うこととする」とされた。このため、座長とりまとめに従い、政府として、分散移転や防災に関する分野を中心に調査を行い、国会での議論に協力するとともに、法第3条に従い、広く国民に首都機能の移転に関する適切な情報提供を行うための調査を行う。	-	調査実施件数(1(見込み))

(10)	広域地方政策の推進 (平成21年度)	378	107  (91)	62  (53)	25  -	各広域ブロックの国土や経済に関する状況をリアルタイムに把握し、機動的な政策立案等に反映させていくため、各地域が地域づくり施策を講ずる上で基礎となる情報の共有手段の構築を図る。 近年の社会情勢の変化を踏まえた二地域居住・地域間交流に関する国民の意識変化を把握・分析するとともに、二地域就労に取り組む企業及び自治体の実態調査を行い、その可能性に関する検討を行う。 東アジアにおける地域間連携の促進を図るため、現状を把握・整理するとともに、有識者からなる研究会を設置し、メリットのある連携分野、仕組み等に関して検討を実施。 地域の官民からなる連携主体(「官民連携主体」)が、地域の特性に応じた地域戦略の策定段階(シンク)から実施(ドゥ)に至るまで一貫して担うことを目的とし、協議会での戦略策定と事業の推進過程で生じた課題抽出と対策等について検証を行う。 これまでの東北圏広域地方計画の検証・点検作業により、現行計画に反映するべき課題として、広域的な機能分担を踏まえた地域間連携の推進、災害の記録と伝承、災害にも強い供給網の構築などが明らかとなったところである。このような課題を踏まえ、広域連携プロジェクトの取組の基礎となる調査や各プロジェクトに共通する課題に対する調査を優先的にを行い、広域地方計画が描く東北圏全体の復興と発展に向けた将来ビジョンの早期実現を図る。	-	調査実施件数  国土形成計画及びブロック毎の広域地方計画にも的確に対応していくため、目指すべき国土像を達成する上で必要となる地域支援策について、引き続き検討を行うものであり、定量的な活動指標を定めて実施するという性質のものではない。
(11)	むつ小川原開発推進調査 (平成13年度)	379	7  (7)	6  (6)	6  -	ITER(国際熱核融合実験炉)関連施設である国際核融合エネルギー研究センターの立地や、原子力等に関する研究機関の存在など、環境・エネルギー問題といった国際的な課題に対応し得る機能の集積が進みつつあるむつ小川原開発地区において、今後の開発の長期的な課題や展開可能性について検討するため、新しい潮流などの情報収集、事業の新たな展開のために必要な勉強会や先進地調査など、むつ小川原開発の円滑な推進を図る上で必要な調査を実施する。	-	むつ小川原地域の振興策を検討し、むつ小川原開発の円滑な推進を図ることを目的としており、検討結果である報告書を関係団体(青森県、六ヶ所村、経済産業省、文部科学省など15団体)に配布し、検討結果を周知した。  むつ小川原地域の振興策を検討し、むつ小川原開発の円滑な推進を図ることを目的としており、定量的な成果目標を定めて実施するという性質のものではない。
(12)	経済協力開発機構等拠出金 (平成9年度)	380	39  (39)	36  (36)	35  -	OECDへの拠出金は、地域開発政策委員会、特にその下部組織である地域指標作業部会の作業計画を踏まえたプロジェクトのうち、わが国の国土政策にとって有益となる調査研究・資料作成等に充てるため拠出するものである。具体的にはOECD諸国の地域パフォーマンス分析と競争優位診断や国別、地域別の国土政策のレビュー(対象国・地域の国土・地域開発の状況や国土・地域政策等についてOECD/TDPCの立場から評価を行い、改善方策等を提言するもの)がOECDにおいて実施されている。 UN-HABITATへの拠出は、そのアジア太平洋地域本部(福岡本部)が行うアジア諸都市と日本の企業や自治体があるアジア地域に適用可能なノウハウ、技術とのマッチング事業等のプロジェクトに充てるため拠出するものである。	-	OECD及びUN-HABITATのプロジェクト実施経費にかかる拠出金であり、活動指標及び活動実績(アウトプット)を定めて実施するという性質のものではない。  OECD及びUN-HABITATが実施するプロジェクトにかかる費用の一部を拠出するものであり、成果目標及び成果実績(アウトカム)を定めて実施するという性質のものではない。
(13)	国土政策に関する国際調査 (平成23年度)	381	31  (24)	29  (26)	23  -	諸外国における地域振興策の具体策についての整理・分析を行い、さらに収集した情報を基に各国の国土政策を整理したウェブサイト「各国の国土政策の概要」の情報更新、内容の充実等を行うことにより、国土政策の企画・立案・推進の向上に資する。 また、2012年9月にイタリア・ナポリにて開催される国連ハビタット世界都市フォーラムにおいてブースを設置し、東日本大震災からの復興まちづくりやわが国の都市の未来に係る取組に関する情報発信を行うとともに、各種ダイアログや各国のブースを視察し、国土政策に資する情報収集を行うにより、国土政策の企画・立案・推進の向上に資する。	-	調査実施件数 2件  本事業は、諸外国の国土政策の調査分析等を行い、問題点の解決策等をわが国の国土政策への反映を図るものであり、成果目標及び成果実績を明確に示すことは困難な性質のものである。
(14)	地域づくり・人づくり推進 (平成20年度)	382	123  (95)	107  (95)	67  -	多様な主体による地域づくり活動への資金の流れを生み出すために、コミュニティファンドの認定制度等による資金面での環境整備や、中間支援組織が行う経営支援等による非資金面での環境整備等、関係主体との連携を踏まえた地域内資金循環を支える仕組みを構築するための検討等を行う。	-	①「新たな公」による地域づくり活動進展(地方自治体を対象としたアンケート調査において、多様な民間主体の主体的な地域づくりへの参加が進んでいる」と回答した地方自治体の割合) 現状維持または増加 ②「新たな公」による地域づくり活動参加率(一般国民を対象としたアンケート調査において、「活動に参加している」と回答した一般国民の割合) 現状維持または増加
(15)	大都市戦略検討調査経費	384	-  -	150  (137)	83  -	我が国の大都市(首都圏・中部圏・近畿圏)は、都府県等の行政エリアを越えて人口や産業の集積が進んでいる地域であるが、社会経済情勢の変化とともに、国際競争力の相対的な低下、災害に対する脆弱性、都市環境の悪化、土地・空間利用の不整合など、国家的・広域的に取り組むべき課題が顕在化している。 一方、諸外国では、大都市の機能強化のため、国家的観点から大都市の戦略を策定・推進していることなど、「我が国の経済活動を牽引する成長エンジンとしての大都市圏の魅力を総合的に高めるとともに、国内外の投資、あるいは企業や人材を惹きつけるための政策を国家戦略として明確に位置づけることが必要である。」ことが国土審議会政策部会国土政策検討委員会の最終報告(平成23年2月14日)等においても指摘されている。 人口減少や高齢化について今後更なる進行が見込まれ、さらに東日本大震災の影響による国際競争力の低下が危惧される中、国の成長エンジンとなる大都市の機能を強化するため、大都市で顕在化している課題に関する調査を実施し、大都市における戦略の策定に反映させる。	-	調査実施件数 5件  大都市の成長に係る戦略の推進
(16)	国土数値情報の整備 (平成20年度)	374	296  (276)	279  (245)	215  -	国土の利用に関する総合的かつ基本的な政策及び計画の策定及び推進を行うため、国土数値情報を整備・更新するとともに、国土数値情報として整備するための効率的な情報収集手法及びデータ形式等を調査し、製品仕様書及び作業手順書を作成する。	関18	
(17)	国土数値情報等を利用・管理するシステムの拡充 (平成20年度)	375	49  (38)	46  (27)	42  -	国土情報分析し国土計画の企画立案業務に活用するため整備・提供している新国土数値情報利用・管理システム(NewISLAND)について、国土情報データベースへの統計データ等の追加等を行う。また、国土情報のインターネットを通じた一般国民向けの提供のため、国土に関する情報提供の充実及び国土数値情報等を簡単に閲覧することのできる国土情報ウェブマッピングシステムの機能拡充を図る。	関18	

(18)	総合交通体系整備推進費 (平成19年度)	362	14 (12)	12 (11)	14	地域におけるモビリティ確保に係る施策形成をサポートするための情報、ノウハウの提供等を行う。 また、総合交通体系の整備水準に係る指標・評価項目や目指すべき将来像・シナリオを整理したうえで、国民生活への影響や施策実施効果について評価を行い、将来的な国土形成に必要となる総合的な交通体系の整備のあり方を検討する。 さらに、国及び地方公共団体の総合交通政策担当者による連絡会議を開催し、総合的な交通基盤整備に関する情報共有等を行う。	-	
(19)	総合的な交通体系の効果的な整備の推進	新25-51	- -	- -	40 -	全国規模の幹線交通における旅客流動について、刻々と変化する現状を的確かつ網羅的に捉え、流動量、旅客属性等を明らかにする手法を検討し、データを集計・分析する。また、交通サービス水準を定量的に把握する分析ツールを整備・管理するとともに、旅客流動と交通サービス水準との関係についての時系列分析、国際比較等を通じて、我が国の総合的な交通体系の現状や動向を把握し、今後の政策課題を明らかにし、対処方針等について検討する。加えて、取りまとめた情報や分析ツールを関係行政機関、交通事業者などへ提供することで、各関係主体における効率的かつ効果的な取組を促進し、総合的な交通体系の整備を推進する。	-	
(20)	ユニバーサル社会に対応した高齢者、障がい者等の歩行者移動支援の推進 (平成23年度)	365	70 (68)	59 (55)	60	①高齢者・障害者等が移動に際して必要な情報を精度良く入手できる環境整備として、多様な位置特定技術や歩行空間ネットワークデータを利用した歩行者移動支援サービスの普及促進に向けた取組を行う。 ②歩行者移動支援に関する技術の国内共通化に向けた取組を行うとともに、将来的な国際標準化に向けた取組を継続する。行政機関、学識経験者等から成る「ICTを活用した歩行者移動支援に関する勉強会」を開催・運営し、更なる普及展開に向けた方向性等について議論を行う。 ③段差の有無等のバリア情報を含む歩行空間ネットワークデータの簡易な方法による計測の可能性の検討等、普及促進に向けた環境整備を行う。	-	

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-38)

施策目標		38 国土の位置・形状を定めるための調査及び地理空間情報の整備・活用を推進する					担当部署名	国土地理院			作成責任者名	総務部政策調整室長 大塚 義則			
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土の管理、災害・危機管理対応や、国民生活の利便性の向上、地域及び産業の活性化のためには、地理空間情報を整備・更新するとともに、その高度な活用を推進する。					施策目標の評価結果	おおむね順調である		政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度								
168	電子基準点の観測データの欠測率	0.43%	平成22年度	0.37%	0.42%	0.43%	0.61%	0.47%	A-2	0.5%未満	毎年度	電子基準点の観測データは、国土の位置・形状を把握するための基本測量、公共測量をはじめ多種多様な測量や測位に利用される他、防災の観点から地殻変動監視にも利用されているなど我が国においてはもはや欠くことのできないものとなっている。さらに国内外を問わず、地球観測等に携わる多くの研究者が利用しているなど、多くのユーザーが存在する電子基準点の観測データを、今後とも安定して取得し提供するための指標とした。 電子基準点の観測データに欠測を生じる主な原因は、GNSS受信機・電源部の老朽化や通信・電気系統関係のトラブル等である。そのため、耐用年数を考慮したGNSS受信機・電源部の更新と共にGNSS受信機と通信装置への無停電(24時間または72時間対応)対策を講じてトラブルを最小限にし、データの欠測率を上げないように努めてきた。今後も欠測率を上げないことが重要であることから目標値を設定した。			
169	地理空間情報ライブラリーの運用(国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー利用数)	0件	平成23年度	-	-	-	0件	145件	N-2	24,000件	平成26年度	地理空間情報ライブラリーには、台帳付図、地図、空中写真等の地理空間情報が登録され、災害対策の策定及び被災後の対応に活用することができる。これら様々な目的で利活用が可能な地理空間情報の流通を促進し、共用・活用を進めることが地理空間情報ライブラリーの目的としている。また、国・地方公共団体で共用が進むことにより、重複・類似した新たな情報整備が不用となり行政コストの低減に繋がる。 国・地方公共団体の地理空間情報ライブラリー利用数を見ることにより、国・地方公共団体での地理空間情報の活用状況を検証できることから利用数を目標として設定した。また、目標値は、国の機関・各地方公共団体が毎月、地理空間情報に関して利用することを目標として設定した。目標年度は、H24年度は情報の登録・蓄積、H25年度は地理空間情報ライブラリーの普及を進めることとし、3年目のH26年度とした。			
達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要			関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)						
(1)	地理空間情報の活用の推進に係る総合的課題に関する検討(平成20年度)	385	71 (71)	69 (68)	69	政府の地理空間情報の活用の推進に関する政策のうち、地理情報システムに関する部分をとりまとめる事務局として、地理空間情報の活用の推進に関する基本的な課題について調査・検討を行い、基本計画の推進状況の把握および基本的な政策の立案につなげる。			169						
(2)	位置参照情報の整備(平成21年度)	386	50 (39)	48 (42)	43	位置参照情報とは、全国の住所とその地点の緯度経度とを対応させた、地図と住所をつなぐ基礎情報である。平成24年7月1日から平成25年6月30日までに地名及び街区形状等の変更があった箇所について更新作業を実施する。			169						
(3)	GISポータルサイトの運用等(平成20年度)	387	50 (40)	45 (43)	40	地理空間情報の活用の推進に係る各種情報をワンストップで閲覧可能な、政府のGISポータルサイトである「GISポータルサイト」及び同サイトにおけるサービスを提供するシステムを運用する。			169						
(4)	産学官連携による地理空間情報高度活用の推進(平成20年度)	388	100 (100)	85 (81)	69	国、地方公共団体、関係事業者及び大学等の研究機関が相互に連携を図りながら協力することにより、地理空間情報の活用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講じる。			169						
(5)	基盤地図情報整備経費(平成19年度)	389	1,735 (1,673)	1,237 (962)	1,228	都市再生等、各種施策を円滑に推進するには、都市域をはじめとした現況に関する正確な情報の取得が不可欠であり、国、地方公共団体等、様々な整備主体が作成した大縮尺地図データ等を編集処理し、地理空間情報の基盤となる基盤地図情報を効率的に更新する。			168 169						
(6)	基本測地基準点測量経費(明治16年度)	390	1,071 (1,017)	1,095 (1,034)	1,021	VLBI測量、三角点・水準点等の測量、験潮及び電子基準点測量を継続して実施することにより、我が国の位置の基準の高度化を図るとともに、地盤の変動を広域的に監視し、地殻の水平歪みの蓄積、隆起、沈降及び密度変化を定量的に把握することにより、地震調査研究に資する。			168 169						
(7)	基本図測量経費(昭和28年度)	391	521 (478)	432 (400)	407	我が国の領土の明示・国土の管理及び地理空間情報高度活用社会の推進に資することを目的として、デジタル空中写真の撮影及び地図と重なる空中写真(オルソ画像)を整備するとともに、オルソ画像・基盤地図情報等を活用して基本図を更新する。また、空中写真撮影が困難な地域については、人工衛星画像から領土全体の基本図を整備・更新する。			168 169						

(8)	電子国土推進経費 (平成16年度)	392	142 (127)	89 (81)	139	インターネットを利用して地理空間情報を発信し、「いつでも、どこでも、だれでも」地理空間情報を利用できる環境を整え「電子国土」の安定・持続的な展開を図る。また、測量新技術に対応した公共測量行政の推進を図る。	168 169
(9)	基本地理調査経費 (平成20年度)	393	23 (16)	18 (15)	13	土地利用をはじめとした基礎的な基本地理情報を電子国土基本図に整合させ、全国の植生データ、都市域の土地利用データを時系列に整備する。また、湖沼湿原とその周辺域について湖沼湿原調査を実施し、湖沼湿原データを作成する。さらに、国土地理院が保有する土地条件図等の地理情報を、GISで使用可能な数値情報として整備する。	168 169
(10)	地球地図整備等経費 (平成20年度)	394	45 (38)	38 (38)	31	地球環境問題の解明等に資する全球的基盤地理情報としての地球地図を、我が国が中心になって各国の地図作成機関との国際協働により整備する。	168 169
(11)	電子政府等業務効率化推進経費 (平成16年度)	395	102 (94)	97 (93)	51	電子政府の実現に向けた取組みを推進するため導入したシステム等について、必要な維持管理・運営を行うとともに、公共測量の指導・調整をはじめとした各種業務等の改善を実施し、業務の効率化を推進する。	168 169
(12)	地理空間情報ライブラリー推進経費 (平成24年度)	396	— —	281 (261)	269	国土地理院が保有する過去からの地図、空中写真等の基本測量成果及び国・地方公共団体が整備した図面等の公共測量成果を登録し蓄積し、インターネットを通じて統合的に検索・入手・利用できる地理空間情報ライブラリーを運用する。地理空間情報ライブラリーでは、国土地理院の地図、空中写真に限らず、様々な機関が整備した地理空間情報を検索することができる。	169
(13)	災害復興計画基図の更新(東日本大震災関連) (平成23年度)	復興庁172	3,586 (2,749)	506 (187)	261	災害に強い地域づくりのための災害復旧・復興事業の企画及び計画の円滑な実施を支援する施策として、国、地方公共団体等が共通に使用できる災害復興計画基図を現況に即したものに更新し、効果的かつ効率的な復旧・復興事業の推進に寄与する。	168 169

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-39)

施策目標		39 離島等の振興を図る						担当部局名	国土政策局		作成責任者名	離島振興課(課長 吉田 幸三) 特別地域振興官(特別地域振興官 岡野 充弥)		
施策目標の概要及び達成すべき目標		我が国の領域、排他的経済水域等の保全、海洋資源の利用、多様な文化の継承、自然環境の保全等に重要な役割を担っている離島等について、産業基盤及び生活環境等に関する地域格差の是正を図るとともに、離島等の地理的及び自然的特性を生かした創意工夫ある自立的発展を図ることで、居住する者のない離島の増加及び離島における人口の著しい減少の防止並びに離島における定住の促進を図る。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備	政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
170	離島等の総人口 ①離島地域の総人口	394千人 平成22年度	409,162人	402,333人	394,653人	集計中	集計中	A-2	353千人以上	平成27年度	著しい人口高齢化、少子化、自然的・地理的条件不利下にあり厳しい状況に置かれている同地域の振興を図ることにより、これまでの人口の減少率悪化傾向を抑制するべく、離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口を目標として用いることとし、目標値以上の人口(住民基本台帳ベースの人口)となることを目標とした。 離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の総人口(住民基本台帳ベース)の平成20年度末～22年度末にかけての3ヶ年の平均増減率を、22年度末人口に乗ずることにより23年度末値を推計。以後、同様に、増減率を乗ずることにより翌々年度以降の人口を推計し、目標年次の27年度末人口を推計。同方法による推計人口は、離島地域におけるこれまでのトレンドを踏襲したものであり、今後は日本全体の人口減少が継続することからその影響を考慮する必要があるため、前述の方法により求めた平成27年度人口推計値に、「平成22年国勢調査」における各年人口推計値の22年～27年までの減少率を掛けることにより、最終的な下限目標値となる平成27年度末人口を求める。なお、最終目標値は、今後公表される「平成27年国勢調査」における全国人口減少率、国内全体の社会的・経済的要因、政策等を考慮して評価する。			
170	離島等の総人口 ②奄美群島の総人口	122千人 平成20年度	122,039人	120,869人	119,503人	118,082人	116,908人	A-2	114千人以上	平成25年度	地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島においては、振興開発により住民の生活の安定及び福祉の向上を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、奄美群島振興開発施策の根拠となる奄美群島振興開発特別措置表が平成25年度末で期限切れとなることから、当該目標設定時期を平成25年度末とした。初期値については、平成20年度末の実績値を表記している。目標値の考え方は、奄美群島における総人口の減少傾向の悪化を抑制することを目標とすることから、群島内の総人口の過去5ヶ年(平成16～20年度)の平均減少率を算出した上で、それをもとに平成25年度末人口を推計し、目標値とした。			
170	離島等の総人口 ③小笠原村の総人口	2.3千人 平成20年度	2,387人	2,417人	2,397人	2,529人	2,509人	A-2	2.5千人以上	平成25年度	地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島においては、振興開発により島民の生活の安定及び福祉の向上、また、自然環境の保全や文化の継承を図り自立的発展に結びつけることが必要であり、その達成度を定量的かつ端的に示す指標として人口を用いることとした。 目標値の設定時期は、小笠原諸島振興開発施策の根拠となる小笠原諸島振興開発特別措置法の期限である平成25年度末とする。 法第4条の規定により定められた小笠原諸島振興開発計画に掲げられている目標人口(短期滞在者を除く)2,500人を目標値とする。			
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要				関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		25年度行政事業レビュー事業番号	23年度(百万円)	24年度(百万円)										
1	離島振興事業(公共事業) (昭和28年度)	397	34,916 (41,342)	54,604 (31,025)	離島振興計画の着実な推進を図るため、地域の要望を十分に踏まえつつ、離島における「交通基盤」、「産業基盤」、「生活環境」、「国土保全・防災対策」の重点的な整備を実施する。				170	各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定  離島地域の総人口				
2	離島振興事業(東日本大震災関連) (平成23年度)	398-1	1,741 (32)	1,777 (2,631)	離島振興法に基づく離島振興対策実施地域において、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、全国的に緊急に実施する必要性が高く、即効性のある防災、減災等に資する施設等を整備することで、災害に強く安全・安心な離島づくりを推進し、離島の自立的発展を図る。				170	各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定  離島地域の総人口				

3	離島地域の振興に必要な経費 (昭和55年度)	401	50 (49)	53 (48)	33	離島の個性や自主性を生かし、国民の価値観の多様化に対応した今後の離島振興方策のあり方について、様々な角度から検討を行う。また、離島の創意工夫を基に、地域固有の資源を活かした島づくりへのソフト面での支援を積極的に展開し、地域内外の交流やUJターン者の増加、雇用の維持・創出も含めた離島地域の活性化に資する。	170	事業の件数(3件)  離島地域の総人口
4	離島振興特別事業に必要な経費 (離島流通効率化事業費補助金) (平成24年度)	405	-	500 (180)	250	離島の定住促進に資するため、生活物資等の移入や生產品の移出について、流通の効率化に効果のある施設の整備や機材の導入を行う。	170	事業の実施団体数(10団体)  離島地域の総人口
5	離島振興特別事業に必要な経費 (離島活性化交付金) (平成25年度)	新25-55	-	-	1,000	離島における地域活性化を推進し、定住の促進を図るため、平成25年度より離島活性化交付金を新たに創設し、海上輸送費の軽減等戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進、安全・安心な定住条件の整備強化等の取組を支援する。	170	事業の実施団体数  離島地域の総人口
6	奄美群島振興開発事業 (昭和29年)	399	13,335 (15,071)	16,683 (12,506)	19,172 -	地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える奄美群島において、奄美群島振興開発特別措置法に基づき、奄美群島の自立的発展を図るため、鹿児島県が策定している振興開発計画に基づいた事業の実施に要する経費の一部補助等を実施。	170	・各省の所管部局において、個別の事業単位毎に活動指標を設定 ・事業実施箇所  奄美群島の総人口
7	奄美群島の工業用機械等に係る割増償却制度(所得税・法人税) (平成10年度)	-	-	-	-	離島振興対策実施地域に類する地区として奄美群島における、製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報通信サービス等の用に供する設備に係る割引償却制度。	170	適用件数(7件)
8	小笠原諸島振興開発事業 (昭和44年度)	403	1,379 (1,283)	1,983 (890)	988 -	地理的、自然的、社会的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱える小笠原諸島において、小笠原諸島振興開発特別措置法に基づき、小笠原群島の振興開発を図るため、東京都が策定している振興開発計画に基づいた事業の実施に要する経費の一部補助等を実施。	170	事業の件数  小笠原村の総人口

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-40)

施策目標		40 北海道総合開発を推進する						担当部局名	北海道局		作成責任者名	参事官 桜田 昌之						
施策目標の概要及び達成すべき目標		北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、「アジアに輝く北の拠点」、「森と水の豊かな北の大地」、「地域力のある北の広域分散型社会」を戦略的目標として掲げ、多様な主体の連携・協働によって、効果的に「新たな北海道総合開発計画」を推進する。						施策目標の評価結果	おおむね順調である		政策体系上の位置付け	10 国土の総合的な利用、整備及び保全、国土に関する情報の整備		政策評価実施予定時期	平成26年7月			
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等							
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度											
171	農業基盤整備の事業完了地区における担い手への農地の利用集積率の増加	-	-	14.6%	13.8%	10.7%	12.6%	10.0%	A-2	毎年度の事業完了地区の利用集積率が7%以上上昇	平成27年度	北海道では、「北海道農業経営基盤強化促進基本方針」(平成23年3月策定)において、将来的には担い手への農地の利用集積率を約7%上回る程度の水準を目標としている。 こうしたことから、現状では農地の集積が一般的な地域に比べ低調な事業実施地区においても、施策の実施による農業構造改革の進展を意欲的に見込み、北海道全体の目標と同程度の上昇幅を目標として設定する。 なお、本指標は、当該年度に事業が完了する地区における、各地区の事業着手前の農地の利用集積率(基準値)に対する上昇ポイント为目标値としており、対象となる地区が毎年度異なることから、基準値も毎年度異なる。このため、初期値(基準値)は明示していない。						
172	北海道における水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理対策の下で出荷される水産物取扱量の割合	20%	平成21年度	-	20%	21%	23%	26%	B-2	48%	平成28年度	漁港・漁場・漁村の整備の長期的な方向性を示す第3次漁港漁場整備長期計画(平成24年3月閣議決定、計画期間:平成24~28年度)においては、水産物の流通拠点となる漁港で取り扱われる水産物のうち、高度な衛生管理下で出荷される水産物の割合を、29%(平成21年度)から概ね70%に向上させることを目標としている。 北海道においては、初期値が全国29%に対し北海道が20%と差があり、全国の伸び率(21年度~28年度:2.4倍)と同程度の伸び率を目指すこととする。						
173	道外からの観光入込客数のうち外国人の数	51万人(46.4%)	平成17年度	69万人(62.7%)	68万人(61.8%)	74万人(67.3%)	57万人(51.8%)	集計中	B-1	110万人(100%)	平成24年度	平成20年度を初年度とする「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」(平成20年7月閣議決定)の主要施策のうち、国際競争力の高い魅力ある観光地づくりに向けた観光の振興の進捗状況を示す一般的な指標として設定。 北海道が平成20年3月に策定した「北海道観光のくにづくり行動計画」及び「北海道外来客来訪促進計画」においては過去の来道外国人観光入込客数の実績値等から同様の目標が設定されている。						
174	育成林であり水土保全林である森林のうち機能が良好に保たれている森林の割合	65.3%	平成20年度	65.3%	64.9%	65.8%	66.7%	66.8%	B-1	73.3%	平成25年度	森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るためには、森林の適切な整備・保全を図ることが重要である。この成果を把握するため、森林の整備・保全が計画的に実施された場合に、機能が良好に保たれている森林の割合を目標値として設定する。 具体的には、森林整備事業及び治山事業の事業計画である「森林整備保全事業計画」(平成21年4月24日閣議決定、計画期間:平成21年度より5カ年)において、育成途中の水土保全林のうち土壌を保持する能力や水を育む能力が良好に保たれていると考えられる森林の割合を、平成25年度までの5年間に71%から79%に維持向上させることが設定されている。北海道の育成林においても毎年同程度の水準の森林整備の実施を確保することが必要であることから、同程度の上昇率を目標値として設定する。						
175	アイヌの伝統等に関する普及啓発活動(講演会の延べ参加者数)	22,867人	平成19年度	24,262人	26,002人	27,778人	29,441人	31,091人	A-2	31,000人	平成24年度	アイヌ文化振興法は、アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する普及啓発の施策を推進することにより、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を図り、あわせて我が国の多様な文化の発展に寄与することを目的としている。同法に基づき、公益財団法人アイヌ文化振興・研究推進機構がアイヌの伝統や文化をテーマとした講演会を実施している。当該講演会は、平成10年度から全国各地で実施しているものであるが、広く一般国民に普及させるためには、今後も継続的に行うことが重要である。以上の理由から、「講演会の延べ参加者数」をアイヌの伝統等に関する知識の普及啓発の業績指標として設定する。目標値は、過去5年間の講演会参加者数の年平均値を算出し、目標年度までの5か年分を延べ人数に累計し設定している。						
176	北方領土隣接地域振興指標(一人当たり主要生産額)	3.10百万円/人	平成17年度	3.449百万円/人	3.452百万円/人	3.418百万円/人	3.721百万円/人	集計中	A-2	3.10百万円/人以上	平成24年度	北方領土隣接地域における産業の振興及び交流の推進に係る施策を推進し、地域の振興及び住民の生活の安定の充実を図ることを目標としており、地域の振興の進捗状況を示すのに施策の対象となる主要産業の人口一人当たりの生産額を指標として設定する。目標値は、北方領土隣接地域振興等事業推進費補助金を創設した翌年度の平成17年度の人口一人当たりの生産額以上とした。						

達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要	関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)
		23年度 (百万円)	24年度 (百万円)				
(1) 北海道特定特別総合開発事業 推進費等 (平成13年度)	407	8,625 (8,537)	8,010 (7,946)	6,491	複数の事業分野に関わる横断的な政策課題等に対して機動的・重点的な予算措置を講じることなどにより、北海道総合開発計画の推進を図る。	171 173 174	北海道特定特別総合開発事業推進費は基幹的な事業が毎年変わるため定量的な成果目標は設定できない。  北海道特定地域連携事業推進費は事業を実施するうえで多数の成果目標及びアウトカムを設定している。
(2) 北海道開発事業 (昭和26年度)	408	422,506 (417,640)	382,688 (380,381)	669,310	北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献していくとともに、地域の活力ある発展を図るため、北海道開発法に基づき策定された北海道総合開発計画(現行計画は平成20年7月4日閣議決定の「地球環境時代を先導する新たな北海道総合開発計画」)の具体化に資する所要の公共事業(治水、治山、海岸、道路、港湾、空港、水道、廃棄物、公園、農業農村整備、森林整備、水産基盤整備、農山漁村地域整備、社会資本総合整備に係る事業)を実施する。	171 172 173 174	各事業担当部局及び各事業所管省庁において個別の事業単位毎に活動指標を設定  各事業担当部局及び各事業所管省庁において個別の事業単位毎に成果目標を設定
(3) 北海道開発事業(東日本大震災 関連) (昭和26年度(平成23年度))	409	9,742 (9,481)	39,391 (39,276)	2,259	北海道の資源・特性を活かして我が国が直面する課題の解決に貢献し、地域の活力ある発展を図るとともに、「東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、全国的に緊急に実施する必要性が高く即効性のある防災、減災等に資する事業を実施することで、北海道総合開発計画の推進を図る。	171 172 173 174	各事業担当部局及び各事業所管省庁において個別の事業単位毎に活動指標を設定  各事業担当部局及び各事業所管省庁において個別の事業単位毎に成果目標を設定
(4) 北海道開発計画調査等経費 (昭和26年度)	410	163 (74)	161 (104)	132	関係行政機関による連絡会議等を開催するとともに、北海道の経済社会動向の把握、計画のフォローアップ、計画の主要施策の推進に向けた基礎的な調査及び北方領土地域の現況等の把握を実施する。	173	-  -
(5) 北方領土隣接地域振興等経費 (北方領土隣接地域振興等事 業推進費補助金) (平成16年度)	411	100 (96)	100 (96)	100	「北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定に関する計画」に基づき、北方領土隣接地域(根室市、別海町、中標津町、標津町及び羅臼町の1市4町)が行う、北方領土問題が未解決であることに起因する地域産業の課題に対応した産業振興事業、北方領土問題の啓発又は四島交流の支援に資する交流推進事業への補助を行う。	176	-  -
(6) アイヌの伝統等普及啓発等に 必要な経費 (平成9年度)	412	124 (102)	125 (107)	124	アイヌ文化振興法に基づき指定された(公財)アイヌ文化振興・研究推進機構(以下「アイヌ文化財団」という。)が実施する、アイヌの伝統等に関する普及啓発(公共施設における普及啓発、広報情報発信、小中学生向け副読本の作成・配布、幼児向け絵本の作成・配布、講演会・セミナーの開催等)、アイヌの伝統的生活空間の再生(伝統的家屋等の復元、自然素材の育成、体験交流活動等)等に要する経費の補助等を行う。	175	-  -

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-④)

施策目標		41 技術研究開発を推進する				担当部局名	大臣官房技術調査課 総合政策局技術政策課			作成責任者名	技術調査課長 田村 秀夫 技術政策課長 吉田 正彦		
施策目標の概要及び達成すべき目標		技術研究開発の成果をタイムリーに社会に還元していくため、目標を適切に設定し、それに基づいて技術研究開発を効果的・効率的に推進する。				施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進		政策評価実施予定時期	平成26年7月
業績指標等	初期値	目標値 設定年度	実績値				評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
			20年度	21年度	22年度	23年度							
177	目標を達成した技術研究開発課題の割合	-	-	-	-	-	95.7%	87.2%	A-2	80%	毎年度	技術研究開発課題の成果をタイムリーに社会に還元していくためには、目標を適切に設定し、効果的・効率的に実施することが重要である。この観点から、当該年度に事後評価を実施した技術研究開発課題のうち、目標を達成した技術研究開発課題の割合を業績指標として設定し、平成23年度以降毎年度、80%以上達成することを目標とした。実績値の算定にあたっては、外部評価にて個別研究開発課題ごとに「目標を十分達成した」、「概ね目標を達成した」、「あまり目標を達成できなかった」、「目標を達成できなかった」の4段階で評価し、そのうち「目標を十分達成した」または「概ね目標を達成した」ものを「目標を達成した」とする。	
達成手段 (開始年度)	25年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)	25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要				関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)			
(1)	地震動情報の高度化に対応した建築物の耐震性能評価技術の開発 (平成22年度)	0415	90 (89)	97 (95)	30	近年の地震工学の進展により、地盤特性ごとに高い精度で地震動が把握・予測されるようになったが、それらの測定値のなかには現行の設計基準を上回るものもあることから、今後30年以内にほぼ確実に起こるとされる海溝型巨大地震(宮城県沖、南関東、東海、東南海、南海地震)に効率的に対応するため、最新の地震学的知見に基づき、地盤特性に応じた建築物の耐震性能評価技術を開発する。				177	-		
(2)	高度な国土管理のための複数の衛星測位システム(マルチGNSS)による高精度測位技術の開発	0416	100 (95)	100 (95)	120	従来のGPSでは困難であったビル街等をでの高精度な測量等を常時実現するなど、複数の衛星測位システム(マルチGNSS)を統合的に利用して測量等を行う技術の開発及び標準化を行い、短時間で高精度の位置情報の取得を可能にする。				177	-		
(3)	中古住宅流通促進・ストック再生に向けた既存住宅等の性能評価技術の開発 (平成23年度)	0417	68 (63)	72 (72)	121	性能が明らかでない既存住宅等について、図面等が無い場合においても構造・材料等を容易に把握し、その性能を効率的に評価する技術を開発する。研究成果を現況検査基準等の見直しに反映することにより、設計図面等の住宅情報が整備され、性能が明かな既存住宅等のストック拡大を促し、適切な情報を備えた中古住宅として流通する市場環境を整備し、「2020年までに、中古住宅流通市場やリフォーム市場の規模を倍増させる」政策目標に資する。				177	-		
(4)	災害拠点建築物の機能継続技術の開発 (平成25年度)	新25-56	-	-	90	東日本大震災や本年発生した竜巻による被害を踏まえ、今後発生することが想定されている南海トラフ巨大地震や首都直下型地震等の災害に対して建築物が防災拠点としての機能を維持するために配慮すべき設計技術水準を提案し、地方公共団体等の公的施設および民間拠点ビルに対して震災後の継続使用性能を評価する防災拠点設計ガイドラインを策定する。さらに、津波外力に対する高度な設計技術については特別な調査研究に基づく方法として従来の設計基準類に反映させる。				177	-		
(5)	電力依存度低減に資する建築物の評価・設計技術の開発 (平成25年度)	新25-57	-	-	60	本研究では、住宅を含む建築物の設備システム、躯体構造の工夫、特殊建材の導入など各種要素技術を総合して建築物の電力消費のピーク対策への効果を検証することにより、ピーク対策のための電力依存度の評価技術及びそれを最適化するための革新的な設計システムの開発を行う。				177	-		
(6)	社会資本等の維持管理効率化・高度化のための情報蓄積・利活用技術の開発 (平成25年度)	新25-58	-	-	80	住宅・社会資本の効率的かつ高度な維持管理の実現に向けて、必要な施設情報の収集・蓄積及び利活用に関わる技術・方策を検討し、マニュアル及びプロトタイプシステム等としてその成果を取りまとめて普及を図ることにより、施設修繕工事等の調達の不調・不滞を回避するとともに、施設情報の欠如に起因する非効率な施設維持管理の現状を打破し、安全面や環境面でも優れた戦略的な施設の維持管理を実現させる。				177	-		
(7)	建設技術の研究開発等共通経費 (平成18年度)	0418	85 (80)	35 (31)	35	「総合技術開発プロジェクト」等の研究開発を効率的・効果的に実施するため、共通的な予算として計上し機動的に執行することにより、迅速かつ円滑な技術研究開発の推進を図る。				-	-		
(8)	研究開発の評価等経費 (平成10年度)	0419	8 (5)	9 (5)	8	技術研究開発の課題の適切な設定、研究計画の見直し、研究開発終了後の成果の社会への波及効果等の評価のため、「建設技術研究開発助成制度」及び「総合技術開発プロジェクト」の研究課題について、外部の学識者から構成される評価委員会により評価する。もって、技術研究開発課題の効率的・効果的な実施を図る。				-	各年度の評価課題数:-		
(9)	建設技術の研究開発助成経費 (平成13年度)	0420	250 (247)	270 (273)	283	建設技術の高度化および国際競争力の強化、国土交通省が実施する研究開発の一層の推進等に資する技術研究開発に関する提案を大学、民間企業等の研究者から広く公募し、優秀な提案に対し助成する「競争的資金制度」により、広範な領域における建設分野の技術革新を可能とする環境を整備する。もって研究開発の成果による効率的・効果的な住宅・社会資本整備が推進されることを目的とする。				177	-		
(10)	鉄道技術開発 (昭和62年度)	0429	927 (916)	646 (591)	594	鉄道技術の開発を促進し技術水準の向上を図ることを目的とし、超電導リニアをはじめとした先端技術の鉄道分野への応用のほか、鉄道の安全水準、環境性能の向上に関する基礎的な技術開発に補助を行う。				177	-		

(11)	浮体式洋上風力発電施設の安全性に関する研究開発 (平成23年度)	新25-60	134 (6)	47 (172)	33	本施策では、台風、地震等我が固有の状況を踏まえて、浮体式洋上風力発電施設特有の技術的課題について検討を行い、関係省庁等と連携して安全ガイドラインにまとめ、我が国における浮体式洋上風力発電施設の普及に向けた安全面の環境整備を行う。 また、浮体式洋上風力発電施設に係る国際標準化作業がIEC(国際電気標準会議)において進められているところ、技術的検討の成果を踏まえつつ、我が国の産業の強みを発揮できる国際標準となるよう戦略的に対応する。	177	- -
(12)	独立行政法人土木研究所(運営費交付金) (平成13年度)	0422	8,540 (8,540)	8,151 (8,151)	8,101	土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資する。	-	実施研究課題数:264課題 現場に適用された土木研究所研究開発技術数:-
(13)	独立行政法人土木研究所(施設整備) (平成13年度)	0423	482 (455)	458 (385)	458	「土木技術に関する調査、試験、研究及び開発等を土木研究所に行わせ、土木技術の向上を図り、もって良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資することを目的とする。」という目的を達成するため、土木研究所の研究施設及び老朽化した施設の整備を図る。	-	土木研究所が整備した施設数:9件 -
(14)	独立行政法人建築研究所(運営費交付金) (平成13年度)	0424	1,745 (1,745)	1,664 (1,664)	1,692	住宅・一般建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ、調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導及び成果の普及等を行うことにより、国民生活の安全・安心の確保、健康・快適で持続可能な社会づくりに貢献する。	-	実施研究課題数:40課題程度 建築研究所が作成に参画した主な国の技術基準数:-
(15)	独立行政法人建築研究所(施設整備) (平成13年度)	0425	96 (43)	91 (142)	86	『住宅・一般建築・都市に関する耐震、火災安全、省エネルギー、環境配慮、居住性向上等の技術について、行政と連携を図りつつ、調査、試験、研究及び開発並びに技術の指導及び成果の普及等を行うことにより、国民生活の安全・安心の確保、健康・快適で持続可能な社会づくりに貢献することを目的としている。』という目的を達成するため、業務を効率的かつ円滑に実施するために必要な施設・設備の整備及び更新を行う。	-	建築研究所が整備した施設数:1棟 建築研究所が作成に参画した主な国の技術基準数:-
(16)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構運営費交付金 (平成15年度)	0426	252 (252)	228 (228)	225	(独)鉄道・運輸機構が行う鉄道整備に対する助成関係業務の処理及び高度船舶技術開発等業務の処理に必要な財政措置を講ずる。	-	- -
(17)	(独)交通安全環境研究所運営費交付金(一般勘定) (平成13年度)	0430	854 (854)	753 (753)	706	運輸技術のうち陸上運送等に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保を図るための調査、研究及び開発等を遂行させる。	-	基準の策定等に資する検討課題等の提案件数:20件 基準の策定等に資する検討会への参画、調査、研究等を実施する基準化予定項目の件数:8件
(18)	(独)交通安全環境研究所施設整備費(一般勘定) (平成13年度)	0431	46 (115)	231 (44)	45	運輸技術のうち陸上運送等に関する安全の確保、環境の保全及び燃料資源の有効な利用の確保等に資する調査、研究及び開発等を遂行させるための施設等を整備する。	-	整備実施件数:1件 -
(19)	(独)海上技術安全研究所運営費交付金 (平成13年度)	0433	2,795 (2,795)	2,544 (2,544)	2,570	船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する研究開発等を行う。具体的には、①総合的・合理的な安全規制構築のための研究等、海上輸送の安全の確保に係る研究開発、②環境対策の強化・高度化のための研究等、海洋環境の保全に係る研究開発、③海洋資源・空間の利活用の推進のための研究等、海洋の開発に関する研究開発、④少子高齢化の進展などの社会環境・構造の変化に対応した新たな海上交通輸送システムの構築のための研究等、海上輸送の高度化に関する研究開発等を実施。	-	事業規模(収入支出決算報告書の収入額) 国際海事機関への提案文書数:20件 所外発表の実施:312件 特許・プログラム等の知的財産所有権の出願:49件
(20)	(独)海上技術安全研究所施設整備補助金 (平成24年度)	0434	- -	95 (3)	108	海上輸送の安全確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資するために、独立行政法人海上技術安全研究所における船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に係る技術に関する調査、研究及び開発を行うための施設の整備に必要な経費を補助する。	-	- -
(21)	(独)港湾空港技術研究所運営費交付金(平成13年度)	0436	1,248 (1,248)	1,276 (1,276)	1,174	独立行政法人港湾空港技術研究所法に基づき、平成13年4月1日に設置された独立行政法人港湾空港技術研究所が国土交通大臣の指示した平成18年4月1日から平成23年3月31日までの第2期中期目標および平成23年4月1日から平成28年3月31日までの第3期中期目標を達成するための中期計画に沿って運営を行うために必要な経費に充当するものである。	-	港空研報告・港空研資料の刊行 4回、査読付き論文の発表数 120編 港湾空港技術研究所が作成に参画した国等の技術基準数:-
(22)	(独)港湾空港技術研究所施設整備補助金(平成13年度)	0437	968 (149)	149 (918)	155	独立行政法人港湾空港技術研究所法に基づき、平成13年4月1日に設置された独立行政法人港湾空港技術研究所が国土交通大臣の指示した平成18年4月1日から平成23年3月31日までの第2期中期目標および平成23年4月1日から平成28年3月31日までの第3期中期目標を達成するための中期計画に沿って研究等を行うために必要な施設整備を行うものである。	-	- -
(23)	(独)電子航法研究所(運営費交付金) (平成13年度)	0438	1,499 (1,499)	1,397 (1,397)	1,395	航空交通の安全の確保とその円滑を図るため、航空交通管理手法の開発や、航空機の通信・航法・監視を行う航空保安システムに係る研究開発等を行うことにより、国(航空局)が実施する航空管制業務等の航空保安業務について技術的側面から支援する。	-	重点研究数:10件 -
(24)	(独)電子航法研究所(施設整備費) (平成13年度)	0439	99 (92)	39 (18)	50	研究開発業務の確実な遂行のため、研究所の施設・設備に関して性能維持・向上等適切な整備を実施する。	-	整備実施件数:1件 -
(25)	国土技術政策総合研究所 土木関連施設整備費、建築関連施設整備費 (平成13年度)	0440	1,018 (776)	54 (166)	51	国土交通省が所管する国土技術政策の企画立案と密接に関係のある総合的な調査、研究開発に必用となる研究施設の適正な維持管理(執務環境を含む)のための改修を図る。	-	- -
(26)	国土技術政策総合研究所 一般研究経費 (平成13年度)	0441	191 (188)	177 (176)	171	国土交通本省が展開する政策や、技術基準の策定・改訂等に対し将来的に十分な技術支援・提言を行っていただけるよう、中長期的に対応が必要となることが予想される課題を解決するための研究ポテンシャルの高揚・維持を図ることを目的とする。	-	- -

(27)	気候変動下での大規模水災害に対する施策群の設定・選択を支援する基盤技術の開発 (平成22年度)	0442	13 (12)	12 (11)	12	気候変動下での水害に対する適応策として、水災害リスクの低減に主眼を置き、従来の河川整備にとられず流域に踏み出す新たな施策も視野に入れるとともに、流域ごとの実態や過去の施策の積み重ねを踏まえて、かつ所定の期間内に実践できる実現性の高い施策オプションを選定・選択するための基盤技術を開発し、気候変動への適応策の実現を強く推進することを目的とする。	177	-
(28)	建築実務の円滑化に資する構造計算プログラムの技術基準に関する研究 (平成22年度)	0443	14 (14)	13 (13)	12	2007年の建築基準法改正により、構造計算書の偽装防止の徹底とともにプログラムによる構造計算の信頼性の確保が図られることとなった。しかしながら、プログラムによりモデル化の詳細が異なること等によりプログラム間で結果にばらつきが生じ、時として有意な差として現れることから、プログラムによる構造計算については、依然、建築確認の場において慎重な取り扱いが必要になっている場合が多い。そのため、標準的なモデル化方法を定めたプログラムに適した建築構造計算基準を整備することにより、プログラムによる構造計算の安定化と、建築確認等の建築実務の円滑化を図ることを目的とする。	177	-
(29)	密集市街地における協動的建て替えルールの策定支援技術の開発 (平成22年度)	0444	19 (19)	19 (19)	17	密集市街地における整備・改善の加速化を目的とした協動的建て替え特例手法の活用を普及を図るため、住民合意に基づく街区特性に応じた協動的建て替えルールの策定を支援する街区性能(火災安全性や、日照・採光、換気・通風等の住環境性能)の簡易予測・評価ツールを開発するとともに、全国の類型密集市街地における街区性能の実態を定量的に把握し、確保すべき街区性能の水準の明確化と協動的建て替えルールの策定ガイドラインの検討を行うことを目的とする。	177	-
(30)	地域における資源・エネルギー循環拠点としての下水処理場の技術的ポテンシャルに関する研究	0447	6 (6)	15 (15)	12	地域における資源・エネルギー循環拠点として大きなポテンシャルを有する下水処理場の循環利用技術について、地域特性や技術種類別のケーススタディを通じた評価を行うとともに、温室効果ガス排出量の削減に効果的な技術の普及を図るため、適切な技術を組み合わせ、下水処理場をエネルギー拠点として最大限活用するためのガイドラインを策定しようとするものである。	177	-
(31)	災害対応を改善する津波浸水想定システムに関する研究 (平成23年度)	0448	7 (6)	16 (16)	16	地震直後から津波の危険性がなくなるまでの間、適切なタイミングで浸水の範囲・深さを想定することで、河川、道路等の施設管理者による災害対応を支援する。	177	-
(32)	大規模広域型地震被害の即時推測技術に関する研究 (平成23年度)	0449	7 (7)	13 (12)	12	国土交通省は大規模地震の発生直後から所管施設の点検を実施しているが、被害状況の把握に数時間以上要することも多い。その間、災害対策本部等では震度分布の情報しかなく、所管施設の被災状況が把握できないため、初動対応に遅れが生じるおそれがある。本研究では、地震発生直後の情報の少ない段階において、施設管理者の意思決定をサポートすることを目的として、強震記録から所管施設の被災状況を推測する手法を開発する。	177	-
(33)	再生可能エネルギーに着目した建築物への新技術導入に関する研究 (平成23年度)	0450	8 (7)	16 (15)	16	政府は温室効果ガスの排出量の削減に関する中長期的な目標として、2020年までにCO2を1990年度比25%削減、一次エネルギー供給量に占める太陽光発電などの再生可能エネルギー供給量の割合10%達成を目指している。そこで、本研究では、省エネ法に基づく住宅、ビル等の技術基準や助成制度に太陽光や地中熱等の再生可能エネルギーを位置づけ、また、官公庁施設などに導入して社会への普及を図ることを目的とする。	177	-
(34)	高齢者の安心居住に向けた新たな住まいの整備手法に関する研究 (平成23年度)	0451	10 (10)	15 (15)	15	高齢者が安心して住み続けられる住まいの整備・普及に向けて、①サービス付き高齢者向け住宅の計画手法・評価手法に関する研究、及び②高齢者の多様な心身特性等に応じた住宅のバリアフリー化等の改修手法に関する研究を実施し、技術指針等の成果の普及を通じて高齢者の安心居住の実現を図る。	177	-
(35)	都市計画における戦略的土地利用マネジメントに向けた土地適性評価技術に関する研究 (平成23年度)	0452	8 (8)	10 (10)	10	都市のコンパクト化を確実に進め、非効率な公共コストを避け、さらに成長戦略に沿ったメリハリの効いた土地利用と低炭素な都市構造の確立に資するため、開発と保全、さらには市街地縮退にかかる行政判断に明確な説明力を付与できる汎用的手法を開発する。	177	-
(36)	アジア国際フェリー輸送の拡大に対応した輸送円滑化策に関する研究 (平成22年度)	0454	6 (6)	6 (6)	6	アジア地域と日本の各地域を結ぶ国際フェリー輸送について、港湾施設の基準策定に関わる技術資料とりまとめ、国際フェリー航路網の予測や地域へのインパクト評価ツールの開発、それらを用いた国際フェリーのゲートウェイ港湾の比較検討、関連する施策評価を行う。	177	-
(37)	国際バルク貨物輸送効率化のための新たな港湾計画手法の開発 (平成23年度)	0456	6 (6)	6 (6)	7	超大型バルクキャリア対応の港湾整備に対し、安全性を担保しつつ施設規模を縮小するための新たな港湾計画手法を開発し、コストの大幅な合理化を図ることを目的とする。	177	-
(38)	地理地殻活動の研究に必要な経費 (平成10年度)	0462	123 (95)	110 (104)	105	地震や火山活動による被害の軽減に向け、プレート境界面の固着域の推定の高度化に関する研究などの推進により、国民の安全・安心の確保を図るとともに、国土地理院が行なう測量・地図作成の効率化や成果の高精度化、迅速な提供などに資する研究開発を実施し、地理空間情報の活用を推進し、豊かな国民生活の実現を図ることを目的とする。	一部177に 関連	-
(39)	気象研究所 (昭和31年度)	0463	832 (831)	784 (782)	784	気象業務に関する実用的技術の研究・開発を行い、気象庁が国民に提供する各種情報の精度向上や迅速化を図ることにより、災害の防止・軽減及び安全・安心な社会の実現をめざす。	177	-
(40)	交通分野における高度な制御・管理システムの総合的な技術開発の推進 (平成24年度)	0427	- (33)	34 (33)	33	鉄道・自動車等の各輸送モードにおける制御・管理システムの技術的要件を整理・検討し、これまで開発されている技術の成果・課題を把握し、他の輸送モードへの応用の可能性を有するものを見出し、これらの輸送モード間で応用・共通化を図るための技術的検討を行う。	177	-
(41)	超過外力と複合的自然災害に対する危機管理に関する研究 (平成24年度)	0457	- (25)	26 (25)	25	地震、豪雨、火山による自然災害を対象に、従来十分に考慮されてこなかった想定を超える超過外力と地震と洪水などの複合的な自然災害の発生とその影響を明らかにし、人命の保護を最優先としつつ、最低限必要な社会経済機能を維持できる先進国家に相応の高い災害耐性を有する国家基盤の構築を目指す。	177	-
(42)	外装材の耐震安全性の評価手法・基準に関する研究 (平成24年度)	0458	- (15)	15 (15)	15	耐震安全性に関して法令や技術指針類では整備が不十分な外装材を対象に、①外装材の耐震安全性を考慮した剥落防止のための技術基準類の確立、及び②地震後の外装材の健全性を評価する方法の確立、を目指す。	177	-

(43)	建物火災時における避難安全性能の算定法と目標水準に関する研究 (平成24年度)	0459	— —	15 (10)	15	複雑化・詳細化した建築基準法の階層化した性能基準への移行に向けて、建築物が有する建避難安全性能の算定法を確立し、避難安全性能の目標水準を提示することとする。	177	— —
(44)	沿岸都市の防災構造化支援技術に関する研究 (平成24年度)	0460	— —	15 (14)	15	沿岸都市の様々なレベルの地震被害の想定に対して、市民の生命・財産を最大限保障し、被災直後の円滑な救援活動及びその後の生活・経済・行政の円滑な復興を図る。	177	— —
(45)	ICTを活用した人の移動情報の基盤整備及び交通計画への適用に関する研究 (平成24年度)	0461	— —	11 (11)	11	ICT(情報通信技術)により取得できる複数の人の移動情報を収集・共通化・分析できる基盤(プラットフォーム)の整備を進め、効率よく安価に時宜に合った調査を可能とすることにより、既存の統計資料を補完した行政サービスの支援に加え、民間サービスの効率化・高度化にも寄与することを目指す。	177	— —
(46)	交通運輸分野の新たな技術開発推進制度 (平成25年度)	新25-59	— —	— —	179	国土交通省の政策課題の解決に資する研究開発テーマを毎年度設定した上で、当該テーマごとに研究実施主体から研究課題の公募を行い、提案された課題の中から有望性の高いものを採択した上で、研究開発業務として委託する。	177	— —
(47)	港湾分野における技術・基準類の国際展開方策に関する研究 (平成25年度)	新25-61	— —	— —	3	アジア諸国を含め、海外において日本企業がビジネス展開を有利に進められるよう、投資対象国におけるスタンダード獲得のための方策の確立を目的として、投資対象国の港湾関連技術基準類(調査、設計、施工、維持管理)に関する調査分析、欧米の主要な港湾関連技術基準類との比較分析を通じ、日本の港湾関連技術・基準類の国際展開の実現を図る。	177	— —
(48)	津波災害時における港湾活動の安定的な維持方策に関する研究 (平成25年度)	新25-62	— —	— —	6	港湾地域における効果的で効率的な津波避難計画を策定するための手法を開発する。また、被災した港湾施設を復旧するにあたり、効果的な環境改善技術を開発する。さらに、浚渫等の港湾工事を行う際に必要となる放射性物質の取り扱い方法をとりまとめる。	177	— —
(49)	下水道施設の戦略的な耐震対策優先度評価手法に関する調査 (平成25年度)	新25-63	— —	— —	10	旧基準(H9以前)で建設された「重要な幹線」の耐震化率は、管きよ14%、処理場10%と非常に低く、東日本大震災では未耐震箇所を中心として下水道施設に甚大な被害が生じ日常生活に大きな影響を与えた。そのため限られた予算制約条件下で、必要不可欠な耐震対策を施し、被災しても最低限の機能維持(水洗トイレの利用、溢水防止)と早期に機能回復を実現させる耐震対策優先度評価手法を確立することを目的とする。	177	— —
(50)	地域の住宅生産技術に対応した省エネルギー技術の評価手法に関する研究 (平成25年度)	新25-64	— —	— —	16	住宅建設の大部分を占める中小の大工・工務店の多くが注文生産を行い、通風の利用や日射熱利用、地域産材利用など地域の気候風土に適した多様な省エネルギー技術を有するが、現行の住宅の省エネルギー基準ではこれらの技術が十分に評価されているとは言えない。今後、省エネルギー基準の適合義務化に向けて、これらの省エネルギー技術の適切な評価が必須であるといえ、そのための評価方法を開発・整備する。	177	— —

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-42)

施策目標		42 情報化を推進する						担当部局名	総合政策局			作成責任者名	情報政策課長 中野 宏幸 行政情報化推進課長 野水 学	
施策目標の概要及び達成すべき目標		国土交通省及び交通分野における国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害の発生を防ぐことにより国民生活・社会経済活動の安全を保つ。						施策目標の評価結果	順調である	政策体系上の位置付け	11 ICTの利活用及び技術研究開発の推進	政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等			
		目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度							
178	国民生活・社会経済活動に重大な影響を及ぼすIT障害発生件数	2件	平成19年度	3件	3件	2件	2件	0件	A-2	限りなくゼロ	毎年度	重要インフラの情報セキュリティ対策に係る第2次行動計画(平成24年4月26日改定)における目標。		
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)	達成手段の概要						関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)		
		25年度行政事業レビュー事業番号	23年度(百万円)									24年度(百万円)		
(1)	都市・地域行政情報データベース運営経費(平成14年度)	464	4 (4)	10 (3)	4	経済・社会の多様なニーズに対応するため都市計画を中心とした情報を集約化及びその提供が求められており、このような中で都市・地域行政に関する各種データの収集・整理をすることで、地方公共団体等関係機関の業務の円滑な遂行を図る。						-	用途が、データベースの運営・改良及びデータを集約化し、その提供を行うものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。	
(2)	下水道処理施設維持管理業者登録システム等運用経費(平成13年度)	465	3 (2)	2 (2)	2	下水道処理施設維持管理業務を民間委託する地方公共団体等に対し、下水道処理施設維持管理業者に関する人的構成、財務状況、業務実績等の情報を提供するシステムを運用する。本登録システムは、地方整備局等において登録される下水道処理施設維持管理業者に関する諸情報について、一元的な情報管理を行うため国土交通本省に全国の業者情報データベースを設置し、情報提供することを目的とする。						-	用途が、サーバ等、本システムを運用するために必要な機器の借り上げ及び保守等であり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。	
(3)	情報通信技術を活用した公共交通活性化の推進(平成25年度)	新25-65	-	-	10	情報通信技術(ICT)及びビッグデータを活用し、公共交通利用者の利用実態や地域生活者の潜在的な移動ニーズをきめ細かに把握・分析し、公共交通の活性化や新たな公共交通サービスの創出等、地域における公共交通サービスの向上を図り、マイカーから公共交通機関への利用のシフトを促進する。						-	用途が、公共交通利用者の利用実態等をきめ細かに把握・分析し、その効果的な活用を図るためのシステムモデルを検討するものであり、成果目標を定めて実施するという性質のものではない。	

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-43)

施策目標		43 国際協力、連携等を推進する						担当部局名		総合政策局国際政策課・海外プロジェクト推進課			作成責任者名		国際政策課長 松本 大樹 海外プロジェクト推進課長 石川 雄一	
施策目標の概要及び達成すべき目標		良好な国際関係を構築するため、相手国・国際機関との多国間・二国間会議等を継続的に実施するとともに、開発途上国の自立的発展を促進するため、研修員受け入れ、専門家派遣、各種調査等の協力・支援を推進し、さらに、我が国企業の海外展開推進という観点から、関係機関と連携して、国際協力、政策対話等の多面的な戦略的外交を推進する。						施策目標の評価結果		順調である	政策体系上の位置付け	12 国際協力、連携等の推進		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	目標値 設定年度	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等				
179 国際協力・連携等の推進に寄与したプロジェクトの件数		124件	平成23年度	118件	122件	120件	124件	126件	A-2	131件	平成28年度	国際会議、国際セミナー、研修、調査等は、わが国の持つ経験・専門性・技術を相手国政府等へ提供し、交流を深めることで、国際協力・連携等に貢献すると考えられるため、目標設定時における当該目標年次の国際会議等の開催見込みに基づき、目標値として設定した。				
達成手段 (開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度 当初 予算額 (百万円)	達成手段の概要					関連する 業績指標 等番号	達成手段の目標(25年度) (上段:アウトプット、下段:アウトカム)					
		25年度 行政事業レビュー 事業番号	23年度 (百万円)	24年度 (百万円)												
(1) 交通関係国際会議等に必要経費 (平成13年度)		467	51 (41)	48 (43)	交通分野全体にわたる国際的な枠組みであるITFやAPECの下に設置された交通大臣会合等の枠組みを積極的に活用し、国際的な枠組みの下で課題の解決を図る。また、これらの国際的な枠組みを活用し、世界における我が国の存在感の維持・拡大を図るとともに、我が国の高質な交通インフラの効果的な普及に向けた取り組みを行う。					179						
(2) 国際交通分野における途上国の経済活性化と我が国企業競争力強化のための支援 (昭和48年度)		468	734 (666)	888 (772)	①トップセールスをはじめとするプロモーションや我が国の技術を活かしたプロジェクト提案を行うための案件形成調査等により、基本計画や入札条件が日本企業にとって有利になるよう環境整備を行う。また、我が国が強みを持つ技術や規格について、国際標準化を図るための国際機関への働きかけや相手国におけるセミナー、研修等の通じたスタンダード獲得を図る。 ②「日ASEAN包括的経済連携構想」を受けて創設された日ASEAN交通連携基本枠組みに基づき、「日ASEAN次官級交通政策会合」の開催を行うほか、中国・韓国との二国間の交通次官級会合等を開催する。					179						
(3) 国際社会における交通連携の確保 (平成25年度)		新25-66			47 海運事故を減少させるための安全制度の改善、原油等の海上輸送にとって不可欠な海賊対策能力の向上、航空機爆破テロを未然に防止するための航空セキュリティ体制構築、サプライサイクル体制支援による海洋環境汚染対策の推進、途上国の環境に対する行動計画の策定等の諸課題の解決に向けて、途上国の関係者を対象に、現地セミナーや専門家会合、官民ラウンドテーブルの開催、ベストプラクティス集やマニュアルの作成、現地調査をふまえた対策の検討等を行う。					179						
(4) 建設分野における国際協力、連携の推進 (平成19年度)		466	117 (114)	226 (220)	248 開発途上国政府等を対象に、本邦建設技術の優位性を活かした案件形成を促進するための調査団派遣による政策対話及びセミナー・シンポジウムの開催等の技術支援を実施するとともに、気候変動や大規模自然災害に脆弱な開発途上国等を対象に、政策対話及び現地調査等の実施による課題やニーズの把握と環境・防災対策の提案、セミナー等の開催を実施する。また、開発途上国の政府関係者や技術者を対象に、我が国で培われ相手国で活用可能な建設技術や制度に係る適用可能性の検討及びセミナー等の実施等を行う。					179						

平成25年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省25-44)

施策目標		44 環境等に配慮した便利で安全な官庁施設の整備・保全を推進する						担当部局名	官庁営繕部			作成責任者名	計画課長 川元 茂			
施策目標の概要及び達成すべき目標		行政等のサービス提供の場として、国民の生活や経済社会活動を支えている官庁施設について、環境等に配慮した便利で安全なものとなるよう、効率的に整備・保全を推進する。						施策目標の評価結果	順調である		政策体系上の位置付け	13 官庁施設の利便性、安全性等の向上		政策評価実施予定時期	平成26年7月	
業績指標等		初期値	実績値					評価結果	目標値	目標年度	業績指標等の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等					
			目標値設定年度	20年度	21年度	22年度	23年度									24年度
180	官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合(耐震対策)	83%	平成23年度	75%	78%	81%	83%	86%	A-2	95%	平成28年度	「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づく「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」において、多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とすることが定められていることを勘案し、官庁施設として必要な性能を確保するための対策が講じられている施設の割合について、95%を平成28年度の目標値とした。				
181-①	保全状態の良好な官庁施設の割合等(①保全状態の良好な官庁施設の割合)	48%	平成23年度	32.4%	36.5%	41.2%	48.1%	52.8%	A-2	60%	平成28年度	評点の平均点が80点以上の施設は、良好に保全されている施設であり、質の高い保全指導が必要とされる。保全指導の強化と着実な進展を図るため、60%を平成28年度の目標値とした。				
181-②	(②官庁営繕関係基準類等の策定事項数)	25事項	平成23年度	16事項	19事項	23事項	25事項	38事項	A-2	50事項	平成28年度	「国家機関の建築物を良質なストックとして整備・活用するための官庁営繕行政のあり方について」(平成18年7月20日社会資本整備審議会建築分科会)の建議において当面実施すべき施策とされた項目、社会経済情勢の変化等について、基準等の策定や既存基準等の改定に際し事項の追加等を行い、基準等の策定事項数50事項を平成28年度の目標値とした。				
達成手段(開始年度)		補正後予算額(執行額)		25年度当初予算額(百万円)		達成手段の概要					関連する業績指標等番号	達成手段の目標(25年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム)				
		25年度行政事業レビュー事業番号	23年度(百万円)	24年度(百万円)												
(1)	官庁営繕費(平成18年度)	471	23,745 (23,433)	30,148 (13,384)	17,700		耐震性能の不足等により、大規模地震時に来訪者等の人命に危険が及ぶ施設や災害時の活動拠点としての機能の発揮に問題がある施設に加え、外壁落下や建物内への漏水等の不具合が生じたり業務量の増大等に伴い著しく狭隘となるなど、行政サービス提供の場として重大な支障が生じている施設について、耐震性能等の必要な性能を確保できるよう、改修や建替えを実施している。建替えに当たっては改修との経済比較を行った上で事業を実施することとしている。事業の実施において、国は施設の企画や整備水準の設定、工事の発注・監督・検査等を行い、設計や工事の施工については民間事業者が行っている。					180				
(2)	官庁施設の適正な保全等の推進に必要な経費(平成18年度)	472	99 (96)	111 (107)	111		大臣官房官庁営繕部においては、適正な水準を有する官庁施設の整備及び適正な保全、整備プロセスにおける透明性や効率性の確保に向けて、各種技術基準やマニュアル類を作成している。本事業では地球環境の保全や安全・安心の確保等新たな行政ニーズを的確に施策に反映するために、各種技術基準やマニュアル類の制定や改定を行う必要があることから、そのために必要な与条件整理、データの収集・分析等を随時行っている。					181				
(3)	官庁営繕費(東日本大震災関連)(平成23年度)	473	3,554 (3,050)	12,256 (6,929)	714		○東日本大震災により被害を受けた官庁施設の復旧等。 ○防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保のため、以下を実施。 ・官庁施設の耐震化の推進。 ・官庁施設の防災機能の強化。 ・官庁施設の津波対策の推進。					180				